

教化研究

2003年（平成15年）

No. 14

研究成果報告

「開教の基礎的研究」(②海外開教)

浄土宗総合研究所

教化研究

2003年(平成15年)

No. 14

目次

研究成果報告

開教の基礎的研究(②海外開教) 研究成果報告……………海外開教研究班 水谷 浩志… 2

平成十三年度研究活動報告(概要)

浄土宗義と現代・①浄土教比較論―『浄土宗大辞典』の点検……………林田 康順… 20

浄土宗義と現代・②浄土宗基本典籍の現代語化・A浄土三部経……………袖山 榮輝… 26

浄土宗義と現代・②浄土宗基本典籍の現代語化・B四十八巻伝……………善 裕昭… 29

浄土宗典籍・版木の研究―浄土宗寺院所蔵文献類調査整理研究……………竹内 真道… 32

伝道(布教化)の研究・現代布教の検討……………正村 瑛明… 36

ホームページによる教化情報提供運営に関する研究

①日本語によるホームページ……………今岡 達雄… 40

葬祭仏教研究―葬儀の実態的研究……………大藏 健司… 43

日常勤行式の現代語化に関する基礎的研究…………… 坂上 典翁… 45

研究ノート

浄土宗基本典籍の現代語化・浄土三部経 仏説阿弥陀経……………

…………… 浄土宗基本典籍の現代語化A 浄土三部経班… 56

浄土宗基本典籍の現代語化・四十八卷伝……………

…………… 浄土宗基本典籍の現代語化B 四十八卷伝班… 68

ヨーロッパ開教の課題と展望…………… 岩田 斎肇… 116

浄土宗総合研究所所員・囑託名簿…………… 118

浄土宗総合研究所運営委員会委員名簿…………… 123

平成十四年度 活動報告…………… 124

平成十五年度 研究課題・担当者…………… 135

編集後記…………… 136

研
究
成
果
報
告

開教の基礎的研究
②海外開教
研究成果報告

海外開教研究班

南米開教区の現状と展望について

―浄土宗南米開教区現地調査概要報告―

水谷 浩志

はじめに

以下は、浄土宗総合研究所のプロジェクト研究「開教の基礎的研究」の研究班（海外開教担当）によって、平成十二年八月に実施された、浄土宗南米開教区の現地実態調査の概要報告である。

本年は、浄土宗南米開教五十周年に当たり、調査時点で計画中であった開教区第三番目の寺院となる「イビウーナ日伯寺」も、既に本格的な建設の途上であり、南米開教区の今後の発展がますます期待される場所である。

こうした時機に、この報告を行うことで、浄土宗南米開教区について宗門内の理解が深まり、その将来についてより建設的な議論が行われることとなれば幸いである。

なお、今回の調査に当たっては、浄土宗南米開教総監

佐々木陽明師をはじめ、関係者各位の全面的なご支援をいただいたことをはじめに記し、感謝のしるしとさせていただきます。

(1) 南米開教区の現状（2000年現地調査時点）

(一) 寺院

(a) 南米浄土宗別院日伯寺

(サンパウロ州・サンパウロ市)

1954年開基、

1957年現在地へ移転、

1973年本堂落慶、

1993年日伯寺研修センター落成。

開教使、佐々木陽明(総監)。

稲場ペドロ明忠、近藤秀紀(のべ3名)

檀信徒、950家族

(檀家922、信徒28)

(b) マリンガ日伯寺

(パラナ州・マリンガ市)

1974年開基、

1983年本堂落慶。

開教使、佐々木エドアルド良法(1名)

檀信徒、355家族

(檀家330、信徒25)

(c) イビウーナ日伯寺

開教使、櫻井聡祐(1名)

*詳細は後述

(2) 関係福祉団体

(a) 精神薄弱児者施設ことものその

1958年別院日伯寺内に創立、

1959年現、イタケーラ区に移転。

園児、園生数102名、

協力者、法人会員650社、

個人会員8、000名

(b) 養老施設「和順ホーム」

1975年マリンガ日伯寺境内に創立。

入居老人数37名、

協力者特別会員45名、

個人会員2、300名、

(3) 布教の現況

(a) 法務

イ・大法要

修生会、御忌(1月)、秋彼岸(3月)、

うらばん施餓鬼会(7月)、

開山忌、地藏まつり(8月)、

春彼岸(9月)、御十夜(11月)、

佛名会(12月)、除夜の鐘(12月)。

ロ・檀信徒各家への巡回布教

年1回各家庭訪問布教

(棚経+法話+相談)

ハ・結婚式、金婚式等の仏式法要。

ニ・奥地開拓地への教線拡張の布教。

ホ・記念式典、慰霊法要等。

地方団体への布教。

(b) 青少年教化活動

イ・こどもおてつき奉仕団、

教化研修会開催

(毎年1月サンパウロ・マリンガ)

ロ・こども大会(毎年8月)

ハ・ボーイスカウト団の発足

(1997年3月)

ニ・ポルトガル語による仏教研究会(毎月)

(c) 婦人会教化活動

イ・毎月定例の外、年1度(7月)バザー。

ロ・旅行会、その他。

(d) 老、壮年教化活動

イ・在宅老人の福祉相談。

ロ・敬老会(3月)、カラオケ大会(9月)

ハ・日本語による仏教研究会、

念仏講等。

(e) 研修会等の指導

イ・各種研修会(企業、団体、福祉関係)

の指導。

ロ・淑徳大学ブラジル研修生の指導

(毎年8月～9月)学生数名参加。

(4) 開教使の待遇

(開教使の生活は基本的には法施による)

大法要仏前、法要布施、位牌堂回向料等により支給、初任給700米ドル(食事、宿泊つき)

～1、600米ドル。

(5) 各寺院維持運営

檀信徒護持会費(段階あり)、寄付金等にて

年間、1家族会費、C=60米ドル

B=80米ドル A=120米ドル

特 別=170米ドル

(2) 開教総監の考える南米開教区の展望について

(1) 問題点と課題

(a) 今日迄は開教を行う為の建物や建築を中心として来た為に、経済的には苦しくとも目に見えていたことにより一致協力、使命感、一体

感が持続出来たが、愈々教化内容の充実をはかる時、厳しい自己管理と開教使の使命感、一体感をどの様に持ち続けていくか、その努力が大切。

(b) 現在の開教方法の見直し

イ・海外開教をその国に住んでいる日本人、日系人をその対象として考えているが、果たしてその考え方だけでよいのか。ブラジル国に貢献する浄土宗開教であれば、非日系人にたいする開教の方法を研究し、方針を立てて、実行する必要がある。

ロ・現在のサンパウロ、マリンガの2カ寺中心の開教で満足してよいのか？日本の23倍と言う広い範囲にポルトガル語を使用しての布教伝道を行う場合の具体的方法の研究、例えば、インターネットを使用する等も考えて見る必要がある。

(2) 展望

- (a) 現在、日本人、日系人の外国移住者数は、260万人、そのうちの50%に当たる130万人がブラジルに移住している。又、ブラジルより17万人の日系人が日本に出稼ぎに行っており、いずれ、彼等がブラジルに帰国する時に、日本語、並びに日本の文化、習慣等を持ち込んで来る事が予想されている。即ち、まだまだ日本語による開教のチャンスが多いという事である。又、一方では、ブラジル生まれの開教使も2名が育ち、他宗に先駆けてポルトガル語での開教も出来る様になっている。
- (b) 南米開教の中期、長期の計画を立て、それに参加した開教使が、責任ある開教を展開する事が大切である。
- (c) その為の人材の育成と派遣、経済的には、一貫した開教助成が必要である。

(d) 一宗の担当者が南米開教の実態を視て理解しておく必要がある。

(3) イビウーナ日伯寺開基に関する報告

(1) 建設目的

- (a) 日系人を対象とする開教活動、サンパウロ州南西地域日系人の念仏信仰の寺として。
- (b) サラナ生涯教育センターとしての福祉活動、教化活動、サンパウロ市を含む日系社会全体の老壯者を対象とした福祉活動、青少年の研修、婦人会等の教化活動の場として。
- (c) ブラジル人に対する開教、仏教教育、研修道場、非日系ブラジル人を対象にポルトガル語による仏教伝道のお寺として。

(2) 建設計画概要

建築規模 総面積5,681㎡(鉄筋コンクリート、煉瓦作り、一部2階建て)

工期 第1期から第5期まで

(第1・2期は2003年5月竣工、その他は未定)

総工費 5、994、000レアル

(約230万米ドル)

(3) 建設に到るまでの経緯

故村上正朋氏は高知県出身で、戦前青年時代にブラジルに移住し、イビウーナ郡モルドー区にて大きく農場を経営していたが、1992年に72才にて逝去された。生前に農場後継者がいないので、開教総監に対して、浄土宗南米教団に自宅を含めた土地の一部を寄進し、それ等を活用してほしいとの申し出があった。

しかし、当時は日伯寺研修センターの建設中であり、資金面、並びに開教使スタッフの問題等があり、寄進受け入れの返事をしなかった。

村上正朋氏逝去後、伸子未亡人から寺総代を通じて今回、改めて、遺族一同(未亡人、2男、2女)の合意

として故人の意思を尊重して教団に寄進の申し出があった。

教団理事会、開教使会にてこの件を検討し、現場を視察し、選択集800年記念事業として、将来第3の寺院「イビウーナ日伯寺」として開基する事とし、寄進を受け入れることとなり、土地の選定を行った。

(4) 寄進された土地

(a) 所在地 サンパウロ州イビウーナ郡モルドー

区村上耕地内(別院日伯寺より西南西へ90km

地点)

(b) 土地面積 4.5アルケールス(約10万8千平

方米=10.8ヘクタール)その中に804m²

の居住家屋、176m²の単庫、倉庫あり。但

し、いずれも屋根替、其の他、改装が必要。

(c) 立地条件

イ・村上農場(100アルケールス=240ヘ

クタール)の中心部、家屋を含めた所。

口・サンパウロ中心よりイビウーナ市迄70 km、
イビウーナ市より20 km地点

ハ・土地は平均して幅約2000 m、奥行約550 m、家屋の在る所は前面に小川、池があり、奥の最土地は標高1千2百mで、イビウーナ郡で最も高い所で、周囲の山々や、雲海が眼下に見え、200度の大パノラマが展望出来る。

(5) イビウーナ郡について

イビウーナ郡はサンパウロ市の約2倍の面積で、近郊西南地帯では最も大きな郡で、日系人も700家族在住、イビウーナ文化体育協会等の日系団体もある。

蔬菜、花等の生産地としては近郊第一と言われており、最近ではサンパウロ市民の別荘地としても発展しており、フェルナンド・エンリッキ現ブラジル大統領の別荘もあり、釣り堀や貸別荘なども多くある。

政治的には日系人の強い所で、現在副市長は日系人(村上家縁者)。農村電化を始め農産物の大量生産等、日系人の農業関係での活躍で発展した郡で、サンパウロ市に較べて治安も良い所である。

「イビウーナ」とはブラジル先住民の言葉で「黒い土」という意味で、ブラジル独特の赫土がすくなく、又、ブラジルの海岸山脈の中にあり、起伏に富んだ地形で全体に日本の農村風景に近い。サンパウロ市への水の供給地として湖も大きく、自然環境保護と観光に力を入れている、自然に恵まれている郡である。

(6) 浄土宗の開教拠点と考えた場合

(a) 現在、別院日伯寺の檀信徒は、イビウーナ郡を中心とした近隣の郡も含めると約50家族ある。又、イビウーナ郡に約700家族の日系を中心し、サンロック、マイリンキ、コチア、バルゼングランデ、ピエダーデ等隣接する近郊郡に主に農業を中心とし、日本語が通

じる日系人約1千5百家族が在住している。同圏内に生長の家の練生道場はあるが、佛教寺院は1ヶ寺も無く、浄土宗の開教地点とすれば教線拡張出来る可能性は大きい。

- (b) 別院日伯寺ではボーイスカウト団の再発足を
する事に行っているが、治安の関係でキャンプ
地の確保が必要である。又、少年教化として、
こどもおてつぎの第2日目は毎年(本年で5回
目)イビウーナ郡のレジャー施設を借りて行っ
ているが、これら青少年教化活動の土地とし
て活用、又、別院の檀信徒の週末の慰安を兼
ねた家族ぐるみの教化、非日系ブラジル人の
合宿念佛教化への活用等々、が考えられる。

- (c) 10ヘクタール以上の広い面積と、自然と安全
に囲まれて、将来は檀信徒を中心とした老人
福祉施設等の建設を考えることが出来る。

- (d) 寄進される予定地は現在農耕されている為に
更地として考えられ、自然環境保護法による

樹木の伐採禁止の対象とならず、その土地の
100%を如何様にも利用することが出来る。
又、その周辺は逆に伐採出来ない森林が多く、
開発ができないことになっている。公害の多
い大サンパウロ在住者の最も求めている、安
全な大自然がそこに在り、心が洗われる様な
自然環境である。

- (e) 寺院の所在地としてイビウーナ市より20km地
点は若干不便である感がするが、しかし、一
方では心を洗う場所として、大自然の中で別
時念佛等、ゆつくり出来得る貴重な場所とも
考えられる。

(7) 寺院名、山号、院号等について

故村上正朋氏の生前の思いなどを考えて、「正葉山
高徳院 イビウーナ日伯寺」とする。

- (尚山上に建立する念佛道場を「選擇念佛堂」とす
る。)

故村上正朋氏は高知県高岡郡葉山村の出身で生家は高橋家。戦前に単身渡伯する為に高橋姓より、呼寄主の村上姓に入籍された。しかし本人は苦しい開拓時代より「高橋家」の発展の念が大きく、生前村上姓より高橋姓に変更すべく努力されたが、法律上許可されなかった。而して、村上家の佛壇には高橋家の先祖がまつられている。非常に勤勉で正直、純粋で清らかな心の方で、数多くいたブラジル人労働者で、高齢化した人達に対しても手篤く援助されるなど人徳も高い人で、総監もイビウーナ地区の巡回布教の折には必ず村上家に一泊し、その様な縁から土地の寄進の話が重ねられていた。農場で事故死された折、村上氏の心の中に常に在った、高知、高橋の「高」と、故人の人徳を考え、総監の連社号「徳」をあわせ「高德院」という戒名がおくられた。

故人の出身地葉山村からは戦前、戦後を通じて約350家族がブラジルに移住し、現在は、それらの子孫が分家等をし、推定1千500家族がブラジル

全土に在住していると言われている。葉山村の大多数の家は日本では臨済宗妙心寺派だが、ブラジルに同派が無い為に禪宗という事で曹洞宗に属している家が多いが、現在では浄土宗への転宗が増加しつつある。それは、村上氏が親戚縁者を数多く呼寄せられたが、そのうち、林亮一氏、高橋正男(実兄)氏の両家族は、1957年、日伯寺開山長谷川良信上人(現総監を含めて3名の開教使が随伴)と同じ船ボイスベソ号で56日の航海を続けて渡伯した同船者であった。その様な縁を元にして、巡回布教やこどもおてつき等、地道な開教を通じて先記の村上、林、高橋家の他に、川上家一族、下元家一族(コチア産業組合創立者)、中山家一族、西岡家一族、中久保家等、その他葉山村出身の多くの家族が浄土宗に入信している。

現在、同イビウーナ地区の総代世話人は川上佳男氏、林亮一氏、川上公三氏、西岡健三氏等いずれも葉山村の出身である。

尚、今回の土地の寄進に推進役を勤められた林亮

一氏、中山善介氏(義弟)、西岡健三氏はいずれも村上氏の親戚であり、呼寄で渡伯し、村上農場で働きながら農場を發展させ、現在ではイビウーナ郡内でそれぞれが農場を經營しており、イビウーナ在住日系人のリーダーとして活躍している。その方達にとっては村上家のシンボルである大家屋や農場は、そのまま自分達の開拓時代のシンボルであり、ブラジル移住の原点でもあり、若しイビウーナ日伯寺が開基されれば大なる協力支援を約束されている。

(8) イビウーナ日伯寺建設の現状報告

(1) 村上家より寄進された土地 140.790㎡(約42.663坪)家屋(804㎡)は、土地の測量が完了し、村上家の弁護士(の指導により、(1997年9月)寄附譲渡手続きが、イビウーナ市登記所に完了する。但し、地権の交付は、村上家の遺産相続が終了後となる由。

(2) 境界線に柵(鉄条網)を設備(1997年11月)

(3) 現地の運営委員長に西岡健三氏を決定。敷地内の道路作り等開始(1998年7月完了)

(4) イビウーナ日伯寺開基法要(1998年8月27日) 本堂予定地にて地鎮式。

(5) 村上未亡人用住宅完成、新居に移転(1998年11月)

(6) 顧問会、総代会、理事会、護持会役員決定(1999年3月15日)(総代長川上公三氏)

(7) 具体的な設計案作成開始(中村ミルトン技師に依頼)

〈参考資料〉

「南米開教区の現状と展望について」(佐々木陽明南米開教総監、1996年11月29日記)

「イビウーナ日伯寺開基について」(佐々木陽明南米開教総監、1997年2月15日記)

「浄土宗南米開教50周年記念正葉山高徳院イビウーナ日伯
寺建設趣意書」(佐々木陽明南米開教総監、2001年11
月21日記)

〈添付資料〉

(佐々木陽明開教総監立案「開教区50周年に向けて」より)

○展望と方向性

ブラジルは126ヶ国の移民を受け入れている人種の岨
崎の国と言われています。

ここ十数年間、文化統合という考え方や言葉が強くなり
れております。かつての国教であったカトリック教やポル
トガル文化を中心とした考え方から脱却して、各移民が持
ち込んだそれぞれの国の文化をブラジルに採り入れて組み
合せ、統合し、国内で共存共栄を計り、世界のどの国とも
仲良くしていく、これがブラジルの文化である、という考
え方です。

この考え方の中で、日本文化、或は東洋文化の根幹をな
す佛教に対して強い関心と興味が持たれはじめておりま

す。

次にブラジルの日系人社会は現在130万人でブラジル
国民の1%弱であります。然し海外在住日系人の実に50%
がブラジルに居住しています。戦後の移住者も数多く活躍
しており、言語で言えば、日本語のみ、日伯両語、伯語即
ちポルトガル語のみ、と三段階に分けられます。而して日
本移民90年を経た今日、二・三世が中心の時代となり、国
語であるポルトガル語が主流となり、国際結婚も加速し、
混血が増加しております。

又、ブラジル経済の不況により、20万人以上の日系一
三世が日本で就労しており、世代の空洞化がおきている現
状ですが、一方それら出稼ぎの人達が日本で数年働くこと
により、日本の言語、習慣、文化等を身につけ、将来70%
以上の人がブラジルに帰国すると予想され、日系人社会の
活性化に貢献されるだろうと言われております。

これらの展望の中で、南米浄土宗教団としての様な方向
性を持って開教を行うべきかといえますと、次の事が考え
られています。

(1) 開教基本方針は、佛教(念佛)、教育、福祉、三位一体の開教を展開する事は、当初より不変であるが、現在の日系人を中心とした開教を、百年、二百年先を視野に入れたブラジル人中心の開教に徐々に変動させていく事が重要である。その為には、南米開教の中期、長期開教の基本方針を決定する。

(2) 布教対象を、A、教団檀信徒、B、日系社会、C、ブラジル社会、の3つに分け、それぞれに必要な開教方針を具体的に決める。

A・今日の浄土宗開教の基礎造りに協力支援された檀信徒に、より一層の念佛信仰運動と、信徒子弟のポルトガル語による教化活動を行ない、各家の信仰の後継者づくりを推進し、檀信徒をして移住者としての誇りと満足、家族ぐるみの信仰の喜びを感じていただく。

B・日系社会が求める、文化的、福祉的中心的役割が果たせる様、特に、高齢者に対する教育、福祉活動を、念佛の実践行として、高度のレベルで取り組む。

C・日本語のみで開教する宗派佛教は、一世の消滅と共に衰退する。逆に、日伯両語で開教し、しっかりと指導者(開教使)を有する佛教教団、寺院は隆盛になる。との認識の中で、インターネット、ポルトガル籍文書等で広くブラジル全土に浄土教の発信と、各寺院でポルトガル語の佛教文化講座、研修等、定期的に開催し、地道な開教を行ない、ブラジル人の念佛者を多数輩出する様に取り組む。而して日系三世以上はブラジル社会の構成員として考えていくべきである。

(3) 優秀な開教使の養成

「法は人によって弘まる」の通り、先ず開教使の学徳両面の向上を計る。何を以って優秀かと言えば、日伯両語で開教出来る、ブラジル国籍、或は永住開教使のみを優秀と考えず、日本語のみ、或は短期間であっても、浄土念佛を自ら信行し、使命感と一体感を持って開教に取り組む、明るくて躍動感のあるプロの開教使が必要。

(4)「開教」概念の改革

a・開教は苦しみでは無い、苦しいけれども僧侶として法を伝える喜びであり、ロマンである(苦しみのみ感じた時衰退する)。

b・開教は開教使のみが行っているのではなく、檀信徒、総代、寺役員等、僧俗一体で行われている事の再確認。

c・開教は現場の開教使のみが行うのではなく、志を同じくする人が日本に在っても一体感の中、使命感を持って行なう。

d・特に長期の企画、方針等は、現場の開教使のみで行うと近視的になり失敗に繋がる。

(5)楽しい開教の環境づくり

広大な南米の開教に取り組んでいる開教使に対して正しい評価と敬意を払い、一般常識内の経済的保証、安全な自動車の提供、自己研修出来る時間的余裕等々、楽しく開教に専念出来る環境づくりが必要。

(6)南米開教への組織的支援の強化

元祖様のご遺跡造り。世界に広がるお念佛を考えた時、最も可能性が大きい南米開教区で、「南米の大地にお念佛の声を」を合言葉に、45年の歴史を重ねている南米開教の実績と実態を正しく認識、評価して、適切な支援を集中的に、組織的に行うことが大切である。ついては、「宗当局との連絡を密に行なう事と、「南米開教を考える会」の活発な運動が必要である。

○50年に向けて今後予定している計画

(1)和順ホーム増築に関する附帯工事の完成

(2)マリंगा日伯寺教化ホール附帯工事の完成

(3)檀信徒歴史帳作成運動の推進

(4)檀信徒用日常勤行式(日伯両語)の作成

(5)青少年教化活動、佛教文化講座(日伯両語)、五重作礼、地方巡回布教等、信仰運動、教化事業の継続と内容充実、教化推進

(6)南米浄土宗別院日伯寺の白蟻駆除を含めた補修工事

と、位牌堂の増改築移管工事

(7) 浄土宗海外三開教区開教使の研修会開催、並びに、浄土宗ブラジルセミナーの開催

(8) 日本よりの研修を受け入れ、並びに、こどもおてつき、青年檀信徒のおてつき運動を含めた訪日研修団の派遣等、日伯親善交流の推進

(9) 日本に就労している日系ブラジル人に対する福祉活動、特に未就学児童に対する支援活動に関する研究と実施。

(10) イビウーナ日伯寺の建設

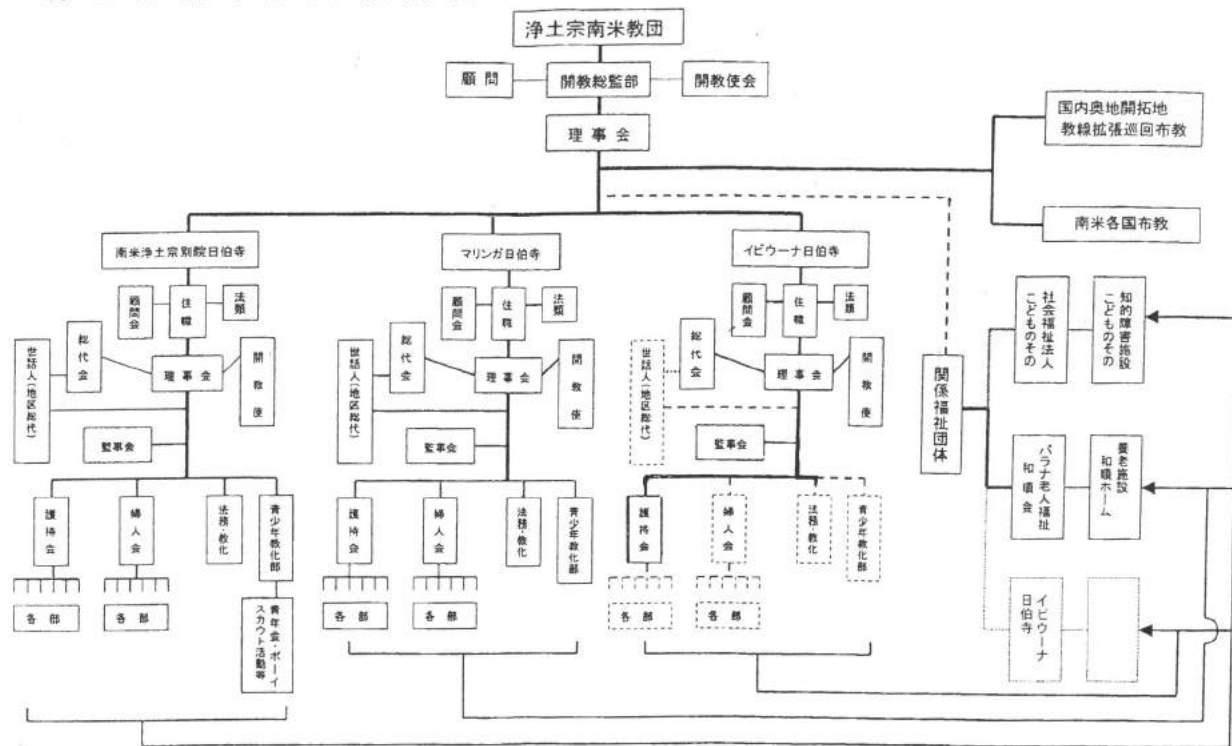
A 青少年教化研修場として寄贈された家屋の補修工事、野外のスポーツ設備等。

B 日系高齢者を対象とする、福祉、教育を目的の保養研修施設(サラナホールのに)

C 本堂建立、イビウーナ郡を中心とするサンパウロ州西南地域の日系人の教化・ブラジル人を対象とする伝道教化。全伯浄土宗信徒の別時、研修道場として。開教50周年に落成を目指す。

世界的にも、ブラジル国内も不況の中で、先記の計画、特に、イビウーナ日伯寺の建立は、資金面を含め大きな不安を感じていますが、浄土宗南米開教の歴史の大きな分岐点に立っているという認識の中で、今後の五十年百年を占う大きな試金石と受けとり、元祖様のご遺跡造りを行うという自負と使命感を持つと共に、小納と同じく、ブラジルの土に還る若い開教使陣の情熱と実行力を信じ、50年に向って踏み出した次第です。何卒、有徳有縁の皆様の御理解と御支援とを切にお願い申し上げます。

浄土宗南米教団 組織図



平成十四年度
研究活動報告
(概要)

浄土宗義と現代・①浄土教比較論」『浄土宗大辞典』の点検」

林 田 康 順

はじめに「プロジェクト編成の経緯」

平成二十三年に厳修される宗祖法然上人八〇〇年大遠忌を控え、浄土宗ではさまざまな大遠忌記念事業が立案・計画され、順次実施されようとしている。多くの記念事業の中、宗務当局から総合研究所へ諮問された事業の一つに、かねてよりの懸案である「浄土宗大辞典」の点検作業」があった。

そこで、平成十四年度から、総合研究所の「浄土教比較論」中に、この事業を組み入れ、新たにスタッフを編成し、以下のような概要で「浄土宗大辞典」点検プロジェクトを進める運びとなった。

研究意図

昭和四十九年、浄土宗大辞典編纂委員会編「浄土宗大辞典」(以下、「大辞典」と記す)初版第一巻が発行されて以来、およそ四半世紀が経過した(昭和五十一年・第二巻発行、昭和五十五年・第三巻発行、昭和五十七年・第四(別)巻発行)。その後、宗学・仏教学・史学をはじめ学問研究は長足の進展を示し、あるいは、宗宝や各種文化財の指定(解除も含め)、新出資料の発見、市町村合併に伴う住居表示の変更など、「大辞典」記載事項に改訂・増補を望む声は日増しに高まり、かつ、多岐に及んでいる。本プロジェクトは、それら多方面からの声を踏まえ、その基礎作業として「大辞典」の点検作業を進めるものである。

こうした点検作業は、最終的には『改版増補・浄土宗大辞典』（『新大辞典』）の発刊を目指している。無論、現今の出版を取り巻く環境、頒布・販売・検索の便宜などを鑑み、『新大辞典』の電子化も視野に入れて作業を進めていることは言うまでもない。『新大辞典』の発刊は、一層の教学振興を促し、布教施策の一助となるであろう。

ただ、『大辞典』が存在するとはいえ、それを全面的に改訂・増補し、加えて、『新大辞典』を発刊・販売するという一連の膨大な作業が、短期間で完了するはずもなく、一宗を挙げての綿密な調査、慎重な討議、複雑な事務が必要となることは言うまでもない。そうした作業の膨大さからか、現時点（平成十五年三月末日）では、刊行まで視野に入れた最終的な決定権をもつ組織が一宗の中で設立されていないため、私たちの研究についても、いまだ具体的な予定を明確にし得ないのはなほだ残念である。しかし、どのような形でそうした組織が設立され、中止を含めたいかなる結論が下されることになろうとも、それに迅速に対応できる準備だけは着実に進めていく所存である。

スタッフ構成

総合研究所長・石上善応研究代表以下、平成十四年度の本プロジェクト研究スタッフの構成と、研究会を円滑に進めるにあたっての現時点でのスタッフの担当は以下の通りである。

ただし、ここに記す担当はたまかなものであって、全スタッフが項目の点検作業にあたっていることを付記しておく。また、本プロジェクトは膨大なデータをより効率的に処理する必要があり、コンピュータ処理による高度な編集技術が要求されることから、発足当初から当研究所編集主任・大蔵健司専任研究員をチーフとする編集班との共同プロジェクトとし、データの作成・保存などの情報処理作業を進めているので、重複するがその構成も付記しておく。なお、今後、実際の改訂作業に着手する段階になって、スタッフを大幅に増員することになろうし、多くの方々にご執筆の手をわずらわせることとなるのは言うまでもない。

研究代表 石上善応 (総合研究所所長)

研究主務 林田康順 (専任研究員) 宗学、布教

スタッフ 福西賢兆 (主任研究員) 全般

戸松義晴 (専任研究員) 海外の仏教・浄土教

大蔵健司 (専任研究員) 宗教学・哲学・習俗

西城宗隆 (研究員) 法式

袖山栄輝 (研究員) 仏教学、

特にインド仏教

柴田泰山 (研究員)

中国仏教・

中国浄土教

村田洋一 (研究員)

寺院・詠唱

吉田淳雄 (研究助手)

宗史・史学・国文学

和田典善 (研究助手)

典籍・美術

石川琢道 (研究助手)

人名

編集主務 大蔵健司 (専任研究員)

スタッフ 吉田淳雄 (研究助手)

石川琢道 (研究助手)

作業大綱

平成十四年度は、以下のような方法で作業を行った。

(1) 研究会は、原則として毎週月曜日をあてる。

(2) 研究会当日までに、各スタッフはあらかじめ「大辞典」の読み込みをし、加えて、項目内容が自分の担当にあたっていた場合、綿密な調査を施しておく。

(3) 研究会当日は、「大辞典」の項目順に、項目内容に応じて担当スタッフが記載内容についての検討結果を報告し、それに基づいて全スタッフが自由に討議を行う。

(4) 討議の結果は、次のような形で総合研究所のコンピュータ中に保存し、全スタッフがすべての情報を共有できるようにする。

その検討結果を大まかに分類すれば、(A) 総論、(B) 既存項目の処理、(C) 新規項目名の選定に分けられるので、それにしたがって要点のみを以下に記す。

(A) 総論

今後、『新大辞典』編集の際、全体的な流れとして、あるいは、書名・寺名・人名など大まかな項目毎に、執筆者に心得ていただきたい事項について、適宜その要点を抽出している。具体的には、項目内の構成、典籍の引用方法、出典・参考文献の記載方法などの統一である。

(B) 既存項目の処理

『大辞典』に所収されている既存項目の処理は次のようである。あらかじめ作成してあるコンピュータ上の項目一覧に次の①から③までの情報を記載する。

①項目の分類（主分類と副分類）

☆主分類

宗学用語、宗史用語、伝法用語、布教用語、法式用語、詠唱用語、一般仏教語、宗教・哲学・思想、歴史学用語、習俗・民間信仰、仏教美術、経典、書名、人名、寺名、地名、仏・菩薩、天・鬼・神など、組織、成句、保留。

☆副分類（必要に応じて次の副分類を付す）

インド・中国・朝鮮・日本、古代・中世・近世・近代。なお、こうした分類は、あくまでも研究会内部のものであつて、今後、具体的な編集段階に入った際、執筆者の選任など、編集の効率化を目指す方策の一つである。

②『新大辞典』編集の際の作業指針

☆執筆者を選定する作業

・改訂し新たに稿を起こし、現在の内容を書き換える必要があるもの。

・調査し記述内容に疑問点・不明点があり、正確な調査の必要があるもの。

☆編集部内で処理する作業

・訂正し誤植や不適切な表現などを編集部で訂正する必要があるもの。

・増補し現在の記述に書き足すべき事項があるもの。
・確認し『大辞典』発刊時（執筆時）から現在までに、記

載事項に変更・変化が考えられ、現況の確認を要するもの。

・項目名変更し現在の項目名を変更し、内容についても若干の手直しを要するもの。

・統合し他の項目の記述内容と重複が多いなどの理由から、一つの項目として統合するのが望ましいと判断されるもの。

原則として、項目名のみは残し、統合の結果、残った項目を参照するよう、それを「見よ項目」として指示する。

・統廃し他の項目の記述に吸収させるもの。原則として、現項目名は残さない。

・項目名のみ項目名のみを挙げ、内容については他の項目を参照するように指示するもの。

・継続検討し項目として残すべきかどうか、検討を要すると判断されるもの。

・変更なし
・新規

なお、この作業指針は、現時点での素案であり、研究が進むに応じて、あるいは、『新大辞典』の編集作業が具体化した時点で、今一度、再検討を要す可能性を残している。

③備考

『新大辞典』編集の際、当研究会として執筆者に心懸けていたいただきたい視点をできるだけ詳細かつ具体的に記す。

(C) 新規項目名の選定

「あ」「い」「う」など、一文字毎の検討終了後、各担当に応じて新規項目候補をできるだけ提出し、その一つについて全スタッフが自由に討議を行い、採用・不採用・保留・項目名のみなどといった検討結果をコンピュータ上の項目一覧に記載する。

おわりにくお願ひにかえてく

以上、私たち「浄土宗大辞典」点検プロジェクト」研究スタッフは、かつて「大辞典」刊行にかかわられた編集委員の先生方やご執筆された先生方をはじめとする実に膨大な先学諸賢のご尽力に常に敬意を払ひ、いづれ一宗の組織を中心に目指されるであろう『新大辞典』の編集作業とその刊行とが、少しでも円滑に進むよう、微力ながらも

地道に『大辞典』の点検作業を積み重ねていく所存である。

今後、各スタッフが、項目に記載される内容を確認するために、直接・間接に、書面や電話を通じて各寺院宛に連絡をとらせていただくことが多くなると思われる。本報告をご一読いただいた大方の諸賢には、本研究へのご理解をいただき、広くご協力を賜れるよう伏してお願い申し上げます次第である。あわせて当プロジェクトへのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。合掌

浄土宗義と現代・②浄土宗基本典籍の現代語化・A浄土三部経

袖山榮輝

はじめにプロジェクト編成の経緯

浄土三部経現代語訳班は、四十八巻伝現代語訳班とともに研究プロジェクト「浄土宗義と現代」のうち「浄土宗基本典籍の現代語訳」に属し、法然上人八百年御遠忌事業の一環として現代語訳の出版を目的としている。

研究代表の石上善應研究所長監修のもと、袖山榮輝、林田康順、柴田泰山の各研究員が共同して研究活動にあたり、編集担当者として浄土宗出版室より小村正孝師に協力を仰いでいる。

平成十四年度、当研究会に課せられた課題は、文字通り浄土宗所依の經典である浄土三部経の現代語訳である。底本は「浄土宗聖典」巻一所収の「三部経書き下し文」で、

十四年度は計四十五回の研究会（原則、午前十時～午後六時）を開催し「阿弥陀経」および「無量寿経」巻上の現代語訳化を進めてきた。内訳は「阿弥陀経」が八回、「無量寿経」が三十六回、その他研究方法の打ち合わせが一回であった。

作業大綱

現代語訳化にあたっての具体的な作業としては、

- ①各經典、担当者を定めて試訳を施す。
〔阿弥陀経〕／柴田・「無量寿経」巻上／林田
- ②各種註釈書、その他既に出版された現代語訳などと対照しつつ、宗義との整合性を検討する。
- ③漢訳の原文および異訳本、梵本における文法解釈

を通じ、逐語的な表現から日本語としての自然な表現に整える。

④用語解説を加え、さらに研究代表による監修を受ける。

の以上である。

これまで『阿弥陀経』については各項ごとに見直し・再検討を重ね、一応①②③④の作業を終了した。『無量寿経』巻上については①②③の作業を一通り済ませたものの、さらなる見直し・再検討を加えていく段階にある。

もちろん①②③④の作業を以って最終的な訳文を確定させるわけではない。さらに広くご指導を仰ぐため別途本誌に掲載し、ご意見を参考にしながら完成度の高いものを目指すものである。なお今号では監修の終了した『阿弥陀経』（五十六頁に掲載）のみを掲載する。

現代語訳に関するご意見やご批判などはEメールおよびファックスにてお寄せいただければ幸甚である。ただし、その一つについてはご返答しかねるので、ご了解願いたい。

平成十五年度は、『無量寿経』巻上・巻下（訳訳担当袖山）の現代語訳化・用語解説および監修を終了し、『観無量寿経』の現代語訳化に着手したいと考えている。

最後に十四年度の研究会開催日を記しておく。

四月一日（打ち合わせ）

四月八日（無量寿経）

四月二十二日（無量寿経）以上、四月計3回

五月十三日（無量寿経）

五月二十一日（無量寿経）

五月二十七日（無量寿経）以上、五月計3回

六月三日（無量寿経）

六月十日（無量寿経）

六月十七日（無量寿経）

六月十八日（無量寿経）

六月二十四日（無量寿経）

六月二十五日（阿弥陀経）以上、六月計6回

七月一日（阿弥陀経）以上、七月計1回

九月十八日（無量寿経）

九月二十六日（阿弥陀経）以上、九月計2回

十月十八日（阿弥陀経）

十月二十一日（阿弥陀経）

十月二十二日（阿弥陀経）

十月二十八日（阿弥陀経）以上、十月計4回

十一月五日（無量寿経）

十一月六日（無量寿経）

十一月十一日（無量寿経）

十一月十二日（無量寿経）以上、十一月計4回

十二月二日（無量寿経）

十二月九日（無量寿経）

十二月十日（無量寿経）

十二月十六日（無量寿経）

十二月十七日（阿弥陀経見直し）以上、十二月計5回

平成十五年

一月六日（無量寿経）

一月七日（無量寿経）

一月二十日（無量寿経）

一月二十七日（無量寿経）以上、一月計4回

二月三日（無量寿経）

二月四日（無量寿経）

二月十日（無量寿経）

二月十七日（無量寿経）

二月二十四日（無量寿経）

二月二十五日（無量寿経）以上、二月計6回

三月六日（無量寿経）

三月十日（無量寿経）

三月十一日（無量寿経）

三月十七日（無量寿経）

三月二十六日（無量寿経）

三月三十一日（無量寿経）以上、三月計6回

四月一日（無量寿経）以上、四月計1回

なお、『阿弥陀経』の用語解説および監修作業は、平成十五年四月・五月まで行われた。

浄土宗義と現代・② 浄土宗基本典籍の現代語化・B 四十八卷伝

善 裕昭

はじめに「プロジェクト編成の経緯」

究所をお借りしている。

『法然上人行状絵図』（「四十八卷伝」）は、あらためていうまでもなく浄土宗において古来から法然伝の標準として広く読まれてきたものである。この研究班は平成十四年度からはじまり、『四十八卷伝』全部の現代語訳をめざすものである。伊藤唯真先生にご指導いただきながら、真柄和人先生、千古利恵子先生、善裕昭の四名で作業を進めている。

平成十四年度は、第一年目ということで、まず誰かがたき台となる下訳を作成し、それをスタッフ全員で検討していくという大枠を決め、ともかくも作業にはいった。

これまでの作業日程は次の通り。場所は四人が集まりやすく、資料が揃っているということで、知恩院浄土宗学研

十四年度の研究会開催日

平成十四年

五月二七日（月）

六月十日（月）

六月二四日（月）

七月二日（月）

七月二九（月）

九月五日（木）

九月二八日（土）

十月十二日（土）

十一月二日（土）

十一月十九日 (火)

十一月二十三日 (土)

十二月十四日 (土)

平成十五年

一月七日 (火)

一月十一日 (土)

一月十四日 (火)

一月十八日 (土)

一月二十五日 (土)

二月八日 (土)

二月十四日 (金)

三月三日 (月)

作業大綱

今のところ、下訳を真柄先生が作成し、それを全員で検討している。ただ、日程の都合で四人全員が集まるのはなかなかむずかしく、実際には少し複雑なプロセスで作業が進んでいるが、最終的に伊藤先生に目を通していただく。

ということまで完成訳に仕上げている。

『四十八巻伝』にはこれまで、次の三つの現代語訳がある。

①早田哲雄『昭和更編校注 勅修法然上人御伝全講』全十卷(西念寺 昭和三九―四七年)

②村瀬秀雄『全訳 法然上人勅修御伝』(常念寺、昭和五七年)

③大橋俊雄『法然上人伝』法然全集別巻 全二卷(春秋社 平成六年)

いずれも膨大な内容の『四十八巻伝』の現代語訳を独力で達成したものだ。このなか、本邦初にして、かつ評価が高いものは①であろう。本文と現代語訳、および注釈で構成されており、その訳文の正確さには定評がある。また、仏教典籍の現代語訳がそれほど一般化していない時代に、地方に居住して資料も満足に手に入らない中、たった一人でこれだけのことをよく成し遂げられたものと思う(本庄良文「法然上人遺文・伝記現代語訳によせて」参照、『法然上人研究』三号、平成六年)。本班でも①に多大な恩恵

を蒙っており、読み返すことになるほどと思わせるものがある。

ただし、①も問題がないわけではない。現代語訳としては冗長であったり、文体が古く多少の癖もある。そこで本班では、よりすっきりした文体で、わかりやすい訳文にするよう心がけている。もちろん、本班の訳文が完成しても、①が必要性を失うことはない。少し冗長ではあっても、古文を正確に理解した上での丹念な訳文は、内容理解に大いに役立つ。

『四十八巻伝』は最初の序文が凝っている。

夫以我本師釈迦如来は、あまねく流浪三界の迷徒をすくはんがために、ふかく平等一子の悲願をおこしますますによりて、忽に無勝莊嚴の化をかくして、かたじけなく娑婆濁悪の国に入給しよりこのかた、非生に生を現じて無憂樹の花をふくみ、非滅に滅をととなへて、堅固林の風心をいたましむ。……

ここをどう現代語訳するかで、スタッフはさうとう頭を悩ませたものだった。

ともかくも、平成十四年度の成果として、本誌には第一、二巻の訳文を掲載することができた。(六八頁に掲載)このような形で『教化研究』に順次掲載してゆき、いずれは一冊の本にまとめていく計画とのことである。読者から、いろいろのご指摘をいただき、今後に生かしていきたい。これからの問題はなおも多い。何年にもわたる作業の中で訳文の統一をどのようにとっていくのか。今回は注をつけてないが、今後、どうしても注が必要なケースもでてくるだろう。さらに、このペースでゆくと、完成に何年かかるのだろうか。これらの問題を適宜クリアーしながら、ねばり強くやってみてゆきたい。

浄土宗典籍・版木の研究―浄土宗寺院所蔵文献類調査整理研究―

竹内真道

目的

浄土宗寺院において、その寺の住職さえ自坊に何が所蔵されているのか知らないまま、また、什物帳で所蔵していることは知っていても蔵の中にあつて一度も見ることがないまま、黴や虫食いによって損傷していく文献類がある。また中には、本堂や庫裏の新築・改築などで、その寺院所蔵の文献類が廃品として処分されたりする例もある。しかしこれらの中には貴重な文献類が存在することもあり、また、その寺院にとつてはその寺の歴史を物語る貴重な文献もある。

よつて、これらの文献類を調査整理し、各所蔵寺院にそ

の存在価値を認識してもらい、保存し後世に伝えていくことがこのプロジェクト研究の目的である。

これまでの経過

本プロジェクトは佛敎大学に研究室を借用している浄土宗総合研究所分室の研究員が中心となり、平成五年十月より計画され、平成六年四月より調査研究活動に入った。

まず、既存の情報を調査整理するため、浄土宗宗務庁の許可を得、『浄土宗寺院名鑑』掲載の全浄土宗寺院のデータ及び昭和四十三年の浄土宗勢調査記載の寺院什物(掛け軸・古文書・記録等)を、浄土宗総合研究所分室のパソ

コンに全て入力した。これによりどの寺院にどのような文献があるかが前もって把握できることになった。(データ漏れを防ぐためこれらは厳重に分室で保管している。)

次に平成六年九月と平成八年六月に『宗報』にアンケート「浄土宗典籍・版木の研究」へのご協力をお願いし、寺の古文書古書籍の保存状況をお知らせ下さい」を載せ、回答のあった寺院及びその後研究所への依頼のあった寺院より十四箇寺を調査し、このうち六箇寺は調査終了目録も完成またはほぼ完成、三箇寺は目録作成が校正の段階であり、計九箇寺がほぼ完了した。(滋賀教区の一箇寺は紙背表紙文書一点だけの内容調査であるので、調査対象十四箇寺中、調査中なのは実際残り四箇寺である。)またこれと平行して、古文書・掛け軸等の解説を現在も続行中である。

調査方法

調査依頼のあった寺院での調査は以下の手順をとる。

・保管現状の記録(写真などで記録する)。

・全文献類の大まかな分類・並べかえ。

・上記分類に基づき、通番(仮番号)を付した付箋を全文献類に挟む。

・番号順にパソコンに入力(データベース化)。但し場合によってはカードでとることもある。この時、書名・著者・編者・奥付等を記録。必要あれば順番の並べかえも行う。※十四年度からは直接デジタルカメラで題名等を撮影、パソコンに入力し、研究所で整理する方法も取り入れた。

・再度の並べかえ。

・通番(正式なもの・目録番号)をパソコン入力。

・所蔵者の許可が得られれば、通番ラベルを添付。

・保管場所に目録番号順に収蔵。

(防虫剤を置くこともあり)

○所蔵寺院の許可を得て、重要文献は写真・デジタルカメラに撮り、調査研究する。

○調査対象寺院の文献類は悉皆調査を原則とし、簡易目録を作成し所蔵寺院に渡すことでその寺院の調査を一応の終

了とする。

平成十五年三月現在までの調査状況

現在までに調査した寺院、また現在調査中の寺院の調査状況は以下の通りである。(寺院名などは所蔵者の管理上のこともありここでは伏せておく)

京都教区 古書籍五六七冊 調査終了 簡易目録作成完了
新潟教区 古書籍六六八冊 大蔵経 古文書 調査終了
簡易目録作成完了

鳥取教区 古書籍一〇七九冊 調査終了
簡易目録ほぼ完成

富山教区 古書籍二〇〇三冊 調査終了
簡易目録ほぼ完成

静岡教区 古書籍約五〇〇冊 大蔵経一部
調査終了 簡易目録ほぼ完成

埼玉教区 版木約三〇点 古文書 調査ほぼ終了
調査ほぼ終了

岐阜教区 古書籍約二四五冊 古文書 調査ほぼ終了
簡易目録ほぼ完成

京都教区 古書籍約四二〇冊 古軸類十点 調査終了

簡易目録作成中

大阪教区 古書籍一八一五部 大蔵経 卷子本 古軸類

古文書 調査終了 簡易目録作成中

京都教区 古書籍約一〇八二冊 調査中

尾張教区 古書籍約七九五冊 古文書 調査中

長野教区 古書籍約六〇〇冊 調査中

滋賀教区 鎌倉期紙背文書一点 調査中

和歌山教区 古書籍約三〇〇冊 調査中

今後の実施計画

長期にわたって続けてきたこのプロジェクト研究も一応平成十六年三月で終了することが研究所会議で決められ、運営委員会でも了承された。これ以上調査対象寺院はふやさず、十五年度で、まだ調査の完了していない寺院を終了させねばならない。よって、さらに効率よく調査をすすめる必要がある。

すべての調査が終了後、その結果報告及び研究成果を所

蔵寺院の許可を得て、何らかの形で発表する。この最終報告は十五年度中には時間的に困難で、平成十六年度にならざるをえない。その後の調査資料の保管等については平成十五年度に検討し、将来にわたって役立つ形で残していきたい。

この調査は、一寺院文献類全調査を基本としており、対象寺院に調査した文献の簡易目録を渡して、喜ばれる結果となるよう努力していきたい。

伝道（布教教化）の研究・現代布教の検討

正村 瑛 明

目的

布教教化なくして、教団の未来はない。現在、「結縁五重相伝」を受け、真に「念仏者」と言える人は、どれほど存在するであろうか。確かに、この三年間で、『宗報』記載の五重相伝厳修寺院は、全国で271寺院にのぼる。そして、念仏に喜びを見出して、お念仏の中に生活をされていく人は少なくない。まことに、「人中の分陀利華」が、年々誕生している。

が、しかし、全体からみると、「五重相伝」厳修寺院は、地域においては西高東低であり、数においては「五重相伝」厳修寺院の占める割合は全浄土宗寺院の4〜5パーセントである。もちろん、「五重相伝」だけが、布教教化ではない。人間の生涯における人生のあらゆる場面での教化

が必要である。釈尊はもとより、善導大師、法然上人の対機説法はどのようであったであろうか。

さまざまな問題があるであろうが、現在の宗門の現実現状を踏まえて、念仏信者養成の最終ステージを「正伝法を授けるところの五重相伝」として、そこへ至る、念仏信者養成の方法論を研究することは、教化集団の未来を切り開く土台となるはずである。その土台を根底としてこそ、社会教化が、真に力を持つてくるのではないだろうか。

そこで、浄土宗門の念仏信者養成の現状と方策を踏まえ、範を祖師方にとりながら、多面的に研究して行く。

方法

浄土宗の布教教化の現状調査、研究

範を祖師方にとりながら、念仏信者養成の方法論の研究。場合によっては、他教団にも学びながら研究を進めて行きたい。

研究報告

① 浄土宗の布教教化の現状調査、研究

各教化センター長宛 各センター2名の研究スタッフの推薦を依頼。 研究スタッフ16名の決定。

第1回 スタッフ合同会議の開催(6月17日)明照会館会議室にて。

② 合同会議

●会議の結果、『結縁五重相伝会』に絞った調査研究を行う事に決定した。

③ 研究所研究員業務

1. 五重相伝会シンポジウム・講座・・・五重相伝会を開筵するために。

2. 五重相伝会アンケート(全寺院)集計

3. 総、大本山布教師会への問い合わせ・・・勸誡師養成策 等

総、大本山式師会への問い合わせ・・・教授師、回向師養成策 等

④ 研究スタッフ共同業務

1年目 各教化センター内における布教教化の現状調査・布教資料の収集。

2年目 現状分析を元にして、問題点、今後の課題を
探る。

●基本的には研究所所員と電話FAX等で連絡を取り、アンケート寺院のリストアップ、調査方法などのご協力をいただく。

●2年間で3回(本日も含み)の合同会議を開き、意見交換を行う。

●具体的にアンケート(記入式)調査をする際のフォーム作成する。

●最終的に、各教区における現状把握、課題のまとめ
をしていただく。

⑤ アンケート調査票の作成(別紙)およびスタッフへ発
送依頼。

⑥ アンケート調査表の集計作業中

研究会

1、 4月15日(月)
2、 4月16日(火)
3、 4月22日(火)
4、 5月10日(金)
5、 5月24日(金)
6、 5月28日(火)
7、 6月3日(月)
8、 6月10日(月)
9、 6月17日(月)

10、 6月28日(金)
11、 7月2日(火) 〔第一回合同会議〕
12、 7月22日(月) 〔3日(水)〕
13、 8月5日(月)
14、 9月2日(月)
15、 9月9日(月) 〔10日(火)「学術大会報告」〕
16、 9月27日(金)
17、 10月10日(木)
18、 11月22日(金)
19、 12月6日(金)
20、 12月20日(金)
21、 1月6日(月)
22、 1月20日(月)
23、 2月3日(月)
24、 2月10日(月)
25、 2月17日(月)
26、 3月7日(金)

現代布教研究班 スタッフ

■ 研究代表 八木季生客員教授

■ 研究主務 正村瑛明専任研究員

■ 研究員 佐藤晴輝・斉藤隆尚・後藤真法研究員

中野隆英囑託研究員、池田常臣研究スタッフ

■ 研究スタッフ（全国8ブロックより選出）

◆ 北海道（教化センター）

* 北一教区 小樽組 長昌寺 麻上昌幸 師

* 北二教区 西組 浄道寺 佐伯教道 師

◆ 東北（教化センター）

* 青森教区 東青組 浄満寺 長尾拓応 師

* 宮城教区 第三組 雲上寺 東海林良昌 師

◆ 関東（教化センター）

* 神奈川教区 三浦組 光雲寺 慶野匡文 師

* 千葉教区 安房組 量壽院 郡嶋泰威 師

◆ 東海（教化センター）

* 三河教区 豊橋組 普仙寺 加藤良光 師

* 岐阜教区 高須組 圓滿寺 石川一宣 師

◆ 北陸（教化センター）

* 新潟教区 柏崎組 西光寺 後藤慎也 師

* 福井教区 敦賀東 松岸院 花木信徹 師

◆ 近畿（教化センター）

* 京都教区 南城組 善法寺 成田勝美 師

* 京都教区 嵯峨組 直指庵 小田芳隆 師

◆ 中四国（教化センター）

* 広島教区 南部組 正覚寺 山縣正紀 師

* 愛媛教区 松山組 榮養寺 高橋宏文 師

◆ 九州（教化センター）

* 長崎教区 平戸組 長徳寺 日下部匡信 師

* 佐賀教区 西部組 専称寺 川副春海 師

ホームページによる教化情報提供運営① 「日本語によるホームページ運営」

今 岡 達 雄

研究目的

「日本語によるホームページ運営」プロジェクトは複数
の研究目的を含んでいる。平成十四年度の研究目的は、①
既設ホームページの運用、②所内イントラネット構築運
用、③ホームページのあり方の研究、④公開シンポジウム
の開催である。各研究目的に対する研究経過を報告する。
「日本語によるホームページ運営」プロジェクトの研究
メンバーは専任研究員今岡達雄、研究員斉藤隆尚、嘱託研
究員佐藤良文、研究スタッフ小沢憲雄の四名である。

一、既設ホームページの運用

平成十四年度におけるホームページ運用上の大きな変化
はインターネットのドメインの取得と、サーバーのレンタ

ルサービスを導入したことである。これまで浄土宗総合研
究所のホームページは浄土宗の保有するドメイン
(jodo.or.jp)内に構築されていたが、運用の利便性から独
立したドメイン (jic.jp) を取得した。また、WWWサー
バ、POPサーバーの運用はファーストサーバ株式会社の運
営するレンタルサーバサービス(POP制限数無制限、H
DD容量500MB)を利用してゐる。新規ドメインの取
得運用は平成十四年七月一日に開始し、現在POPアカウ
ント数49を発行し、HDD55.73MBを使用中である。

レンタルサーバサービス会社の選定に当たっては、経営
母体がしっかりとした企業であること、CGI等のプログ
ラム実行が行えること、グループウェア等の運用が可能で
あることを基準として選定作業を行った。

二、所内イントラネットの構築運用

浄土宗総合研究所の多くの研究員は常勤ではなく適時研究会を開催して研究活動を行っている。このような組織ではインターネットの情報伝達手法を組織内に適用するインターネットの構築、共同作業を円滑に進めるための情報交換システムであるグループウェアの適用が効果的であるといわれている。

先端的な研究コラボレーションを図るために、所内研究員・事務職員のみがアクセス可能な所内ホームページを作成した。また、所内研究員・事務職員全員にメールアドレスを配布し同報連絡が可能な体制の構築、グループウェアであるサイボウズAGを導入しスケジュールの共有等を行う体制を構築し運用している。

三、ホームページのあり方の研究

寺院におけるホームページの利用に関しては、教団ホームページのあり方、教団内部組織(研究所等)のホームページのあり方、一般寺院ホームページのあり方に関して研究

作業を行った。特に一般寺院ホームページのあり方に関しては、実際に運用されているホームページがどのような状況にあるかの現状調査を行った。手始めとして既成仏教教団各宗派について、①ホームページ開設寺院数、②ホームページの稼働状況(URLのみでなく現時点でもホームページがあるか否か)、③ホームページの内容(寺院概要、年中行事、広報、教義、法話、活動報告、事業広告、エッセイ、レスポンス、その他、個人HP等の記載があるか否か)、④アクセスカウンター数、⑤アクセス数とHP内容の関連性について、⑥メールアドレスの表示の有無、⑦オリジナル・ドメインを取得しているか否か等について、各ホームページ毎に現状調査を行った。

平成十四年度に浄土宗、浄土真宗十派、日蓮宗および蓮系、曹洞宗・臨済宗および禅系、天台宗および天台系、真言系諸宗の現状調査に着手し、大方の調査を終了している。この内、浄土宗および浄土真宗十派に関しては研究論文として発表している。

四、公開シンポジウムの開催

寺院ホームページのあり方に関する研究を基礎にして、「インターネットと寺院―評価と実践―」と題する公開シンポジウムを開催した。公開シンポジウムでは、今後の一般寺院のインターネット（ホームページ）の利用方法を明らかにするために、はじめに浄土宗総合研究所日本語ホームページ研究プロジェクトのこれまでの研究成果を報告し、次いで各宗のインターネット等の情報担当者にはネットラーとしてお集まりいただき、インターネット利用の現状とその問題点、有効性の評価等についてパネルディスカッション形式で討論を行った。なお、この公開シンポジウムに先立ってホームページ保有仏教寺院へのインターネットアンケート調査を行い、浄土宗総合研究所ホームページ上で調査結果を報告している。開催要領は以下の通りである。

日時 平成十五年二月十四日（金）十三時～十七時

会場 浄土宗大本山増上寺地下三縁ホール

内容

基調講演「寺院ホームページの現状」

浄土宗総合研究所 専任研究員 今岡達雄

パネルディスカッション「寺院ホームページの将来」

コーディネーター 浄土宗総合研究所専任研究員 今岡達雄

コメンテーター 国学院大学教授 井上順孝

パネラー 曹洞宗総合センター 菅原寿清

天台宗総合研究センター 谷 晃昭

浄土真宗宗務情報システムセンター 筑後誠隆

なお、この公開シンポジウムの概要はスカイパーフェクトTV「精神文化の時間」にて、平成十五年三月三十一日午前九時からおよび午後七時三十分からそれぞれ三十分間全国放送された。

葬祭仏教研究―葬儀の実態的研究

大蔵健司

研究目的

葬祭仏教研究班では時代的変遷が激しく地域的差異の大きい「葬儀」について、アンケート調査や現地調査を通して、葬送習俗および葬送儀礼の両面から実態的研究を行っている。こうした調査は、一宗の研究機関としては過去にあまり行われた例がなく、本宗における葬儀の実態についての貴重な基礎資料になると思われる。本プロジェクトでは、葬儀における習俗と儀礼について複合的な調査・研究を進めることになり、今回の研究は都市部、農村部、漁村部といくつかのサンプルが集約されている静岡教区を取り上げその実態調査を行っているが、同一県内でもその産業形態や文化が異なる地域での葬送の実態を明らかにするものである。

作業大綱

平成十四年度は前年度の基礎研究としての、静岡教区を対象としてアンケートによる調査・分析をうけ、第一回目の現地調査として、山間農村部の一例として静岡教区東駿組大乘寺のご協力をいただき古くからの地域習慣や儀礼が残っている同寺檀信徒の居住地域である板妻地域の葬祭儀礼に対する調査を行った。

同地域居住の檀信徒に大乘寺に御参集いただき、過去および現在の葬送の実態、および習俗習慣等についての質問を行い聞き取り調査を行った。同時に大乘寺住職神谷高義上人および善龍寺住職向山瑞成上人より葬送の儀礼、習俗習慣等の説明を受けた。

その後研究所で聞き取り調査内容を時系列に整理しその内容の分析研究を行った。同教区の他地域との比較をするため平成十五年度も同様の調査を同教区別地域で行う事を決定した。

研究会

平成十四年

・四月十七日研究会 「アンケート結果の内容について」

・四月二十三日研究会 「アンケート内容」

本年度の研究計画

・六月三日研究会 「現地調査の質問項目作成」

・六月十日研究会 「現地調査の質問項目作成」

・六月十二日研究会 「現地聞き取り調査」於・大乗寺

・六月二十四日研究会 「現地調査のまとめ」

・十月二十四日研究会 「今後の研究について」

平成十五年

・二月二十六日 「現地調査報告・次回調査について」

・三月十一日 「現地調査報告・次回調査について」

・三月二十八日 「現地調査報告・研究確認」於・宗務庁
研究班メンバー

研究代表 伊藤唯真 (客員教授)

研究副代表 福西賢兆 (主任研究員)

研究主務 大蔵健司 (専任研究員)

西城宗隆 (研究員)

研究スタッフ 武田道生 (専任研究員)

坂上典翁 (研究員)

佐藤良文 (嘱託研究員)

熊井康雄 (同)

細田芳光 (同)

鷺見定信 (同)

日常勤行式の現代語化に関する基礎研究

坂上典翁

はじめに

本稿は、教化研究第13号に掲載された「日常勤行式の現代語化に関する基礎研究」（福西賢兆主任研究員著）に基
ずき試作された現代語化経典を発表するものである。

本プロジェクトのメンバーは、研究代表に石上善應所
長、主務に福西賢兆主任研究員、研究スタッフに佐山哲郎、
山田隆昭の体制でスタートした。また、現代語訳の試作を
伝承儀礼の研究員がそれぞれ役割を担当し、ビデオ収録を
行った。

現代語訳勤行式の収録（役配）

導師 西城宗隆

雑那 廣本栄康

式衆 坂上典翁

脚本 佐山哲郎

進行 福西賢兆

音楽、ナレーション、照明等は専門家に依頼した。

収録は増上寺慈雲閣で行った。尚、この収録に関しては、
佐山研究スタッフの作成した経典を使用した。

現代語訳の日常勤行式（山田隆昭作）

日常勤行式の現代語化にあたって、山田研究スタッフ
は、以下の留意事項をあげている。

一、勤行として声に出すことに耐えうること。

二、口語体で表現し、文語体は使用しないこと。（それが現

代語化の絶対条件である）

三、仏教用語をできる限り避け、平易な言葉遣いを心がけること。

香偈

私はこのようにありたい

体は清らかな香炉のように

こころは迷いを断つ炎のように

戒めを守り平穏を保つためにこころを込めて香を焚き

宇宙に満ちるみ仏にすべてを委ねます

三宝礼

すべてのみ仏をこころから敬い礼拝いたします

み仏のすべてのみ教えをこころから敬い礼拝いたします

み仏のみ教えに従うすべての僧をこころから敬い礼拝いたします

します

四奉請

宇宙に満ちるすべてのみ仏に申し上げます。どうかこの道

場に入られますよう華を撒いてお迎えします

釈迦如来に申し上げます。どうかこの道場に入られますよ

う華を撒いてお迎えします

阿弥陀如来に申し上げます。どうかこの道場に入られます

よう華を撒いてお迎えします

観音勢至もろもろの菩薩に申し上げます。どうかこの道場

に入られますよう華を撒いてお迎えします

懺悔偈

わたしは遠い過去からもろもろの悪い行いをしてきました

これらはわたしという人間にあらかじめ具わっていた貪

り、いかり、愚かさによるものです

すべての悪い行いは体と言葉とこころのありかたから生ま

れました

わたしは今これらの事実を受け止めすべてを懺悔します

開経偈

このうえなく深くすぐれたみ教えは

どれほど永い時を経てでも出会うことは困難です

わたしは今そのみ教えに出会うことができました

どうかみ仏のみ教えがわたしのものとなりますように

本誓偈

阿弥陀如来が誓われた救いの願いは

極楽に生まれるためのもっとも大切なものです

定まったところで勤める修行と乱れたところであつても

き得る修行を極楽に生まれるためにふりむけ、永遠のいの

ちを速やかにいただきます

撰益文

阿弥陀如来が放つ救いの光は

あらゆる世界をへだてなく照らし

お念仏を唱える人々に救いの手を差し伸べ

決して見捨てることはありません

総回向偈

これまで修めてきたお念仏の力を

人々に分けへだてなく及ぼし

共に極楽往生の志を起て

阿弥陀如来の浄土に生まれますように

総願偈

この世に生きる人は数限りありませんが、すべての人を悟

りへ導くことを誓います

苦しみの源である煩惱は尽きるものではありませんが、必

ず断ち切ることを誓います

み仏のみ教えは数限りなくありますが、それらを学ぶこと

によつてわたしのものとすることを誓います

覚りへの道ははるかに遠いものでありますが、必ずその道

を極めることを誓います

わたしとすべての人はお念仏の力によつて共に極楽に往く

よう勤めます

三身礼

西方極楽浄土にまします、仏の道を成し遂げられた阿弥陀
仏にすべて従います

西方極楽浄土にまします、お念仏の力によつてすべての
人々を救い摂つてくださる阿弥陀仏に従います

西方極楽浄土にまします、自ら迎え導いてくださる阿弥陀
仏にすべて従います

送仏偈

この道場におこしくくださったもろもろの仏・菩薩よ、それ
ぞれの仏の国にお還りください

この道場すべてに香を焚き華を撒いてお送りします

どうか仏よ、仏の国に還られても遙か彼方からあわれみの
心でわたしたちをお護りください

わたしたちは互いにお念仏に励み極楽への道をすすみます

現代語訳の日常勤行式（佐山哲郎作）

実際のビデオ収録にあたっては、佐山研究スタッフの試作
を使用した。句読にはそれぞれ（維那）（導師）を同音
部分には（同）をつけ、この印以前は句頭、以後は同音で
纏えた。雑物は、原則として用いず、念仏一会のみ鉦を
用いた。尚、（ ）は、ナレーションの台詞である。

香偈

（身も心も清らかになることを願い、お香を焚きみ仏を供
養いたします）

（維那）願わくはこの身が香炉のように清らかであります
ように。

（同）願わくはこの心が、煩惱を焼き尽くす智慧の光であ
りますように。

つねに戒律を守り、禪定の境地に入る思いを、焚きあがる
香煙に託して、あらゆる世界にましますみ仏を、供養いた
します。

三宝礼

(仏さまと、その教え、その教えを信仰する人々への心からの信奉を表明いたします)

(維那) あらゆる世界に、時を越えてまいりますみ仏を

(同) 心から敬って礼拝いたします。

(維那) あらゆる世界に変わることなくまいりますみ仏を

(同) 心から敬って礼拝いたします。

(維那) あらゆる世界に変わることなくまいります

(同) み仏の教えを信仰する方々を、心から敬って礼拝いたします。

四奉請

(あらゆる世界の仏さまをお迎えいたします)

(維那) あらゆる世界にまいりますみ仏よ、

(同) どうぞこの道場にお越しく下さい。華を撒いてお迎えます。

(維那) 釈迦牟尼世尊よ、

(同) どうぞこの道場にお越しく下さい。華を撒いてお迎

えます。

(維那) 阿弥陀如来よ、

(同) どうぞこの道場にお越しく下さい。華を撒いてお迎えます。

(維那) 観音菩薩、勢至菩薩そして、もろもろの大菩薩よ、

(同) どうぞこの道場にお越しく下さい。華を撒いてお迎えます。

懺悔偈

(これまでに犯してきたもろもろの罪を、み仏の前で心から反省いたします。)

(維那) はるか昔の過去世から、現世まで重ね続けてきたもろもろの悪しき所業は、

(同) すべて、始めなき始めから、この身に具わってきた、貪り、瞋(いか)り、

愚かさによるものであり、それらすべての所業は、身と口と心の働きによって生じたものです。いま、そのすべてを懺悔いたします。

十念

開経偈

(仏さまのみ教えに出会えたことを喜び、そのみおしえを
体得することを誓います)

(導師)無限にも深くそして至妙なみ教えに出会うことは、
(同)どれほどの永い時を経るとも困難なことでありませ
しかし、いま、そのみ教えと出会い、この身にいただくこ
とができます。願わくは、仏の、み教え、おさとりがこの
身にそなわれますように。

誦経

*導師、維那、式衆がそれぞれのパート(①~③)を独唱
した。

四誓偈

① 私、法蔵菩薩は、悟りをひらき、あらゆる生きとし生ける

ものを救済するために世に比類なく勝れた四十八の願いを
たてました。必ずこの上ない悟りの境地に達しましょう。

この願いが成就しなければ、誓って悟りをひらくことは
ありません。

私はこの先いつまでも、大いに恵みを施す主となって、
貧苦に苛(さいな)まれて

多くの者たちをすべて救えなければ、誓って悟りをひらく
ことはありません。

悟りの道を成し遂げたならば、私の名前が十方の世界に
まで響きわたることでしょう。

すみずみまで響きわたらなければ、誓って悟りをひらく
ことはありません。

②

欲望を離れること、正しく精神統一すること、清らかな
智慧をきわめること、これらの修行に励むことで、心から
この上ない悟りを求めて、多くの天界の神々や人々の導師
となりましょう。

はかりしれない力で大いなる光を放ち、果てしない国土をすみずみまで照らし、三つの垢、貪り、怒り、愚かさの闇を取り除き、多くの厄難に苦しむ者を救い、彼らの智慧の眼（まなこ）を開いてその暗闇をなくし、多くの悪い世界を閉じて、善い世界へと導き、功徳を完全に満たして威厳に満ちた輝きを十方までいきわたらせませす。

そのため太陽と月は輝きを失い、天界の光さえも隠れて消え失せてしまうでしょう。

③

あらゆる生きとし生けるもののために仏法の威を開いて、広く功徳の宝を施し、いつも多くの人々の中で、獅子が吼えているように堂々と法を説きまします。

すべての仏を供養し、多くの功徳を具え、誓願と智慧をすべて満たし、全世界で最もすぐれた存在になられました。

何ものにもさえぎることのない仏の智慧というものは、どこまでもいきわたり照らさないとはいけません。

どうか私の功徳の力によって、このように最もすぐれた尊者と等しくなれますように。

（全員同唱）

もしこの誓いが達成されたならば、全宇宙が揺れ動いて感じ入るはずですよ。

虚空にいる天界の神々は、美しくみごとく華華を雨のように降らせるでしょう。

本誓偈

（極楽に往生して無上のさとりを得たいと思います）

（導師）阿弥陀仏が発せられた、衆生済度のための誓願は、

（同）往生極楽のためのもっとも肝要なみ教えです。これまでに積んできた、心を安定させて勤めるべき行と、乱心の中にも出来る行の功徳を、共に、往生極楽のためにふりむけすみやかに、生死（しょうじ）をこえた永遠の命をいただきたいものです。

十念

撰益文

(阿弥陀仏の光明は、念仏を称えるものを照らし出し、必ず救いとられます。)

(導師) 阿弥陀如来のお放ちになられる救いのみ光は、

(同) あらゆる世界をくまなく照らし出し、念仏を称えるものを、救い導いて、決して

お見捨てになるようなことはありません。

念仏一会

総回向偈

(お念仏とお経による功德で、すべての人々と、ともどもに極楽往生することをお願いたします)

(導師) 願わくは、これまで修めてきたお念仏の功德によつて、

(同) すべての人々が平等に、その無上の利益(りやく)を享受し、共々に極楽往生の志をおこして、阿弥陀如来の極

楽浄土に往生いたしますように。

十念

総願偈

(煩惱を断ち、教えを学び、多くの人々と共に極楽往生を遂げたいと、願いをおこします。)

(維那) この世界に生きとし生ける人々の数は際限がありませんが、

(同) ひとたび浄土に往生したならば、必ずや、その皆をさとの世界へ導くことを誓います。

苦しみの根源ともいうべき煩惱は、尽きるものではありませんが、必ずや断ち切ることを誓います。

仏のみ教えは、数知れぬほどありますが、ひとたび浄土に往生したならば、必ずやそれらを体得することを誓います。

無上のさとりを、ひとたび往生したならば、必ずや体得したいと願うものです。

自他をへだてず、この世に生きるものは等しく念仏の利益を享けて、皆ともに極楽に往生し、仏道を成就したいと願うものです。

三身礼

(阿弥陀仏を礼拝して帰依のまことをあらわします)

(維那) 西方極楽浄土にまします

(同) 本願を成就された阿弥陀仏に帰依いたします。

(維那) 西方極楽浄土にまします

(同) み光のなかに人々を救い摂ってくださいる阿弥陀仏に
帰依いたします。

(維那) 西方極楽浄土にまします

(同) 自ら来迎されて人々を導いてくださる阿弥陀仏に帰
依いたします。

送仏偈

(法要の終わりに際し、仏さまを極楽にお送りし、変わらぬ大きな慈悲でおまもりいただくことをお願いいたします)

す。

(維那) この道場にお越しくださったもろもろの仏、もろもろの菩薩よ、それぞれの仏国に、どうぞ、お還りください。

(同) 隅々まで至るように香を献じ、華を撒いて、心からお見送り申し上げます。願わくは仏よ、それぞれの仏国に還られた後も、はるか遠く私たちをお護りください。さら
にまた、同じく念仏の功德によって、既に極楽浄土に往生されておられる方々よ、互いに勧めあってこの世界に還りきたり、私どもをお護りくださいますよう、どうか、お願い申し上げます。

十念

おわりに

今回の日常勤行の現代語訳は、ひとつの試みとして発表するものである。現在、総合研究所では、各方面から意見を頂戴し検討を進めている。

研究ノト

浄土宗基本典籍の現代語化・浄土三部経

仏説阿弥陀経

浄土宗基本典籍の現代語化 A 浄土三部経班

仏説阿弥陀経

姚秦¹の三藏法師²、鳩摩羅什奉詔訳

私、阿難は釈尊から次のように聞いている。ある時、釈尊が舍衛国の祇樹給孤独園(祇園精舎)におられた。そこには総勢千二百五十人にもおよぶ、きわめて優れた僧たちが会していた。彼らはみな煩惱を滅した偉大な修行者として阿羅漢と称えられ、その名は人々の間にあまねく知れ渡っていた。なかでも長老の舍利弗(シヤールiptラ)をはじめ、摩訶目犍連(マハーマウドウリヤヤナ)・摩訶迦葉(マハーカシシュパヤ)・摩訶迦旃延(マハーカトトウヤヤナ)・摩訶俱羅(マハーカウシユティラ)・離婆多(レーヴァタ)・周利槃陀伽(シユッディパンタカ)・難陀

(ナンダ)・阿難陀(アーナンダ)・羅睺羅(ラーフラ)・橋梵波提(ガヴァーンパテイ)・賓頭盧頗羅墮(ヒンドーラ)・巴拉ドウヴァージヤ)・迦留陀夷(カーローダイイン)・摩訶劫賓那(マハーカッピナ)・薄拘羅(ヴァックラ)・阿菴樓駄(アニルッタ)たちは、とくに優れた弟子であった。あわせて大勢の菩薩たちがいたが、なかでも文殊師利法王子・阿逸多菩薩・乾陀訶提菩薩・常精進菩薩らは、ことに優れた菩薩であった。さらには帝釈天をはじめとする無数の天人たちが集っていた。

そこで、釈尊は長老である舍利弗に次のように説かれた。私たちが住む煩惱に満ちたこの娑婆世界からはるか西方のかなた、十万億にもおよぶ仏の世界を過ぎた向こうに、一つの世界がある。その名を「極楽」という。そこにひと

りの仏がおられる、その名を「阿弥陀」という。阿弥陀仏は今現在もそこにましまして、法を説きつづけている。舍利弗よ。その仏の世界をどうして「極楽」と呼ぶのであるうか。それは、その世界の人々には、その世界では人々が心身に苦しみを覚えることがまったくなく、たださまざまな幸福にのみ包まれているからである。それ故「極楽」と呼ぶのである。

また舍利弗よ。極楽世界は七重に列なる欄干に取り囲まれ、天空は鈴のついた紗の帷で七重に覆い尽され、あたりには樹々が七重に列なっている。それらすべてには四種の寶石が散りばめられ、極楽世界をあますところなく隅々まで飾りたてている。それ故この世界を「極楽」と呼ぶのである。

また舍利弗よ。極楽世界には岸边を七種の寶石で飾りたてた蓮の池がある。八種の功徳が具わる水を満々と湛え、池の底には一面が金の砂で敷き詰められている。その池は四方を階段で囲まれており、その階段は金・銀・瑠璃・玻璃を組み合わせてできている。そこから見上げると樓閣が

あり、金・銀・瑠璃・水晶・琥珀・赤真珠・碼瑙の七種の寶石によって飾られ莊嚴をきわめている。池の中には蓮華が咲き誇り、その花は荷車の車輪ほど大きい。青色の蓮華は青い光を放ち、黄色の蓮華は黄色い光を放ち、赤色の蓮華は赤い光を放ち、白色の蓮華は白い光を放っている。それぞれの蓮華が輝きあつて絶妙な光景を織り成し、同時に芳しい香りを醸しだしている。舍利弗よ。このように極楽世界では、目にするものすべてが覺りを開くための理想的な環境が整っている。

また、舍利弗よ。阿弥陀仏の極楽世界では、常に心地よい調べが奏でられている。また、地面は黄金でできており、一日に六返、天空から曼陀羅華の花びらが、ひらひらと舞い落ちてくる。極楽の衆生は毎朝早く、花籠にたくさんの花びらを盛り、十方億にも及ぶさまざまな仏の世界に赴いては、それを捧げて各々の仏を供養する。そうしているうちにちょうど食事の時刻となり、瞬時に極楽に戻り、食事を摂って、それからゆったりとした足取りで静かに歩み身心を調える行を修めている。舍利弗よ。このように極

楽世界は、仏道を歩み、覺りを開くための理想的な環境が整っている。

またさらに舍利弗よ。極楽世界には常に、たとえようもないほど色鮮やかなさまざまな鳥がいる。白鶴³⁴・孔雀・鸚鵡・舍利³⁵・迦陵頻伽³⁶・共命などの鳥である。これらの鳥は一日に六返、優雅な声で囀りあっている。その鳴き声そのものが五根³⁴・五力³⁹・七菩提分⁴⁰・八聖道分等の仏の教えを奏でている。極楽世界の人々はその声を耳にすると、みなことごとく仏・法・僧を慕う気持ちが募ってくる。舍利弗よ。そなたは、これらの鳥について「生前の罪の報いとして鳥に生まれたのだ」などと思ってはならない。なぜなれば極楽世界には地獄・餓鬼・畜生という三つの悪しき境界は存在しないからである。舍利弗よ。極楽世界にはそもそもそういう境界の名稱すら耳にすることもない。どうして悪しき境界に墮ち入っているものがいようか。否、いるはずもない。これらの鳥は、ことごとく阿弥陀仏がその教えを鳥たちの鳴き声に託して伝えようと望み、阿弥陀仏がみずから出現させたのである。舍利弗よ。極楽世界では心地よい

風がそよぎ、さまざまな寶石で彩られた並木や、寶石が散りばめられ鈴のついた紗の帷（天空に浮かぶ網目のペール）を揺れ動かし、妙なる調べを奏でている。それはまるで、十万種もの楽器を同時に奏でているかのようである。この調べを聞く者は、みなおのずと仏・法・僧に帰依する心が深まっていく。舍利弗よ。このように極楽世界は、耳にするものすべてが覺りを開くための理想的な環境が整っている。

舍利弗よ。そなたはどう思うか。なぜこの仏を「阿弥陀」とお呼びするのであろうか。舍利弗よ。この仏は無量の光明を放たれ、いかなる障害物をものともせず、あらゆる世界を明るく照らし出す。それ故この仏を「阿弥陀」（無量光）とお呼びするのである。また舍利弗よ。この仏の寿命と極楽世界の衆生の寿命は永遠に尽きることなく無量である。それ故この仏を「阿弥陀」（無量寿）とお呼びするのである。舍利弗よ。阿弥陀仏が覺りを開き仏と成られてから、今日に至るまで、すでに十劫⁴¹という途方もなく永い時間を経ている。また舍利弗よ。この仏には無数の弟子がお

り、その誰もが煩惱を滅し尽くした、阿羅漢といわれる修行者である。その数もまったくもって計り知ることはできない。大勢の菩薩たちも同様にその数は計り知ることができない。舍利弗よ。このように極楽世界は、あらゆる衆生にとつて覺りを開くための理想的な環境が整っている。

また舍利弗よ。極楽世界に往生した人々はみな、覺りの境地にいたるまで決して仏道から退くことがない。その中の多くは、今一度生まれ変わった時には必ず仏になるまでの功德を積んでいる一生補処の菩薩なのである。その数はきわめて膨大なため、まったくもって計り知ることができない。唯一方法を示すならば、永遠に尽きることなく無量の時間をかけて数えるより他はない。舍利弗よ。このような浄土のありさまを聞いた衆生は、必ずや極楽世界に往生したいと願うべきである。なぜならば、それほどに優れた聖者たちと、そこでともに会い集うことができるからである。

ただし、舍利弗よ。往生を願ってどれほど素晴らしい修行を積もうとも、それらでは極楽に往生するにふさわしい功德としてはおよそ及ばないのである。(それではどうす

れば往生が適うのであろうか。)

舍利弗よ。男性であれ女性であれ善良な人々が、もしも阿弥陀仏についての教えを聴いて往生を願い、「南無阿弥陀仏」と念仏を称えつづけること、もしくは一日、もしくは二日、もしくは三日、もしくは四日、もしくは五日、もしくは六日、もしくは七日……、一途に一心不乱であれば、その人が臨終を迎える時、阿弥陀仏は極楽世界の菩薩をはじめとする聖なる弟子たちとともに来迎され、その姿を現し眼の前にお立ちになる。それ故命尽きる時であっても、その心は乱れることなく、阿弥陀仏のお導きにより、このまま速やかにその極楽世界へと往生が叶うのである。舍利弗よ。私には、このような阿弥陀仏の救いが余すところなく手にとるように見えるからこそ、念仏往生の教えを説くのである。この教えを聴く者は、「阿弥陀仏の浄土に往生したい」と願いをたてるにちがいがなく、そして必ずや往生するのであろう。

舍利弗よ。今こうして、念仏往生をはじめとする人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功德を仰ぎたたえるのは、私は

かりでない。またさらに東方に広がる諸々の世界に阿閼鞞
仏・須弥相仏・大須弥仏・須弥光仏・妙音仏等をはじめと
する、ガンジス河の砂の数ほどの無数の仏がましまして、
それぞれがそれぞれの世界において、仏の証としてあらゆる
世界に眞実を告げる広くて長い大きな舌を口から出し、
その舌であまねく三千大千世界を覆うのである。そして次
のような嘘偽りのない眞実の言葉を述べられる。「汝ら、
諸人よ。この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知
をはるかに超えた阿弥陀仏の功德を称讃し、そして常に念
仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」と。

またさらに南方に広がる諸々の世界に日月灯仏・名聞光
仏・大焔肩仏・須弥灯仏・無量精進仏等をはじめとする、
ガンジス河の砂の数ほどの無数の仏がましまして、それぞ
れがそれぞれの世界において、仏の証としてあらゆる世界
に眞実を告げる広くて長い大きな舌を口から出し、その舌
であまねく三千大千世界を覆うのである。そして次のよう
な嘘偽りのない眞実の言葉を述べられる。「汝ら、諸人よ。
この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知をはるか

に超えた阿弥陀仏の功德を称讃し、そして常に念仏者に心
を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」と。

またさらに西方に広がる諸々の世界に無量寿仏・無量相
仏・無量幢仏・大光仏・大明仏・宝相仏・浄光仏等をはじめ
とする、ガンジス河の砂の数ほどの無数の仏がましまし
て、それぞれがそれぞれの世界において、仏の証としてあ
らゆる世界に眞実を告げる広くて長い大きな舌を口から出
し、その舌であまねく三千大千世界を覆うのである。そし
て次のような嘘偽りのない眞実の言葉を述べられる。「汝
ら、諸人よ。この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする
人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功德を称讃し、そして常
に念仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」
と。

またさらに北方に広がる諸々の世界に焔肩仏・最勝音
仏・難沮仏・日生仏・網明仏等をはじめとする、ガンジス
河の砂の数ほどの無数の仏がましまして、それぞれがそれ
ぞれの世界において、仏の証としてあらゆる世界に眞実を
告げる広くて長い大きな舌を口から出し、その舌であまね

く三千大千世界を覆うのである。そして次のような嘘偽りのない真実の言葉を述べられる。「汝ら、諸人よ。この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功徳を称讃し、そして常に念仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」と。

またさらに下方に広がる諸々の世界に師子仏・名聞仏・名光仏・達摩仏・法幢仏・持法仏等をはじめとする、ガンジス河の砂の数ほどの無数の仏がましまして、それぞれがそれぞれの世界において、仏の証としてあらゆる世界に真実を告げる広くて長い大きな舌を口から出し、その舌であまねく三千大千世界を覆うのである。そして次のような嘘偽りのない真実の言葉を述べられる。「汝ら、諸人よ。この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功徳を称讃し、そして常に念仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」と。

またさらに上方に広がる諸々の世界に梵音仏・宿王仏・香上仏・香光仏・大焰肩仏・雑色宝華嚴身仏・娑羅樹王仏・宝華徳仏・見一切義仏・如須弥山仏等をはじめとする、ガ

ンジス河の砂の数ほどの無数の仏がましまして、それぞれがそれぞれの世界において、仏の証としてあらゆる世界に真実を告げる広くて長い大きな舌を口から出し、その舌であまねく三千大千世界を覆うのである。そして次のような嘘偽りのない真実の言葉を述べられる。「汝ら、諸人よ。この『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功徳を称讃し、そして常に念仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』を信ぜよ」と。

舍利弗よ。そなたはどう思うか。なぜこの経が『あらゆる仏が念仏往生をはじめとする人知をはるかに超えた阿弥陀仏の功徳を称讃し、そして常に念仏者に心を寄せ、救い護ることを説く経』と名づけられているのかを。舍利弗よ。男性であれ女性であれ善良な人々が、もしこれら諸仏が称賛している阿弥陀仏の名とこの経典の名を聞くものは、みなともどもにあらゆる仏から心を寄せられ、救い護られながら、覺りに至る仏道の歩みを退転させることなく、往生の後にはこの上ない完全なる覺りの境地を究めるのである。それ故に舍利弗よ。そなたたちは一人残らず、

私の言葉、そして諸仏の言葉を信じ心に留めなさい。舍利弗よ。誰であれ、阿弥陀仏の極楽世界に想いを募らせ、かつてそこに往生したいと願いつつ念仏を称えて命尽きた人、あるいは今そう願いつつ念仏を称えて命尽きる人、あるいはこの先そう願いつつ念仏を称えて命尽きる人、彼らはそれぞれ、既に極楽世界に往生を遂げ、あるいは今ここで往生を遂げ、あるいはこの先往生を遂げる。往生の後、これらの人々はこの上ない完全なる覺りへ至る仏道の歩みから退転することがない。それ故に舍利弗よ。男であれ女であれ善良なる人々の中で、私の言葉、そして諸仏の言葉を素直に信じる者は、極楽世界に往生したいとの願をおこすにちがひなく、必ずや念仏を称えて往生するのであろう。舍利弗よ。今、こうして私が諸仏による念仏者への心を寄せ、救い護る「護念」という人知を超える不可思議な功德を称讚したように、諸仏もまた次のようなことばをもつて、私の不可思議な功德を称讚している。「釈迦牟尼仏よ。あなたはよくぞ、この甚だなし難くかつ希有な一大事をなされた。というのも、時代が動乱する「劫濁」・正しい信

仰が乱れる「見濁」・社会の道徳が乱れる「煩惱濁」・人心が乱れる「衆生濁」・寿命が短くなる「命濁」という五濁に満ちた悪しきこの娑婆世界に身をおきながらも、この上ない完全なる覺りの境地を究め、そればかりでなく、現実世界のあらゆる常識を超えてにわかに信じ難い極楽世界と念仏往生についての教えを説かれたからです」と。舍利弗よ。よく覚えておくがよい。私は五濁に満ちた悪しきこの娑婆世界に身をおきながらも、誠になし難い一大事をなし遂げ、この上ない完全なる覺りの境地を究めた。そればかりでなく、あらゆる世界の人々のために、現実世界のあらゆる常識を超えて、にわかに信じ難い極楽世界と念仏往生の教えを説いたのである。だからこそ、諸仏は「甚だなし難い」と称えたのである。

釈尊がこの経を説き終えられると、それを拝聴した舍利弗はじめもろもろの僧たちや、あらゆる世界の天人や人々、阿修羅らは、歡びに満たされ、一言一言正しく受け取って心に刻むと、釈尊に対して深々と礼拝し、その場から立ち去った。

仏説阿彌陀經

註記

- 1 古代中国、晋代五胡十六国の一つ。後秦(三八四〜四一七)のこと。姚萇が建てた国なので姚秦という。
- 2 仏教の教え全てに精通している僧侶のこと。三蔵とは經(釈尊の説法)・律(僧団に属し、仏道修行をする者に対して釈尊が定めた諸々の決まりごと)・論(釈尊の教えについて解釈したもの)のことで、それらの仏教の教えが全て納まるという。
- 3 三五〇〜四〇九。中国南北朝時代の僧。西域の亀茲国出身。亀茲国が前秦の攻略を受けた折、以後、捕虜生活を余儀なくされたが、後秦によって解放され長安に迎えられる。以後、仏典の翻訳に従事した。「般若經」・「法華經」・「維摩經」などを漢訳し、多くの門弟を育成した。その業績は仏教史上大きな評価を受けている。
- 4 王の詔を受けた翻訳のこと。国家的事業としての翻訳といえる。

5 釈尊の弟子で従弟といわれている。釈尊の身の周りの世話をし、多くの説法場に居合わせた。そのことにより釈尊の弟子中で多聞第一と称えられている。仏教經典は原則として阿難が釈尊の説法を思い出して、みなに伝えるという形式を取っている。

6 梵語でシユラーヴァステイーといい、古代インドのコーサラ国の首都。釈尊の活動拠点の一つ。

7 舍衛国のスタッタ長者が釈尊に寄進した林の園で、そこに建てられた僧院が祇園精舎。スタッタとは「よく施しをした人」という意味であるが、「孤独な人に食を給する人」でもあるから給孤独長者とも言われている。コーサラ国のジェータ(祇陀)太子が所有していた林の園の土地を長者が買い取って僧団に寄進し、ジェータが林の木々を寄進したという伝承に基づき祇樹給孤独園と称されている。

8 原意は「供養を受けるに相応しい人」であり、「応供」とも訳される。修行者として最高の覚りを得た者のこと。

9 仏弟子中、智慧第一と称せられ、釈尊から次代の指導者

と期待されていたが、釈尊よりも前に没した。

10 仏弟子中、神通第一と称せられ、舍利弗と並び優れた弟子であったが、舍利弗と時を同じくして没した。

11 仏弟子中、頭陀第一と称され、欲望を廃するための厳しい修行に勤めた。もともとは多くの弟子を有する修行者であったが、後に釈尊に帰依した。釈尊よりも年長であり、釈尊の没後には教団を指導した。

12 仏弟子中、論議第一と称され、釈尊の説法を修行者たちに分かりやすく解説した。

13 仏弟子中、問答第一と称され、舍利弗などと仏法について問答を繰り返した。一説によると舍利弗の叔父で、裕福なバラモンの家に生まれ、当時の教養を余すところなく具えていた。

14 仏弟子中、坐禪第一と称され、舍利弗の実弟とも伝えられる。坐禪を好み、その少欲知足に徹した修行態度は釈尊からも称されたという。

15 出家した兄にならない仏弟子となったが、物覚えが悪く教

えの一つも記憶できなかった。しかし釈尊の指導のもと、熱心に清掃を繰り返すうちに煩惱という心の垢を取り除き、阿羅漢となった。

16 仏弟子中、調伏諸根第一と称される釈尊の異母弟。シャカ族浄飯王の子。釈尊の出家後、シャカ族の王となるべく期待されたが、釈尊の意向により出家。美男子であったといわれ、それゆえ愛欲に苦しむが釈尊の指導によりそれを断ち切った。

17 仏弟子中、密行第一と称される、釈尊がシャカ族王子の時代にもうけられた息子であるが、釈尊の意向により出家。釈尊を慕いつつも、人知れず修行に励んだ。

18 一説（『雑宝藏経』巻第四）によると、他の三人の兄弟とともに釈尊から一節つつ「諸行無常」「是生滅法」「生滅滅已」「寂滅為楽」の教えを授かったのを契機として出家し、阿羅漢となった。また洪水の際、神通力を持って水勢を阻み仏弟子たちを守ったという。牛王とも訳される。

19 仏弟子中、獅子吼第一と称せられ説法にすぐれていたが、一般民衆の前で誇らしげに神通力を用いたため釈尊の叱責を受ける。しかし、それを恥じ、一人教団を離れて仏教流布のために尽力したという。日本では、古来、なでた部分の怪我や病気を癒す「おびんづるさま」として親しまれ、民間の信仰を集めている。

20 もともと釈尊の朋友で、シャカ族が治めるカピラ国の大臣の子として釈尊と同日に生まれた。本名はウダーイー。生来の色黒（古代インド語で「カーラ」）であることから、あるいは釈尊を毒蛇から守ろうとした時、毒液を浴びて肌が黒く変色したことから「カールダーイー」（黒いウダーイー）と呼ばれたという。なお、仏典中には他に同名の人物が見受けられ、仏弟子でありながら釈尊に行動をたしなめられることが多く、不満を抱いていたが、釈尊の指導のもと阿羅漢になったと伝えられる。

21 仏弟子中、教誡第一といわれ、よく出家者を指導した。ある国の王族として王位を継いだが、釈尊の導きによ

り出家。神通力があり何事にも動ぜず禪定を修していたという。

22 仏弟子中、無病第一といわれ、長寿をまっとうした。独り坐禪を樂しみ、ことさら説法や弟子の育成には関わることはなかったが、臨終の際には仏弟子たちに看取られた。

23 釈尊の従弟。出家後、釈尊の説法中に居眠りをして叱責されるや、それを悔いて不眠の誓いをたてる。それを実践した結果失明するが、心中に遠くや未来を見渡す神通力を得て、仏弟子中、天眼第一と称される。自らの衣を繕おうとした時、盲目の彼に代わって釈尊自らが針を糸を通したという。

24 「文殊師利」とは梵語「マンジュシュリー」の音写語で、「妙吉祥」・「妙徳」などとも訳され、「法王子」とは「釈尊の覺りを受け継ぐもの」という意味。様々な經典に登場するが、特に般若經典において重要な教えを説いている。

25 弥勒菩薩の別称とされる。慈氏菩薩ともいい、慈しみに

満ちた菩薩。

26 「香象」とも訳され、原意は精力に満ち溢れたオス象のこと。

27 原意は「衆生救済のために熱心に努める者」のこと。

28 仏教を守護する神。もともとはインドで信奉されているインドラ神のことで、武勇神、雷神としての性格を有する。

29 梵語で「サハー」といい、逆境に「耐え忍ぶ」などという意を含む。「忍土」などとも漢訳される。

30 $10 \times 10000 \times 100000000$ で、十兆のこと。

31 ① 清らかに澄み切っている「澄浄」、② ひんやりと心地よい「清冷」、③ 甘味がある「甘美」、④ さらにさらとした感触の「輕軟」、⑤ 水量が豊富で枯れることがない「潤沢」、⑥ 水面が穏やかで波立つことがない「安和」、⑦ 飲むと飢えや渴きが癒されるばかりか病が平癒する「除飢渴」、⑧ 飲むと活力がみなぎる「長養」のこと。

32 仏典では一日を午前・日中・午後・夜・深夜・未明に六

分して記すことが多い。

33 語源に「見る者の心を喜ばせる」という意が含まれるとして、「悦意」・「適意」などとも訳されている。花びらがスイカズラに似ているとも想像される。

34 クチバシの長い鳴のような白い鳥と想像される。

35 漢訳そのものは「百舌鳥」のこと。ただし人語を話すとも言われるところから、九官鳥とも解される。

36 美しい声で鳴くという小鳥。雅楽に朱の衣装に色鮮やかな羽をつけた稚児が舞い踊る童舞「迦陵頻」がある。

37 一身に二頭を具えた鷲・鷹の類。「ジューヴァ、ジューヴァ」と鳴く声が梵語で「命」を意味することから、「共命鳥」と名付けられたともいう。

38 覚りを得るための実践項目で信根・精進根・念根・定根・慧根のこと。これらの実践により、煩惱が滅せられて覚りへと向かう原動力となる。

39 五根が完成した段階で得られる信力・精進力・念力・定力・慧力のこと。悪業を未然に防ぐはたらきがある。

40 覚りを得るための心的状態を整える実践項目で念覺支・

拈覚支・精進覚支・喜覚支・輕安覚支・定覚支・捨覚支のこと。最終的に平等で偏らない心が得られる。

41 覚りを得るための実践方法。「八正道」ともいい、正見・

正思・正語・正業・正命・精進・正念・正定のこと。

42 梵語の「カルパ」のことで時間の単位を示す。一説によ

れば四十三億二千万年。比喩的に一辺が一由旬(約7キ

ロメートル)の巨大な鉄の城を芥子粒で一杯にし、百年

に一度一粒づつそれを取り除いて空にしても一劫に満

たないと説明されたり、一辺が一由旬の巨大な岩に百

年に一度天女が舞い降り、着ている羽衣で岩を一遍づ

つ撫でて行き、その岩が完全に磨滅する期間を一劫と

も言う。

43 諸仏については名称のみが知られるばかりで、他に確認

ができない仏が多いため、一々の解説は施せない。

44 仏の身体的特徴である三十二相の一つ。古代インドにお

いては舌で鼻を覆うことができたならば、その人の言

葉は嘘偽りでないことの証しとされた。

45 三千大千とは千の三乗のことで、十億個の世界の集まり

をいう。一世界とは仏教の世界観にいう三界のうち、欲界と色界の梵天界までを含む。

46 古来、阿弥陀仏と同一の仏か否か議論されている。ただ

し同一と見る場合、自身で自身の功徳を称賛すること

になつてしまい、文脈上の整合性に欠ける。

47 『菩薩地持経』によれば飢饉・疫病・争乱が発生する時

代の悪化。

48 邪な教えや誤った考えがまかり通る信仰の乱れ。

49 暴力や争いごと、詐欺や虚言を厭わない世相の乱れ。

50 父母や師や目上の人を敬わず、後世の報いを恐れず、布

施や功徳を修めず、戒律も守らないという人心の乱れ。

51 人間の寿命が長くとも百年が限度なるといふ生命力の低下。

下。

52 釈尊の説法を聴聞し仏法を守護する鬼神などの一つ。本来は善神であったが次第に悪神と理解されるようになり、仏典の中ではかつて神々と争いを繰り広げ敗れたとされる。

とされる。

浄土宗基本典籍の現代語化 四十八巻伝

浄土宗基本典籍の現代語化 B 四十八巻伝班

法然上人行状絵図

第一巻

第一段

さて、思いをめぐらしてみると、仏教の根本の師である
釈迦如来は、迷いの世界をあてもなくさまよう人びとを一
人残さず救うために、誰もが私のひとり子である、という
悲願を深くお起こしになって、ただちに釈迦の国土である
無勝莊嚴浄土むしょうじょうげんじょうどでの教化をやめて、おそれおおくも私達の
娑婆濁悪の国しあはやくわくにお入りになった時より、本来は生まれるこ
とがないのに誕生のありさまを示されて、無憂樹むゆうじゆの華が咲
きほこり、本来は人滅にんめつされることがないのに入滅にりめつのありさ
まを示されて、堅固林けんこりん（娑羅双樹しあらかうじゆ）に吹く風が集まる者た

ちの心を悲しませた。釈迦在世の八十年は、慈の雲いつくしみがすべ
ての生き物を分けへだてなく覆おおい、滅後の二千年は、仏
法の水が変わらず三國に流れている。教えの門は、それぞ
れに利益がまちまちである。その中で、聖道しょうどうの一門は、穢
土において自力を励まし、濁世において悟りを求める。た
だし、おそろくは、時代が末世に至って、自我もあらゆる
存在も実体を持たないという真理の月が雲にへだてられて
見えにくくなり、心は煩惱を起こす対象に駈かけていき、地
獄・餓鬼・畜生の三悪道の炎から逃れられないことである。
煩惱をそなえた凡夫が、この次に生まれかわる時に、輪廻
の境涯から脱出できる教えは、ただ浄土の一門のみであ
る。これについて、学僧達の解釈は、蘭や菊が美を競い合
うかのようにすぐれているが、中国唐の善導和尚は、阿弥

陀が姿をかえてこの世に現れた方で、ひとり本願の深い意図を顕わし、我が国の法然上人は、勢至菩薩が姿をかえて現れた方で、ひたすら称名という大切な行をお広めになった。日本、中国と、国は異なるが、人びとへの教化は一致しており、男性も女性も、貴い人もそうでない人も、信心を獲得しやすく、紫雲や異香など往生の奇瑞が頻繁に現れた。念仏の広まりは、ここに最も盛んとなった。

ところが、法然上人がお亡くなりになってから、歲月は次第に過ぎ去っている。上人の教えさとされた言葉や、利益の足跡を、人びとは徐々に記憶にとどめなくなっている。もし、記録して後の時代に残さなければ、誰が賢人を見て自分も同じようになりたいと思ひ、誰が迷いの世界を離れる要路があることを知るのだろうか。こうした理由により、ひろく昔の言い伝えを捜し集め、すべてにわたり古い記録を検討し、真実を選び、誤りを正して、生涯の行状をおおよそ記すこととした。おろかな人が理解しやすく、見る人の信心をすすめるために、数軸の絵図に表現し、後代の人々の手本として備えることにする。往生を希う人び

とで、だれがこの志しをほめないであろうか。

そもそも上人は、美作国久米南条郡の稲岡荘の人である。父は久米郡の押領使漆時国、母は秦氏である。子どものないことを嘆いて、夫婦が心一つにして仏神に祈ったところ、秦氏はかみそりを吞む夢を見て、たちまち懐妊した。時国は「そなたが孕んだ子は、きつと男の子で、朝廷の人びとの戒師となるに違いない」と言った。秦氏の心は柔和であり、身重の苦痛がなかった。厳しく酒・肉・五辛を断ち、仏教に帰依する心が深かったという。

第二節

ついに崇徳院が御在位であつた長承二年（一一三三）四月七日の正午、秦氏は苦しむことなく男子を出産した。丁度その時、紫雲が空にたなびいた。館の内て家屋の西には、根本が二股に分かれていて枝の先のほうがよく繁っている高い棕の木があつた。白幡が二流れ飛んできて、そのこずえに懸かつた。鈴鐸の音が空に響き、白幡の綾織の模様を陽に照らされて輝いた。それから七日が経つて、天に上り

去つた。これを見聞きした人びとで、不思議な思いをもたない人はいなかつた。このことがあつてから、その木を「兩幡の椋の木」と名づけた。歳月が過ぎて、傾き倒れてしまつたけれど、素晴らしい薫が常に漂い、不思議な出来事が絶えなかつた。人びとはこれを崇めて、仏閣を建て、誕生寺と名づけ、御影堂を造り、念仏を称えさせた。

その昔、応神天皇ご誕生の時に、八つの幡が舞い降りた。人々は、天皇が正しい見解や正しい言葉使いなどの八つの正しい道をご実践なさるしるしだといつた。この度の上人誕生のめでたいしるしは、応神天皇の時と同じである。きつと深い意味があるのにちがいない。

第三段

生れた子どもは呼び名を勢至と言つた。竹馬に鞭を当てて遊ぶ年頃から、生れながらの聡明で、大人の様であつた。どうかすると、西の壁に向かつて座る癖があつた。天台大師智顛の子どもの頃の行いと異なることがなかつたそう

第四段

時国は、先祖をたどれば、仁明天皇の御子である西三條右大臣源光公の子孫で、式部省に仕える源家の長男である年が、御所の陽明門で藏人の兼高を殺した。その罪によつて美作に配流された。そこで、この国の久米郡の押領使である神戸の大夫、漆元国の娘と縁組みをして男子を生ませた。元国には男の子がなかつたので、外孫を子どもとしてその跡を継がせた時、源の姓を改めて漆盛行と称した。盛行の子が重俊、重俊の子が国弘、国弘の子が時国である。このようなわけで時国は、少しばかり家柄を自慢する気持ちがあつて、この稲岡莊の預所明石の源内武者定明（はらうらみの ちがみなるものなかあきら）、守源長明の嫡男、堀川院御在位の時の滝口であつた）を見くだして、執務に従わず、面会の礼も尽くさなかつたので、定明は深く恨みをいだいて、保延七年（一一四二）の春、時国を夜討ちにした。この子どもはこの時九歳であつた。逃げ隠れて隙間からあたりを御覧になると、定明が庭にいて、矢をつがえて立っていたので、小さな矢で射た。定明

の眉間に突き刺さった。この傷跡が残って、事が露見してしまふにちがいないので、時国の親族が復讐することを恐れて、定明は逃亡してずっと稲岡の庄にもどらなかつた。それ以来、この子を「小矢見」となづけた。この事件を見たり聞いたりした人々は誰もが感歎しないことはなかつた。

第五段

時国は深い傷をうけ、今まさに死のうとする時、九歳のわが子に向かつて言つた。「おまえは、負け戦の恥辱（中ちゆう国の会稽山かいけいざんで越王勾踐えつおうこうせんが受けた恥辱）をはらそうと思ひ、敵を恨むことがあつてはならない。これはまつたく前世における行いのむくいなのだ。もし、おまえが恨心うらみこころをもつたならば、その怨みは、何世代にわたつても尽き難いである。はやく俗世を逃れ、出家して私の菩提をとむらい、おまえ自身も、解脱を求めぬにこしたことはない」と言つて、姿勢をただして座り、西に向かい、合掌して仏を念じ、眠るように息絶えた。

第二卷

第一段

定明は逃亡したのち、世事を捨てて心静かな生活をおくり、犯してしまつた罪を悔い、来世に受ける苦しみをかなしんで、念仏をおこたらず、往生の望みをとげた。その子孫はみな上人の残された教えをうけて、浄土の一行を中心とする生活を送つた。この子どもは普通の子ではない。どうして怨敵をうらむ心があるだろうか。定明は傷を受けることによつて行方をくらし、やがて往生をとげた。子孫もまた浄土門に帰入した。これは、勢至菩薩が仮に姿を変えて現れた上人のたくみな導きに違ひない。世の人びとは少しも疑いをおこしてはいけない。

第二段

美作国に菩提寺という山寺があつた。その寺の院主いんしゆ観覺くわんかく得業とくごふは、もとは延暦寺の学徒であつた。賢者けんしやになる望みを

遂げられないのを恨んで、南都奈良に移り法相宗を学んで希望を叶えた。そこで「久しひさびさの得業」と言われた。母秦氏の弟であり、子どもの叔父にあたるうえ、父の遺言のこともあつたので、子どもは観覚のもとに入室した。学問を学び取る才覚は、流れる水よりも速く、一を聞いて十を悟つた。聞いた事柄は記憶して、決して忘れることがなかつた。

第三段

観覚は子どもの才能を見て、とても普通の子ではないと感じたので、何する事もなく田舎の世俗の生活に埋もれしてしまうことを惜しみ、早く比叡山へ送りだそうと、その準備をした。そうなるはずだったので、子どもはその考えを聞いて、故郷に留まる気持ちはなく、都に早く行きたいという思いで一杯だった。観覚は喜んで、この子どもを連れて母親のもとに行き、事のいきさつを話した。子どもは母親をなだめて言った。

「私はめつたに生まれることのない人間として生を受け、めつたに会うはずのない仏教に出会つた。目の前の無常を

見て、夢にすぎない現世での栄華を避けなければならぬ。特に、亡くなった父の遺言が耳に残つて、忘れられない。早く比叡山に登り、一時も早く天台の一乗仏教を学ぶつもりである。ただ、母君が生きておられるうちは、朝夕お仕えし、貧しくとも孝行しなければならぬが、『迷いの世界を厭い、悟りの世界に入ることが本当の報恩だ』といわれている。一時の離別を悲しんで、永遠の嘆きをお残しにならないように」と、再三懇め申し上げた。

母君は筋道を立てた説得に折れて、聞き入れたのだが、袖では拭いきれないほどの悲しみの涙が、子どもの黒髪をぬらした。迷いのこの世の習いに耐え忍ぶことができず、はかないこの世の別れに心はまだいがちになって、このように思つて歌に詠んだ。

「形見とて、はかなき親の留めてし、この別れさへまたいかにせん」(形見として、亡くなった父親が残したこの子とまで別れねばならないとは。この上、どうすればよいというのか。)

こうしてばかりもおれないので、比叡山ひがいざん西塔北谷さいとうほくたにの持宝じほう

房ぼろの源光げんこうのもとへお遣りやになった。観覺くわんかくの書状にはこのように述べてあった。「大聖たいしょう文殊像を一体、進上申します」と。これは子どもが智恵に勝れていることを示すものであった。

めておかれたからであろうか、はつきりしないが。

第四段

子どもが十五才の時、近衛天皇の御在位であつた久安三年きゆうあん（一一四七）の春二月十三日に、はるばる遠い道のりを旅して都にたどり着いた。鳥羽の作り道で、法性寺殿ほつしょうじのへ忠通公ちゆうこう、時の摂政せつしやうの行列にお出会い申した。子どもが馬よりおりて道の傍らに控えていると、（忠通公が）お車をお止めになつて、「どこから来たのか」とお尋ねがあつたので、お供の僧が事の次第を申し上げた。すると、子どもに会釈をなさつて通過された。お仕えする人びとは意外に思った。後になつて仰るには、「あの道で出会つた子どもは眼から光を放つていた。どう見ても普通の子どもではないことを知つた。だから、礼をしたのだ」と仰つた。後に、月輪殿つきわだのの御帰依が浅くなかつたのも、この話を耳の底に留

- Nattier, Jan "Buddhism Comes to Main Street," *The Wilson Quarterly*, 2001
- "The Scholarly Discovery of Buddhism," *Lanka Internet Services*, 2001
- Bauman, Martin "Global Buddhism: Developmental Periods, Regional Histories, and a New Analytical Perspective," 2001
- Bauman, Martin "The Dharma Has Come West: A survey of Recent Studies and Sources," *Journal of Buddhist Ethics*, 1997
- Queen, Christopher S., ed. *ENGAGED BUDDHISM IN THE WEST*, Wisdom Publications, 2000
- T. R. Young, *POSTMODERN RELIGION AND THE GLOBAL WORLD ORDER: The Political Economy of Social Justice*, RED FEATHER INSTITUTE, 1995
- "Presence of Buddhism in Europe," *DIM Bulletin*, 2000
- Brazier, David "The New Buddhism: A Rough Guide to a New Way of Life," *Robinson*, 2001
- Coleman, James William "The New Buddhism: The Western Transformation of an Ancient Tradition," *OXFORD UNIVERSITY PRESS*, 2001
- Zoccatelli, Pier Luigi "Shinnyo-en in Italy," paper presented at the 2001 International Conference *The Spiritual Supermarket: Religious Pluralism in the 21st Century*, CESNUR, 2001
- 小倉襄二・有沢僚悦・吉野文雄 編 『E U 世界を読む』 世界思想社、2001 年
- 島岩 (宗教学 金沢大学) 「サンガラクシタとユーロ・ブディズムの成立」

Doyo Zen À LAS PALMAS, Gran Canaria
Mokusan Dojo; Dojo de Madrid MADRID
Grupo Zen de Madrid MADRID
Octavio Feliciano MADRID
Zendo / Asociacion Zen de España MADRID
Grupo de Zazen de Malaga MALAGA
Grupo Zen de Murcia MURCIA
Dojo Zen Pamplona PAMPLONA
Doyo Zen de Santa Cruz de Tenerife SANTA CRUZ DE TENERIFE, Tenerife
Grupo Zen de Santander SANTANDER
Doyo Zen Sevilla SEVILLA
La Morejona Templo Zen SEVILLA
Templo Senk_zan Zennen-ji SEVILLA
Dojo Zen Tarragona/Tortosa TARRAGONA, Catalunya
Comunidad Budista Soto Zen (A.Z.E.) VALENCIA
Templo Zen Luz Serena VALENCIA
Doyo de Valladolid VALLADOLID
Dojo Zen Vitoria VITORIA
Jiko An Comunidad Religiosa YEGEN, Granada
Grupo Zen de Zaragoza ZARAGOZA

(21) Sweden, The International Religious Freedom Report for 2001, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

(22) "His Holiness the Dalai Lama's Address to the Buddhist Society", The Third Way, The Journal of the Buddhist Society, Vol. 71, No. 3, November, 1996

(23) 第2次大戦後、特に1950年代のアメリカに現れた一部の青年作家たち (Jack Kerouac 1922-1960、Allen Ginsberg 1926-1997 など) に触発されてヨーロッパにも波及し、禪に由来する語句や概念を用いて、現在の瞬間のみを頼りに生きながら感覚をときすますことにより、自己の存在を究明していく。

(24) Bauman, Martin "Global Buddhism: Developmental Periods, Regional Histories, and a New Analytical Perspective, 2001

(25) テオ・ゾンマー 「不死身のヨーロッパ」 (加藤幹雄 訳) 岩波書店 2002 年

参考文献

Batchelor, Stephen. The Awakening of the West: The Encounter of Buddhism and Western Culture. Berkeley: Parallax Press, 1994

Eppsteiner, Fred, ed. The Path of Compassion: Writings on Socially Engaged Buddhism. Berkeley: Parallax Press, 1988

者がいる。イタリアでの真如苑の活動は1980年代初期から始まる。1989年時点ではイタリアでの信者数が90人（その8割が日本人）。1990年11月にはミラノに初のイタリア支部が設立される。2001年1月20日-2月2日開催の「冬季修行」には参加者数が750人にのぼった（うち、70%がイタリア人）。2001年現在の信者数は500人（うち、200人がイタリア人）。ミラノ支部のほか、トリエステ、フィレンツェ、ローマ、ナポリにも活動拠点がある。イタリア支部はスペインのサンタンデルでの活動も兼務。

真如苑のイタリア人信者ほぼ全員はカトリック教徒でもある。真如苑に入信した後でも自らを依然としてカトリックであると見なしている。

以下、信者のコメントを一部紹介する。

* 自分のキリスト教体験は連続的に自分の仏教的要素とつながっている。クリスチャンであると同時に仏教徒である。

* 自分はカトリックだが、もっと良く自分自身の信仰について理解を深めるために真如苑の教えに帰依する。

* 真如苑での活動を通じて聖書やカトリックのミサがどういうものであるかを逆に理解した。

彼らの多くは現在のカトリックの教義に不満で、「独断的」なその環境から「オープン」な状態に向かうため「真理への新しいアプローチ」としてこの教団に魅せられている。いわば、信仰が即その教団への純一な帰属を必ずしも意味しない新しい宗教生活—重層的信仰生活—を希求したものとさえよう。多くのイタリアのカトリック教徒にとって、真如苑はそうした試みの一例としての意義がある。

(19) スペイン人チベット仏教研究者 Joaquin. P. Arroyo 氏 提供情報

(20) 2002年1月現在 作成：Thomas KIRCHNER

主要センター名とその所在都市：

Dojo Zen Algeciras ALGECIRAS

Doyo de Algeciras ALGECIRAS

Zen Doyo A.Z.I. ALGECIRAS

Centro Zen de Alicante ALICANTE

Barcelona Zen Center BARCELONA

Centro Budista Hsu Yun BARCELONA

Dojo Zen Barcelona BARCELONA

Doyo de Barcelona BARCELONA

Dojo Zen Bilbao BILBAO

Grupo Zen de Bilbao BILBAO

Zendo Betania BRIHUEGA, Guadalajara

Grupo Zen de Castellon CASTELLON

Doyo Zen de Cuenca CUENCA

Euskal Herriko Zen Institutoa DONOSTIA

Doyo de Granada GRANADA

- * The Drukpa Kargyud Trust
- * The Dzogchen Community
- * The Friends of the Western Buddhist Order
- * The Golden Buddha Centre
- * Harnham Buddhist Monastery
- * The Heritage Buddhist Charitable Trust
- * Karuna Institute
- * The Kalacakra Practice Group
- * Jamyang Buddhist Centre (Foundation for the Preservation of the Mahayana Tradition)
- * Lam Rim Buddhist Centre (Bristol)
- * Lam Rim Buddhist Centre (Wales)
- * Leeds Buddhist Council
- * The London Buddhist Vihara
- * The London Shambhala Centre
- * The Longchen Foundation
- * Lumbini Nepalese Buddhist Society
- * The Meridian Trust (and Tibet Image Bank)
- * The Network of Engaged Buddhists (UK)
- * New Kadampa Tradition (NKT)
- * The Pure Land Buddhist Fellowship
- * The Rigpa Fellowship
- * Rishsho Kosei Kai (UK)
- * Santosa Buddhist Group, London
- * Saraswati, Somerset
- * Sri Saddhatissa Buddhist Centre
- * Soka Gakkai International (UK)
- * Three Wheels, London
- * Thrangu Rinpoche House
- * Throssel Hole Abbey (and The Order of Buddhist Contemplatives)
- * Zen London (Kwan Um)

(16) Italy, The International Religious Freedom Report for 2001, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

Spain, The International Religious Freedom Report for 2001, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

(17) Bergamo Sangha, Dojo Zen, Associazione Zen di Brescia, Associazione Dojo Zen, Scuola di Scaramuccia Cavi di Lavagna, Scuola di Scaramuccia Chiaravalle, Dojo de Pezaro "Honbu Dojo", Amici di Thay (Thay's Friends), Scuola di Scaramuccia Firenze, Dojo Zen Sanrin, Centro Bodhidharma, Sangha of Genova, Soto Zen Dojo など、少なくとも 60 余り存在する。

(18) 真言系の新興教団である真如苑（1951 年設立）は現在、世界中に約 800,000 人の信

やヴェジタリアン・レストランを開き、そこでメンバーが奉仕的に働くというプロジェクトだった。

サンガラクシタは「三乗統合の仏教」を提唱する。つまり、上座部系の三宝帰依と、戒・定・慧の三学を基本としつつ、大乘的な菩薩理念および金剛乘的な観想法をも取り入れたものである。この新形態仏教をヨーロッパキリスト教文化圏の中でどのように広めるかが彼の中心命題だった。また、人間の自然な感情や情念を肯定した上での仏陀供養と、自己の意識を自ら高めていって完全な智慧と無限の慈悲と限りないエネルギーを備えた人間すなわち仏陀となるための瞑想法(呼吸に意識を集中する数息観や生き物すべてに慈愛の心が持てるようになる慈愛の瞑想など)を重視する。加えて、核家族化傾向による西欧社会の人間疎外的現実に対するアンチテーゼとして、独身主義者だけの精神共同体の構築をめざす。

現在、イギリス以外にもノルウェー、ドイツ、スペイン、フィンランド、オランダ、スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリア、米国、ネパール、マレーシア、インドなどにセンターがあり、ダルマチャリ(在俗比丘)の人数は、イギリスだけでも500人を越える。FWBOの活動は各センターを拠点として行われている。センターのメンバーは、友(一般信者)、ダルマミトラ(見習い僧)、ダルマチャリの3段階に分かれる。ダルマミトラからダルマチャリになるには通常2年ほどかかる。その間、2人のカルヤーナミトラ(善知識)の指導を受ける。受戒の前には、3カ月の集中合宿を行う。その後、戒と法名を授かり、性的禁欲を守って独身主義を貫くが、出家とは異なり社会的活動には積極的に関わっていく。

FWBOの究極の目標は西欧社会のドラスティックな変革である。*ancien regime*の中で仏教の居場所を探すのではなく、FWBOの仏教を通じて新社会につくりかえることである。ヨーロッパ人自らがヨーロッパで仏教の一派を創設したのは、サンガラクシタが嚆矢といえるだろう。しかし、原罪意識の否定に見られる反キリスト教性や、家族・恋愛結婚否定に見られる反西欧的な市民性を特徴としたFWBOの今後の動きが、既存の仏教教団を巻き込んで新タイプの*Eurobuddhism*の誕生にまで及ぶのか、その展開が注目される。(15) 2002年1月現在の主要な加盟団体

- * Amida Trust
- * Bodicharya Buddhist Group
- * The British Buddhist Association
- * The British Shingon Buddhist Association
- * Buddhapadipa Temple, Wimbledon
- * The Buddhist Co-operative
- * The Buddhist Hospice Trust
- * Buddhist Interhelp (and V.L.C. centre)
- * The Buddhist Realists Vihara
- * The Buddhist Society
- * The Community of Interbeing
- * Diamond Way (London Kargu centre)
- * The Dharma School

きれば、求職者個人が就労希望を申請できるようになる。

(5) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, 1996.

(6) エリアーデ『聖と俗』（風間敏夫訳 法政大学出版局 1969）

(7) 「ライシテ」は宗教に対する不寛容性の原理ではなく、非宗教性による宗教の共存の原理である。差異や多様性を承認しシステム内に回収する試みと軌を一にする新しい傾向—多文化主義も紹介が一巡し、日本的な「共生」と結びついて語られはじめている。

(8) France, *The International Religious Freedom Report for 2001*, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

(9) 委員会の「カルト」定義：過度の重要性を財政に置く、信者と彼らの家族の間に亀裂を生じる、信者に対する精神的だけでなく肉体的な暴力を及ぼす、児童を加入させる、「反社会的」思想を標榜する、公共の秩序を乱す、「司法的な問題」を有する、国家機関への潜入を試みる。

(10) Amida Retreat Centre, Dôjô Zen d'Aix-en-Provence, Zen Dôjô A.Z.I., Dôjô Zen d'Angers, Centre Bouddhiste Zen Soto, Communauté Bouddhique Soto du Denshinji du Mont Shôkô, Zen Dôjô Bourges A.Z.I., Sotoshu Zendo Cabrespine, Zendo du Boulay, Association 3 Tresors Sanbo Kyodan, Dôjô Zen de Marseille など 80 前後ある。

(11) Germany, *The International Religious Freedom Report for 2001*, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

(12) ドイツの教会税システム：国民は住民登録の際にカトリックかプロテスタントを自己申告することになっており、これに基づいて教会税が徴収される。教会を通じて税務署に申告すれば、他の税と同様に所得から天引きされる。州によって税率は異なるが、所得税の約 8-10% である。

(13) UK, *The International Religious Freedom Report for 2001*, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State

(14) FWBO は、サンガラクシタ (Sangharakshita：本名 Dennis Philip Edward Lingwood；1925 年イギリス生まれ) というイギリス人仏教徒が創設した仏教教団である。同教団は、仏教的な瞑想法に加えて、仏陀供養の精神を特徴とする。また、集団対面セラピー方式も導入している。FWBO はまず、イギリス各地にセンターを増やしていった。当初 FWBO の活動の経済基盤となったのが、東洋的なアンティーク・ショップや有機農法の食料品店

おわりに

ヨーロッパに対する本宗の海外布教のあり方を考えるとき、ドイツのジャーナリストであるテオ・ゾンマーが説く「多様性を内包したままの統合」(注25)をめざすEUとその加盟各国の状況を視野に入れる必要がある。本宗の教えを広めようとするこの舞台は諸宗教の思想が政治と密接に係わって相対立する世界である。米国と同等の経済規模・人口を有するに至り、通貨が統合され(イギリスや一部加盟国は未加入であるが)、さらに統合拡大が予想されるヨーロッパ大陸の中で、本宗もその独自性を闡明すべき段階にきている。近代のあらゆる価値観がこの大陸から発生したことを思いあわせれば、個人・社会不安の諸相に対して法然上人が達した境地をどのような今日の意義をもって訴求していくべきか、その成否がこの地で試されるといってよい。

注

(1) 新たなヨーロッパ空間の拡大:

1958年6カ国、1972年9カ国、1981年10カ国、1986年12カ国、1995年15カ国、そして2010年までに27カ国体制を計画。

第1陣:ハンガリー、チェコ、ポーランド、エストニア、スロベニア、キプロス。

第2陣:ブルガリア、ルーマニア、リトアニア、ラトビア、スロバキア、マルタ。

(2) 西川長夫・宮島喬編「ヨーロッパ統合と文化・民族問題」人文書院、1995

(3) 2000年1月に発効したドイツの新国籍法では、誕生の時点で親の一方が8年以上合法的にドイツに定住していて、既に永住資格を持っているか、または3年以上無期限滞在許可を持っていれば、ドイツ国民になれる。また、過去10年間にドイツで生まれた子供もドイツ国籍を取得できる。普通、両親の国籍も取得して重国籍になる。成人に達した時点、または23歳になるまでにどちらかの国籍を選ばなければならないが、正当な理由がある場合は以後も重国籍の例外が適用される。

(4) イギリス政府は2001年10月、同国への経済移民(economic migrants)を合法化する新たな移民管理制度を導入すると発表した。最高で年間4万人の経済移民を許可する見通しである。現行制度では、外国籍の者がイギリス国内で就労できるのは、イギリス人使用者からの求人申請がある場合に限られるが、新制度では、求人条件を満たすことを証明で

[平成8年以降、着実に増加傾向にある。この5万人弱のヨーロッパ人に対する布教活動もあわせて検討すべき。]

* ヨーロッパ人（米国人も含め）は仏教に対して瞑想・内観や心理療法的など、実生活に役立つ存在としての価値を見出す傾向が強い。そうしたニーズにどうこたえるか。

* 社会行動型の仏教（Engaged Buddhism）が最先端の仏教潮流としてヨーロッパ（特にイギリス、ドイツ、フランス）に認知されている。人権、教育、環境破壊、生命倫理などへの対応をめぐる解決策の手段として「共生」の理念を訴える可能性も視野に入れる。本宗の立場をどう明確に説くか（様々な社会問題に対して、本宗独自の見解を積極的に打ち出す）。

IT時代における布教のありかた：

世界的な通信ネットワークの普及によって、次第に縦型ピラミッド社会は崩壊し、個人が既成の枠を超えて連携していく横型ネットワーク社会へと推移していく中で、否応なく実態に対応し得る新たな社会形成が築かれていくに違いない。宗教教団もそうした意味で、組織形態の大規模な変革を余儀なくされることだろう。

* ブロードバンド時代に対応した、マルチメディアの活用（映像・音声による法要の紹介と各国語での解説、世界的な問題に関する各界識者との対談の映像配信など）

* 海外布教の一拠点としてインターネット体制の充実をはかるため、情報発信の量を格段に増やす。そのためには専従の人員が必要。全国に散在する本宗教師の中から選抜して、翻訳・論文執筆ネットワークをつくりあげ、効率的な情報発信体制をつくりあげる。

国名	総数	長期滞在者数	永住者数
----	----	--------	------

アイルランド	752	527	225
イギリス	53,114	43,646	9,468
イタリア	7,997	6,549	1,448
オーストリア	1,826	1,247	579
オランダ	6,481	5,722	759
ギリシャ	620	186	434
スイス	5,694	2,632	3,062
スウェーデン	2,142	728	1,414
スペイン	4,683	3,717	966
デンマーク	960	339	621
ドイツ	25,021	21,237	3,784
ノルウェー	554	259	295
フィンランド	745	321	424
フランス	25,574	20,632	4,942
ベルギー	4,936	4,936	0
ポルトガル	535	535	0
西欧計	142,202	113,728	28,474

[西欧だけで15万人弱の日本人が長期滞在・永住している。国別トップはイギリス(53,114)で、他を圧倒している。次にフランスとドイツがそれぞれ25,574、25,021と拮抗。スペインとイタリアは1万人弱。]

資料2：西欧からの外国人登録者数の推移：各年末現在（出典：法務省入国管理局）

H8年 H9年 H10年 H11年 H12年

35,136 38,200 39,925 41,659 47,730

からではなく、ヨーロッパ人の精神生活においてどのような要素として仏教が貢献できるかを調査。

* ヨーロッパ人が従来から抱く汎仏教的な認識からスタートして、本宗教義への理解に収斂させるにあたり、どのようなプロセスをたどるべきか（浄土真宗もヨーロッパにおいて禅やチベット仏教とくらべて出遅れている感がある。だが、ドイツ「恵光ハウス」日本文化センター（デュッセルドルフ）を中心とした仏教伝道協会（BDK）の活動は参考になろう）。

施策例：

- * 草の根レベルの交流と組織・機関レベルの交流を使い分ける
- * ニュースレターの発刊を検討する（インターネットによるメールマガジン形式か、現地の日本人社会への配布か）
- * ヨーロッパ人のメンタリティに適した法要・法式の研究
- * ヨーロッパ人に対するヨーロッパ人自身による法灯伝授の道
- * 翻訳活動：英語以外に、少なくともフランス語、スペイン語、イタリア語、ドイツ語による本宗の紹介冊子をつくる。ただし、歴史的な事跡に偏るのではなく、本宗の現代的意義や社会活動状況も詳細に記載する。
- * 短期交換留学制度の開設（学者はもとより、現地ジャーナリスト、異文化宗教を学ぶ学生など、対象を広げる。）
- * ヨーロッパ各地の在留邦人に対して、本宗を紹介した現地語による小冊子を寄贈し、彼らの知人・友人などへの配布を要請。他方、日本国内に長期在留しているヨーロッパ人登録者への対応も検討すべき。

資料1：平成12年度海外在留邦人数調査統計（出典：外務省）

（筆者注：総数500人以下の国は割愛）：

ス（130）とイタリア（30）は総人数に対して比較的少ないといえる。ゲルマン気質とラテン気質との違いにより、仏教受容の形態や方向性についても一定の特性が見出せよう。

IV ヨーロッパ開教へのスタンス（私案）

基本的出発点：

- * 伝統的教義と現代的問題が交わるところに布教の活路が開かれる。
- * Thick Nhat Hanh 師にしてもダライ・ラマにしても、欧米で評価の高い仏教者は、人類普遍の喫緊な諸テーマを題材にして分かり易く仏教を説いている。
- * 経済効率優先の社会的な限界が見えつつある今こそ、精神的オアシスとしての仏教が求められる。
- * 禅ひとつをとっても、曹洞禅、臨済禅、中国禅、韓国禅、ベトナム禅など百花繚乱の様相を呈し、そのほかにチベット仏教や、最近流行の New Age 宗教や心理療法までが入り乱れている。そうした宗教・仏教環境を、「統一」と「多様化」が共存する最近のヨーロッパ風土にあわせてどう整合化させるか。

「ヨーロッパ開教」が担うべき特異性とは何か：

- * 日系人が比較的多いハワイやブラジルなどに対するアプローチとはまったく別の道を模索しなければならない。その際、個人主義の徹底したヨーロッパ文化の中で、通仏教的でない真に本宗独自の価値観が発揮できるかどうか成否を握る。
- * ヨーロッパの宗教事情について最新の知識を得たうえで、問題点（キリスト教への幻滅・失望、教会出席率の減退など）の所在を明らかにする。既存の各有力教会がどのような対策を講じているのかを調査する。また青年層への浸透をどうはかるか。
- * ヨーロッパにおいてなぜキリスト教が低迷しているのか（神との関係という垂直軸の喪失がヨーロッパ人の精神的混乱の一因。これはもともと他者との関係という横軸を持たなかったためだろう）—その原因を探り、対案としての仏教の役割をアピールする。その際、反キリスト教・反ユダヤ教・反イスラム教的な立場

以下に、ヨーロッパ各国の仏教受容に関する1つの基礎データ(注24)を紹介する。

1990年代半ばにおけるヨーロッパの仏教普及状況

国	総仏教徒数	自国民仏教徒数	センター数	総人口比率
イギリス	180,000	50,000	300	0.3
フランス	650,000	150,000	130	1.15
ドイツ	150,000	40,000	400	0.2
イタリア	75,000	50,000	30	0.1
スイス	30,000	10,000	80	0.43
オランダ	20,000	5,000	40	0.1
デンマーク	8,000	5,000	32	0.16
ハンガリー	6,500	6,000	12	0.07
チェコ	2,100	2,000	15	0.02
ポーランド	4,500	4,000	15	0.01

[フランス(650,000)が他国を圧倒している。自国民仏教徒数についてもフランスが首位を占める(150,000)。これは、人権意識が伝統的に敏感で、論理性を好むフランス人の国民性と仏教が比較的親和性が高いことを示すものと思われる。イタリア(50,000)がフランスに次いで多い(スペインの場合もそうであるが、チベット密教の曼荼羅世界観において聴覚的、身体的要素が理性的言語性に優っている点が、いわゆるラテン気質の国民性に馴化しやすいことが考えられる)。イギリス(50,000)の場合は、自国民仏教徒数はフランスに次ぐが、総数との比較ではアジア系移民の仏教徒比率が圧倒的に高い。

仏教関連の団体やセンターについては、イギリス(300)とドイツ(400)が多い。これは、理念・思想の体系化、組織化という点で両国の国民性の特徴が現れており、仏教団体の設立による教勢の強化に努める傾向がある。他方、フラン

スト教主義者層による新たな宗教身体論の展開として、仏教の経験主義・実践主義的な側面を代表するものといえる（ただし、1960年代から70年代にかけて、米国からはじまった経験主義仏教の極端な現象である「ビート禪」^(注23)などの影響も多少あって、カウンター・カルチャー運動やヒッピーブームが無軌道な退廃主義や道徳的墮落を招いた）。

他方、二度の世界大戦で国土の焦土化を経験したドイツにとっての仏教の位置づけは、「平和」への希求と「苦」の源泉に関する探究が根底にあった。その意味でも、ドイツの場合はショーペンハウエルやニーチェ以来の伝統として、人間の存在苦をいかにとらえるかという点に仏教理解の比重がおかれ、イギリス（及び米国）における一種の経験主義的なアプローチと好対照をなすといえる。

ヨーロッパ人が仏教に見出したもうひとつの特性は、その寛容性である。換言すれば、仏教にも当然ながら教説体系はあるが、キリスト教やイスラム教などのようにドグマ的ではない。また、他宗教との共存を否定せず、自由な精神生活を容認するといった、ある意味での *laissez faire* 的姿勢が教条主義に対する拒否反応の強い現代ヨーロッパ人に興味を惹起していることも考えられる。

ある点も否めない（心理・肉体療法への傾斜など）。また、ヨーロッパ各国ではそれぞれの風土・国民性によって仏教の受容様態が微妙に異なっている点も注目される（カトリック圏とプロテスタント圏では、仏教に対するスタンスも当然違いがあろう）。ただ、上記のごとく、信仰専一の対象としてではなく、ポストキリスト教、ポストモダン的な生活スタイルの一要素として仏教をとらえている点においては、西欧全体での共通性がみられる。

イギリスでは例えば、各種仏教団体による教誨活動、ホスピスプロジェクト、動物愛護グループ、平和集会、心理学・精神医学グループなどが存在し、その傾向がヨーロッパ大陸にも波及しつつある。特に従来の仏教団体から発展して、ヨーロッパ人の気質にあわせてカスタマイズされた新しい仏教グループが20世紀後半に入ってから各地に誕生している。1967年にイギリスで創設されたFWBOはその代表例である。

1970年代以降、日系の創価学会インターナショナルがヨーロッパ主要国で活発な展開を見せている（例：イギリスでは推定約6,000人の入信者）。

仏教は、神への信仰を拒絶する一部の現代ヨーロッパ人にとり精神的なシェルターとしてひとつの場を設けつつあるといえる。ダライ・ラマは、仏教が「一種の無神論」であり、「人間主義」に立脚しているという点に西欧の無神論者が往々にして強く魅力を感じている面を強調した。（注22）

また、一般ヨーロッパ人の中で広く信じられている仏教=瞑想というきわめて「ナイーブ」な構図であるが、それはそれとして、現代生活のストレスやプレッシャーからの脱却と安心立命の境地を模索する彼らのニーズに合致していることも認めざるをえない。それゆえ西欧では当初、とりわけイギリスで上座部系からの「瞑想」に人気が集まった（タイ出身のAjahn Chahは、1978年にウエストサセックスにChithurst Forest Monasteryという瞑想センターを創設し、ヨーロッパにおける上座部系サンガの嚆矢となり、以降ドイツ、イタリア、スイスなどにもセンターがつくられていく）。このことはさらに、禪仏教などを通じた集団瞑想の実践にもつながる。いわばそれは、形而上学的な神学論争に辟易した反キリ

して従来の上座部系に加え、新たに日系仏教やチベット仏教が西欧社会に入ってくる。浄土真宗がイギリス（1952年）やドイツ（1956年）に本格的に紹介されたほか、鈴木大拙（1870-1966）やEugen Herrigel（1844-1955）が米国に続いてヨーロッパ各地に禅の瞑想や芸術を広めた。チベット仏教の場合、（1933年にインドでドイツ人僧侶Lama Govindaが創設した）Arya Maitreya Mandalaの支部を1952年にベルリンで開いた例が初期の取組みとして挙げられる。

この段階に至って仏教の実践面、特に瞑想に関心の主眼がおかれた。つまり、第一段階での仏教經典の学問的な解釈、第二段階での仏教思想面への知的関心から、一般市民による「個人的救済ツールとしての仏教」に比重が移った。そして1960-70年代にブームとなった禅宗、1980-90年代のチベット仏教[Tarthang Tulku（1935-）やChogyam Trungpa（1939-1987）などが先駆者]と、さらに多様な広がりを見せる。

第三段階への移行が行われた背景を考えると、西欧社会においてリベラルな民主主義が登場してきたこと、キリスト教会で他宗教に対する寛容性が見られるようになったこと、戦後の疲弊した西欧各国の経済が「マーシャル・プラン」などにより復興に向かい、経済的繁栄を実現したこと、一般市民の教育水準が向上して他の文明圏への関心が高まったこと、交通やコミュニケーションが飛躍的に進歩してアジア諸国からも多数の旅行者や移民が流入したことなどが起爆剤となったといえる。

現代の「ヨーロッパ仏教（Eurobuddhismという用語が近年散見される）」の特徴でまず挙げられることは、仏教に帰依する大半のヨーロッパ人が仏教の正式信者ではなく、それぞれの教育水準、就労環境に応じて生活習慣の中に仏教の教えを取り入れているという点である。そこには、自らの意思で仏教の教えを実践に移そうとしている姿がある。彼らは、自国の文化や宗教的なルーツを見直し、再評価するために、仏教のさまざまな側面にキリスト教にない新鮮な価値を見出したと考えられる。その結果、現代ヨーロッパにおけるシンクレティズム現象の一要因となっているわけであるが、反面、仏教本来の方向性から乖離する傾向が

たといえる。また、仏教の神秘主義性を強調した異流のあらわれでは、ロシア生まれのイギリス人 Madame Helena P. Blavatsky (1831-1891) と上述の Olcott による神智学教会 Theosophical Society の創設があげられる。

この時期は、仏典の翻訳や研究がいっそう進み、イギリス人 Thomas W. Rhys Davids (1843-1922) による Pali Text Society の設立に結実する。ドイツ語圏でも、Hermann Oldenberg (1854-1920) がパーリ語聖典に関する研究の集大成として『Buddha: His Life, his Doctrine, his Order』(1881) を発表した。

20世紀に入ると、ドイツ人インド学者 Karl Seidenstucker (1876-1936) がライプチヒに Society for the Buddhist Mission in Germany (1903) を設立したほか、イギリスでも Ananada Meteyya (1872-1923) が1907年、Buddhist Society of Great Britain and Ireland をロンドンに設立した。

実践仏教の側面が重視されるようになったのは第一次大戦後になってからである。知的次元だけでなく、全人的な次元で仏教の教えを適用する試みが特に1920年代から30年代のイギリスやドイツで見られるようになった。1921年に、Georg Grimm (1868-1945) と Seidenstucker はドイツに the Buddhist Parish を創設し、仏教徒コミュニティの先駆けとなる組織づくりをめざす。同時期、ドイツ人仏教徒 Paul Dahlke (1865-1928) が本格的な上座部系僧院 the Buddhist House を1924年に建設した。イギリスでは、Christmas Humphreys (1901-1983) の活躍が特筆され、彼は1924年に the Buddhist Lodge of the Theosophical Society を設立する。総じて、20世紀半ばまでは、ヨーロッパの仏教はドイツが最も盛んで、次にイギリスが続く。しかしフランスでも、米国人 Grace Constant Lounsbury (1876-1964) が Les amis du Bouddhisme (仏教友の会) を1929年に創設し、専門誌『La Pense Bouddhique』(仏教思想) を発刊している。

第三段階はおおよそ1950年代から現在に至る。この段階は一般大衆への仏教の本格的普及期といえよう。

ヨーロッパにおける第二次大戦の惨禍は人々の間にキリスト教の教えに対する疑念と不信をもたらし、これに代わる人生指針としての仏教に関心が集まった。そ

Zen Dojo, Northern Lights Zen Center, Tao Zen, ベトナム禪のSource of Joy Sangha (Glädjens Källa)、曹洞宗 / 臨済宗の Stockholm Zen Center などがある。

III ヨーロッパ仏教の概観

ヨーロッパの仏教受容史は大雑把に3段階に分けられる。

第一段階は、19世紀中葉からはじまったヨーロッパ列強の植民地主義全盛期に重なる。この段階は、仏教の歴史と教義に関する学術的な研究の時代である。最初に仏典や仏教の概念に関する知識の体系化に貢献した学者は、フランス人東洋学者Eugene Burnouf (1801-1852) だった。彼の著書『L'introduction a l'histoire du buddhisme indien』(1844) がその後のヨーロッパにおける仏教文献学の基礎となった。しかしヨーロッパへの仏典の本格的移入は、キリスト教宣教師たちがアジア諸国をキリスト教国に変えていく取組みの中で、逆に仏教に対する関心が彼らの間で高まった結果だった。従って、アジアで広範に生活に溶け込んでいた民衆宗教としての仏教には関心がもたれなかったのである。

第二段階はいわゆる「エリート」仏教の時代である。つまり、知識人、作家、芸術家などによる自身の生活信条としての仏教の採用である。その代表がドイツのショーペンハウエル (1788-1869) であろう。彼の哲学は、第一段階での学者たちの翻訳成果を通じて、仏教思想からも影響を受けた。そして彼の諸著作が逆に19世紀後半の西欧知識階級に広範なインパクトを与えるようになる。

英語圏では、仏陀の思索に詩想を得て書かれたイギリス人 Sir Edwin Arnold (1832-1904) の詩集『The Light of Asia』(1879) が仏教の普及に一役買った。続いて、米国人 Henry Steel Olcott (1832-1907) が『Buddhist Catechism』(1881) でArnoldと同様に仏陀その人と彼の思想を讃えた。この段階では大乘仏典よりもパーリ語経典が重視されていた。その中で評価・強調された点として、仏教の理性主義、現実主義、倫理的純粋性、寛容性、近代科学との共存性などが列挙できる。従ってこの段階では基本的に、仏教の瞑想的側面、共同体意識、礼拝重視の姿勢は比較的軽視されていた。換言すれば、理論の方が実践よりも先んじてい

国家のあり方が流動化するEU時代にあつて、各国の教会が国家に依存しない横のつながりを求めていくのは、ある意味で自然なことといえる。

スウェーデン教会は全体で約26,000人の職員を雇用し、約5,400人の司祭を擁する。そのうち、3,300人が各教区での活動に携わっている（しかし、約1,500人が高齢等のため、事実上、不活動状態）。残りは海外の宣教師や学校の教師である。女性は1958年に聖職位授与の資格を得て、1960年に初の女性聖職者が誕生した。現在、約1,000人の女性司祭が13の司教区で活動している（全体の約29%）。

定期的に教会に行く層は国民の約10%程度にとどまる。1996年に行なったスウェーデン研究所（The Swedish Institute）のアンケートによると、「神の存在を信じるか」という質問に48%が「是」と答え、38%が「非」、14%が「不明」と答えている。

スウェーデンは他の北欧諸国と比べ、自由教会（Free Church）が多い。著名なMission Covenant Church of SwedenやSweden Alliance Missionは19世紀における全国伝道運動の産物である。こうした非協調主義的教会の主な特徴は、信徒が個人的な信仰自由に基づいているということであり、スウェーデンにおいて独自の存在感をもっている。スウェーデン自由教会評議会（The Swedish Free Church Council）はこれら自由教会（9教会）の統括母体であり、約2,500の教区で243,000人の信徒を有する。その中で最大勢力は、ペンテコステ派（91,000人）であり、次にMission Covenant Church of Sweden（69,000人）、Interact（28,000人）、救世軍（19,000人）、バプティスト教会（18,600人）、Sweden Alliance Mission（13,000人）、メソジスト教会（5,000人）と続く。

ローマ・カトリック教会は約166,000人である。エホバの証人は現在、23,400人、モルモン教会は8,800人。なお新宗教に関しては、ハーレクリシュナや統一教会のほか、エホバの証人、モルモン教会もこの範疇の教団と見られている。スウェーデンにおける新宗教運動の信徒数は55,000-75,000にのぼり、総人口の1%弱に相当する。

日系宗教については、禅の場合、曹洞宗系のZengårdenをはじめとして、Göteborg

派が優勢である。しかし Sakya 派と Nyingma 派もそれぞれ独自の地歩を築きつつある。また Thick Nhat Hanh の人気も高く、彼の著作の大部分がスペイン語に翻訳されている。

禅に関しては現在、各地に座禅センターがある。(注20)

スウェーデン (注21)

憲法は信教の自由を保証している。スウェーデン教会(旧国教会)は1999年に国から法的に分離された。しかし同教会は国の公的支援を受け続けている。国民の約84%がスウェーデン教会に所属しているが、離脱は自由となった。脱会を選択する人の数は年々増える傾向にある(1998年に13,233人が離脱した。1999年に教会が国から分離した際は33,299人にのぼり、2000年には推定16,000人が離脱)。

現在、スウェーデンには約165,000人のローマ・カトリック信徒がいる。正教会は約10万人を有する(ギリシャ、セルビア、シリア、ルーマニア系、エストニア系、フィンランド系などである。フィンランド語系住民のルター派も存在する)。

ユダヤ教徒は全国に約17,000人いるといわれる。イスラム系は25万-30万人であり、近年急速に増加してモスクも各地に建てられている。仏教徒とヒンズー教信徒はそれぞれ、約3,000-4,000人程度といわれる。公式な統計はないが、成人国民の15-20%が無神論者であると推定される。

国家と教会の分離という歴史的改革は、スウェーデンの急速な世俗化を示す象徴的な事例である。それは確かに教会の社会的地位の低下を如実に物語っており、EU統合の流れの中で従来の国家観は大きく揺らいでいる。危機感を抱いたスウェーデン教会は、国家に依存しない教会存続の道を選んだといえるだろう。プラスの面を見れば、教会が国家から独立することによって、自主的に国内外の他教派と結びつきを深めていき、新時代にふさわしい教会を形成できる可能性がある。つまり、ヨーロッパには20世紀の初め頃から、教派を超えた教会同士の連帯(ecumenical movement エキュメニカル運動)が徐々にではあるが築かれてきた。エキュメニカル運動には、そのような歴史への反省が込められている。

である。また、スペイン・イスラム連盟（The Federation of Spanish Islamic Entities: FEERI）は、不法入国者（およそ25万人）を計算に入れなくとも、45万人以上のイスラム教徒がいると報告している。ユダヤ教信徒は約25,000人を数える。仏教徒は、公的には3,000人程度と他宗教に比べて甚だしく少ないが、実数はその3倍にのぼるとの見方もある。

1978年に憲法でスペインは政教分離を宣言した。しかし現実には、カトリック教会の社会的存在は非常に強力であり、政府と親密な関係を依然として保っている。とりわけ教会税が最大の特権であり、2000年度の税収は1,000万ドルに達した。プロテスタント、イスラム教、ユダヤ教では、カトリック教会と同等の権利が得られるよう政府に働きかけている。その目的は、公的資金の注入、税金免除の拡大、メディアアクセスの改善、新規礼拝施設に関する制限の緩和などである。所得税法では、カトリック教会に対して納税者が税額の0.5239%を教会税として納めることを認めている。

1999年5月、国会は破壊的な「カルト」教団の活動に対する反カルト法案を上程し、これらの教団を監視する組織の設立について非拘束的決議を採択した。内務省の調査によると、スペインには約200の破壊的なカルトが存在するとされ、その会員数は10万から15万となっている。

1989年に成立した「カルト法」では、警察に対して破壊的性格のカルトを調査する権限を与えた。その結果、警察内部に特別組織が編成された。救世軍やサイエントロジー教会が「破壊的カルト」と認定され、政府はこれらの教団の宗教活動に制限を加えている。フランスの反カルト法とあわせ、スペインでも新興系あるいは外来系の宗教団体に対する差別、弾圧が強まる危険性が内外から指摘されている。

スペインの仏教事情 (注19)：

従来は禅の人気が高かったが、近年はチベット仏教の勢いが非常にある。現在、多くのチベット仏教系のセンターがスペイン各地に設立され、Kagyu派と Gelug

イタリアおよびスペイン (注16)

イタリア憲法は信教の自由を保証している。従来、カトリック教会と国家の関係は1929年教政条約によって不可分だったが、1984年の改定によりイタリアは政教分離の国家となった。国民の85%がローマ・カトリックである。エホバの証人は約40万人で、第二の教団勢力となっている(2000年3月20日、イタリア政府はエホバの証人をカトリック教会と同等の政府公認宗教団体に認定した。これにより、国から教会税の交付が受けられることになる。さらに、独自の結婚式を挙行し、学校を設立することも可能)。しかし近年の顕著な傾向として、非キリスト教系諸国—北アフリカ、南アジア、アルバニア、中東—からのムスリム系移民流入(合法・非合法を問わず)が推定100万人に達し、現在も増えつつある。仏教徒は約60,000人で、そのうち40,000人が非アジア系、すなわちイタリア人を含むヨーロッパ系の人々である。サイエントロジー教会は約10万人、Waldensiansは約3万人、モルモン教会は約2万人である。ユダヤ教は減少傾向にあり、現在約3万人であるが、イタリアの21都市にシナゴグを擁している。

仏教に関しては、1985年にミラノで設立された the Italian Buddhist Union (UBI) という組織があり、主としてイタリアの禅系(注17)、チベット仏教系、上座部系を代表している。だが、同国最大の仏教団体である創価学会インターナショナル(会員数22,000人)は加入していない。日系の教団として近年注目されるのは真如苑であり、イタリア人の入信者が増えている。カトリックへの疑念を抱く者の関心と呼ぶだけでなく、入信してむしろカトリックがよく理解できたとコメントする信者もいる点が今後の開教に何らかの示唆を与えている。(注18)

スペイン憲法は信教の自由を保証している。社会学調査センター(El Centro para Investigaciones Sociologicas)による2000年4月の調査では、国民の83.6%がカトリック教徒、2%がその他、7.9%が無信仰者、4%が無神論者となっている。福音主義教会団体連盟(The Federation of Evangelical Religious Entities)は35万人のスペイン人プロテスタント教徒を代表する組織であり、現在約80万人の外国人プロテスタントが居住していると推定され、その大半はヨーロッパ人

* 1967年、The Friends of the Western Buddhist Order が設立さる。(注14)

* 1978年、タイ上座部系の Chithurst Buddhist Monastery がサセックスに設立さる。

* 1980年代以降、ノーザンバーランドやハートフォードシャーなど各地に僧院が建てられる。また、東南アジアからの移民を対象にした仏教コミュニティも設立され、ロンドンの Sri Lankan London Buddhist Vihara やバーミンガムの Burmese Buddhist Vihara などが著名。

禅に関して、イギリスで最大の禅系団体は、曹洞宗系のイギリス人女性 Jiyu Kennett が 1983 年に創設した the Order of Buddhist Contemplatives (OBC) であるといわれる。また、社会行動仏教法 Thich Nhat Hanh の主宰する「Community of Interbeing」運動も盛んになりつつあり、これと連携している組織が The Network of Engaged Buddhists である。

チベット仏教に対する関心は 1960 年代末から 70 年代初期にかけて、チベット難民がヨーロッパに流入した時期と合わせて高まった。チベット仏教の 4 大流派の中で、Kagyupa 派と Gelugpa 派は Sakyapa 派・Nyingmapa 派よりも教勢が強いとされる。

ヨーロッパ最大の Gelugpa 派は The Foundation for the Preservation of the Mahayana Tradition (FPMT) であり、全世界に 90 のセンターを有する。

日系宗教団体としては、創価学会インターナショナル(公式人数は明らかではないが、数千人の信者と推定)がイギリスで最大の日系仏教教団となっている。その他では、禅宗各派、立正佼成会、阿含宗などがある。浄土系では、真宗の流れをくむ The Pure Land Buddhist Fellowship (オックスフォードシャー) がある。

ちなみに、The Network of Buddhist Organisations (ロンドン) がイギリス内の大小 50 ほどに及ぶ仏教団体 (注15) を結ぶ中核的存在となっている。

宗教団体は政府登録の義務はない。しかし、1960年に制定され、1993年に改正されたチャリティ法 (Charities Act) により、公益法人として宗教団体がチャリティ委員会に登録されると自動的に税の優遇措置がとられる。現在チャリティとして登録されている団体は約19万で、毎年9000団体が登録をしている。チャリティの登録を希望する団体 (信託、法人、社団等) は、申請書類をチャリティ委員会に提出する。チャリティ委員会は、申請のあった団体の公益性を独自に判定する。申請書の写しは内国歳入庁 (Inland Revenue) にも送られ、登録の適否が事前に協議される。イギリスの税法では、チャリティの本来事業には法人税を課さない。また収益事業はチャリティ本体ではなく、別会社を設立させ、そこで行わせる。その収益をチャリティに寄付した場合は原則非課税である。

「チャリティ」の定義について明文規定はないが、「救貧」、「教育の振興」、「宗教の振興」および「その他共同社会に有用な活動」がこれに該当すると一般に解されている (なお、サイエントロジー教会の場合、1999年にチャリティ委員会は、同教会がチャリティ法律の目的に鑑みて宗教団体とはみなせないと結論して、チャリティ資格を付与しなかった)。

仏教受容略史：

イギリスにおける仏教の伝播は、同国のアジアに対する植民地政策に付随して発生した。従って、ビルマ、タイ、スリランカの上座部系が主流だったことはいうまでもない。19世紀半ばの仏教受容黎明期においては、他のヨーロッパ諸国同様、主に学術的な関心を中心だった。

* 1879年、Sir Edwin Arnold (1832-1904) が『Light of Asia』を出版し、初めて仏陀をイギリス国民に紹介。

* 1880年、神智主義者のBlavatsky夫人 (1831-1891) とOlcott大佐 (1832-1907) がヨーロッパ人として受戒。

* 1924年、The London Buddhist Society 設立。

* 1950年代、禅宗への関心が高まり、1960年代に本格的ブームを迎える。

イギリス (注13)

2000年10月に施行された1998年人権法は、改宗の自由を含む信教の自由を保証する。英連合王国全体で見ると、いうまでもなくイギリス国教会が圧倒的に主流であるが、スコットランドには長老派教会(スコットランドの国教会)の信者が110万人いる。北アイルランドでは、人口の約半分が自身をプロテスタントとみなし、約40%がローマ・カトリック教徒とみなしており、国を二分したかたちになっている。ウェールズでは、イギリス国教会制度が1920年に廃止されたため公認教会はないが、メソジスト派とバプティスト派が二大教団を構成している。

イギリスはまた、西欧最大のイスラム社会の1つである。推定100万-150万人のイスラム教徒がおり、600以上のモスクと礼拝所がある。ロンドンの中央モスクとその関連のイスラム文化センターは、西欧地域で中心的なイスラム教の拠点となっている。

シーク教徒は40万-50万人いる。シーク教徒のグループは主にロンドン、マンチェスターおよびバーミンガムなど都市部に集中している。ヒンズー教徒も32万人いる。最初のヒンズー寺院は1962年にロンドンに開設され、現在では全国に150以上あるといわれる。その他の有力宗教グループとしては、ユダヤ教徒が約29万人いる。

2001年4月に行われた国勢調査によると、国民の約65%がなんらかのキリスト教の信者である(約45%がイギリス国教会、10%がローマ・カトリック教会、4%が長老派教会、2%がメソジスト教会、4%が他のキリスト教会)。だが礼拝出席率となると、約8.7%にとどまる。他方、北アイルランドでは礼拝出席者が30-35%と推定される。

国民の2%がエホバの証人、モルモン教、サイエントロジー、ユニテリアンなど新興キリスト教系団体の信徒である。残りの5%に仏教、ヒンズー教、イスラム教、ユダヤ教、シーク教などが入る。また、国民の約28%が無信仰である反面、70%弱が神の存在を信じている。

ということである。しかし、教会離れの傾向については、基本的には礼拝そのものの否定ということより、人々の生活リズムの変化が作用していると分析することも可能だろう。

さらには、閉店法の緩和（1996年、閉店時間は月曜日から金曜日までの午後6時半が午後8時に、土曜日の午後2時が午後4時まで延長された。日曜営業は原則的に禁止）をめぐる議論が現在も続けられている。これは直接的には政教分離の問題ではないが、市民生活と宗教をめぐる社会的なあり方について、EU全体に通底する根本的な問いを投げかけるものである。

仏教受容略史：

* 1879年、Max Mueller（1823-1900）が「Sacred Books of the Buddhists」を英語で出版（彼はロンドンを拠点とするPali Text Society（PTS）の共同創設者のひとり）。

* オーストリア人Karl-Friedrich Neuman（1865-1915）がパーリ語聖典を独訳。

* 1881年、Herman Oldenberg（1854-1920）が仏陀の伝記を出版。

* 1903年、Karl Seidenstucker（1876-1936）がライプチヒで最初の仏教団体The Buddhist Mission in Germanyを設立。

* 1903年、Anton W.F. Gueth（1878-1957）が、ラングーンでドイツ人初の修行僧となり、数多くの仏典を独訳。その後、スリランカに上座部系僧院Island Hermitageを設立し、多くのヨーロッパ人信徒を集める。

* 1921年、Georg Grimm（1868-1945）が、ミュンヘンに仏教コミュニティを創設。

* 1924年、医師Paul Dahlke（1865-1928）がベルリンに仏教センターを設立。

* 第二次大戦後に日本の禪系仏教が紹介される。

* 1955年、German Buddhist Union（DBU）が創設される。

邦行政裁判所は、イスラム連盟（the Islamic Federation）を宗教団体として認め、公立学校で当該宗教に関する教育的な指導を提供する機会を与えるべきとの下級審の決定を支持した。だがこの決定はイスラム連盟に加盟していない大多数のイスラム系団体から批判を招いた。同年11月、ババリア州では同州の公立学校が2003年からドイツ語によるイスラム教に関する教育をスタートすると発表した。

ドイツは国全体が世俗化の度合いを深めており、教会への出席率が年々減少している。また、教会税に関しても変革の時期を迎えている。教会税見直しの議論は、直接的には長期に及んだキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）政権から社会民主党（SPD）と緑の党による連立政権への移行（1998年）をきっかけに高まった。所得税減税を中心とする税制改革の中で、教会税の大幅な落ち込みが余儀なくされたからである（すでに前政権のときからも、信者数は年々30万-50万人ずつ減り、教会の主な収入源である教会税は減少傾向にあった）。特に1990年の東西ドイツ統一以来、景気後退と増税によって納税負担増を嫌う多くの人々を教会から去らせることになったといわれている。従って、教会税の問題は早晚検討を迫られるべき問題であり、EUの統合化進展を受けて、近年急速に国民的な課題となってきた。

EKDの統計によれば、1995年の礼拝平均出席率は4.9%だった（73年には7%あったが、80年代半ばには5.5%に低下）。教会での礼拝出席頻度に関しては、毎週日曜必ず、あるいはほとんど欠かさず教会に行くというのが、旧西独で11%、旧東独が7%である。「月に数度」の割合は、前者が11%、後者が10%となっている。普通の（特別な祭日ではない）日曜日に年数回出席するというのが、前者19%、後者25%。洗礼や堅信礼、葬儀や結婚式など家族の人生行動に直結した礼拝に限っては、前者30%、後者22%である。

こうした礼拝出席に関する統計的数字から、ある程度特徴的な傾向が浮かび上がる。その1つは、ローマ・カトリック教会の礼拝出席率と比較した場合、地域や時代の違いを度外視すれば、プロテスタントの比率のほうが常に下回っている

他のキリスト教会が約100万人となっている（主なものとして、バプティスト教会：87,000人、モルモン教会：39,000人、エホバの証人：165,000人、メソジスト教会：66,000人など）。なお、ユダヤ教会に属する信徒は約82,000人であり、総人口の0.1%を占める。旧ソ連からの流入者が大量に入り、ユダヤ教徒の数は近年急速に伸張している。シナゴークに通うだけのユダヤ教信者をも含めた総数はさらに増えると推定されるが、データは把握されていない。

仏教については、1955年に設立されたドイツ仏教連合（DBU: Deutsche Buddhistische Union または German Buddhist Union）があり、傘下に50以上の団体を抱える。DBUは季刊誌「Lotus Petals」を発行し、部数は5,500部。ドイツ全体の仏教徒数に関する統計はないが、同連合によると、ベトナム、タイ、台湾、カンボジアなどからの難民や移民の仏教徒が120,000人、ドイツ人仏教信者（ほとんどは他宗教と兼信）が約100,000人と推定されている。

新興教団系を見ると、統一教会は850人、サイエントロジー教会は8,000人、ハーレクリシュナ教徒協会は5,000人、Johannish教会は3,500人などとなっている。約2,180万人（全国民の26.6%）が無宗教であると推定される。

宗教団体は登録の必要がないが、登録されると非営利団体として扱われ、課税免除資格を得る。各州当局がこれらの申請を審査して、定期的にこの資格を与える。地域税務当局が随時に課税免除資格の審査を行う。

ドイツは政教分離の原則を有するが、公益法人格を備え、国からその旨承認された宗教団体は一定率の教会税（Kirchensteuer）を信徒から徴収できる。なお連邦憲法裁判所は、公益法人格取得の要件として従来の「国家への忠誠」を求める条件を政教分離の原則に照らして違憲であるという判断を示した。従って現在はこの条件は除外されている。

州政府は、教会が運営する学校や病院などの公益法人に助成金を支給する。大半の公立学校がプロテスタントやカトリック教会の協力により宗教授業を行っている。学生の側で十分な興味を表明した場合、ユダヤ教の授業も行う。公立学校でのイスラム教育の問題はいくつかの州で話題になっている。2000年2月、連

国際的な人権擁護運動グループは同法を反民主主義・反宗教的だと非難しているが、この法律はEUの他国にも重大な関心呼び、今後同様の法案を上程する国も出てくるだろう。また、ヨーロッパ各国で宗教団体などに対する捜査のあり方が検討されている。

フランス憲法では、信仰の違いに基づいて差別することを禁じている。従ってこの新法は憲法に定めた信教の自由を制限する可能性がある。ある意味でフランス宗教界の最大の問題は、イスラム教ではなく、フランスの非宗教性原則そのものであるといえる。

仏教については、第三共和政による政教分離原則の成立とほぼ重なる19世紀後半にフランスにもオリエンタリズムの最初のブームが到来し、その中で原始仏教に対する関心が生じる。その後は停滞期が続くが、1960年代になってカウンター・カルチャー文化の隆盛とともに仏教実践者があらわれはじめ、カトリックに心情的に反発する者や思想的に不満をおぼえる層を広く魅きつけた。インドシナや中国系の移民流入の激化と合わせ、1997年には60万人とヨーロッパ最大の仏教徒人口を擁することとなった。現在の主流はチベット仏教と禪宗^(注10)であるといわれる。

ドイツ^(注11)

ドイツ基本法(憲法)では信教の自由を保証している。現在、宗教に関する公式な統計はないが、各種の非公式データを総合すると、次のとおりである：ルター派、Uniate、改革派プロテスタント教会を含む福音主義教会(EKD: Evangelisches Kirchen Gesangbuch)はドイツ人口の33%、すなわち2,700万人を有する。同教会によると、110万人程度(同教派の4%)しか定期的に教会に来ない。その他では、カトリック教会が2,720万人(33.4%)、イスラム教は約280万-320万人(3.4%-3.9%)となっている。正教会は約110万人(1.3%)を有し、その中ではギリシャ正教会が最大で約45万人である(ほかには、ルーマニア正教会が30万人、セルビア正教会が20万人、ロシア正統会が5万人)。その

職者の数は6,000-7,000人程度に激減しているだろうという予測もある。また、1983年には37,500の小教区があり、14,200区に常駐司祭がいたが、1996年にはそれぞれ、30,700教区、8,800区と減少した。

フランス政府は、「カルト」教団（英・仏・西語などではsectと呼ぶが本稿では「カルト」を使う）^(注9)については厳しい姿勢で臨んでいる。1995年に下院は、カルト調査のための特別委員会を組織した。そして1996年に発表された報告書で、エホバの証人やサイエントロジー教会を含む173の団体がカルトと認定された。下院は、こうしたカルトを裁判所の決定で禁止できる法案を全会一致で可決し、いわゆる「反カルト法」(About-Picard Law)が2001年5月に成立した。

この法案に対しては、新興宗教団体を含む多くの宗教関係者が危険性を指摘している。ユダヤ教やイスラム教の指導者たちも非難を繰り返した。「新しい宗教裁判の始まり」と指摘する声もある。

同法案では、「人の心理的、物理的依存性を利用して人権または基本的自由を侵害する法人が最低2回、刑法で有罪判決を受けた場合、解散させることができる」としている。手続きについては「関係する省庁のほか、任意の関係者が裁判所に要求することができる」と定めている。解散の前提となるのは「個人に対する攻撃、財産の侵害、薬物の違法な使用、虚偽の宣伝」などである。また、「警察はこのような刑罰の対象になった団体が病院、ホスピス、年金生活者住宅、拘留所、公共の各種センター、医療機関、学校の周囲200メートル以内に施設を設けることを禁止できる」としている。だが当初計画された「マインド・コントロール罪」の導入は見送られた。

フランスでは約30万人がカルト集団の被害に遭っているといわれる。フランス秘密警察は全土で少数派教団の調査に力を入れている。「反カルト法」第1節ではいわゆる「心理操作 mental manipulation」を犯罪としている。そのため、伝道が「厳しい、繰り返された圧力」の下での運動と見なされる場合、当該「伝道」自体が違法行為と判断される局面も出てくる。

ている。また、エホバの証人は25万人、正教会は8万-10万人といわれる（大半がギリシャ正教もしくはロシア正教）。フランス国民の約6%がどの宗教にも属していない。有力な新興教団としては、サイエントロジー教会（the Church of Scientology）の5,000-2万人、ラエリアン（the Raelians）の約2万人などがあげられる。

宗教団体は政府登録が義務づけられており、課税免除の宗教団体（Associations cultuelles）と課税免除されない文化系団体（Associations culturelles）に分けられ、いずれも会計財務内容を開示することが義務づけられている。宗教団体は地方自治体に認可申請し、その宗教活動に対する課税免除資格を受ける。

内務省統計によれば、1,138のプロテスタント系のうち109団体、147のユダヤ系のうち15団体、1,050のイスラム系のうち2団体が課税免除資格を有する。なおカトリック系団体の場合は、約100団体が課税免除となっているが、同省によれば、非課税扱いの教会はその数が多すぎて実数を把握できていない。宗教団体は通常、受領した寄付に対して課税されないが、異常に多額の寄付あるいは遺産を受領した場合、地方自治体は当該団体の課税免除資格を見直す場合がある。地方自治体はその資格を変更した場合、60%の税率を現在および過去の寄付に対して課すことができる。

外国人宣教師は、事前に3カ月間の観光ビザを得ておかななくてはならない。入国時点で、宣教師は滞在許可書を地方自治体に申請し、地方自治体に対して本国の後援宗教団体からの書簡を提出する。

各種調査によると、1981年にはおよそ7割のフランス人がカトリック信者であると答えていたが、1999年にはその率は5割となった。また、毎月教会に参列する人は1981年には2割ほどいたが、近年は1割程度である。青年層で毎週参列する人は1-2%に過ぎないといわれるほど、若者の教会離れが進んでいる。1965年に41,000人いた聖職者は、1975年には35,000人、2000年には20,000人と半減し、そのうち66歳以下が占める割合は3分の1である。2020年には、聖

育に先鞭をつけたものとして評価できよう。

他の国々はおおよそ、フランス型（非宗教的教育）とドイツ型（教会主導の宗教教育）の中間的な立場を採っている状況である。従って、先の移民政策と同様、独仏両国の政策が歩み寄ったあたりに、今後のEUにふさわしい宗教教育のモデルが想定される。

以上、一般的に市場経済に対するヨーロッパ統合の側面のみが喧伝されがちなEUのめざす方向性の中で、文化・宗教・民族という要素が「統合」プロセスとどう係わり、どこに問題点があるのか断片的に考察してきた。ヨーロッパ統合における宗教政策の位置づけはまだまだ暗中模索の状態であり、政治統合の加速を受けて徐々にその全貌が明らかになるだろう。しかし、国境の無意味化が異民族交流の活発化を必然ならしめる結果、ヨーロッパはキリスト教、イスラム教、ユダヤ教、仏教という各世界的宗教および各種新興宗教の生き残りをかけた信者獲得の場となる可能性が高い。経済・政治機構の統合とは逆に、自由な人的移動が活発化するにつれて宗教勢力図はますます混沌とし、宗教教団の分布状況にも大幅な変化が生じることは間違いない。その結果、各宗派・教派の海外布教のあり方にも何らかの変化や影響が加わることが想定される。

II EU主要国の宗教事情

EUというマクロ的な視点を踏まえた上で、EUを構成する主要国（本稿では、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、スペイン、スウェーデンの5カ国を選んだ）の宗教環境を概括的に考察する。

フランス（注8）

フランス憲法は信教の自由を保証する。フランスには宗教団体の現況に関する公式統計がないが、国民の大多数は名目上、ローマ・カトリックである。しかし国民のわずか8%しか熱心な礼拝出席者ではない。

イスラム教は第二の勢力として約400万人（総人口の約6.7%）を擁する。プロテスタントは2%を占め、ユダヤ教と仏教はともに約1%で60万-70万人となっ

例えばフランスとドイツでは異なる。EU時代においては、両国とも、憲法の精神を従来通り運用するだけでは済まない状況に直面している。

フランスでは近年、ライシテ見直しの議論が盛んである。教育現場での校内暴力や麻薬の横行などが社会問題となり、人権宣言に基づいた市民倫理の適用だけで十分か、という疑問が出されているからである。また、青年層へのカルト宗教の浸透に対する一般市民の不安感も見直しに拍車をかけている。

1989年、ムスリム系女生徒がヒジャブ（ベール）を着用して登校してきたことが、フランス教育界で議論の対象となった。これは、ムスリム系移民たちの間に、自らの宗教的アイデンティティと連動した宗教回帰現象が興隆してきたことを示す象徴的な事件だった。従来、公教育の場へ宗教性を持ち込むことを「ライシテ原則」から禁止してきたフランス政府は、その原則と「表現の自由」原則との間で板挟みになりながら、1994年、「極端に目立つものでなく、改宗の呼びかけを目的にしていなければ、ヒジャブを含む宗教的シンボルの着用を認める」という判断を示した。この措置は、政教分離の原則を適用する際に宗教とキリスト教を同一視してきた時代からの懸隔を痛感させる事例であった。イスラム系社会側から出された、「ヒジャブ着用が認められないなら、同様に十字架やキッパ（ユダヤ教男性が頭に乗せる丸い布）の着用も禁止せよ」という批判の前で、政教分離の原則だけでは有効な反論を提示できなかったからである。つまりヨーロッパでは、宗教多元社会が本格的に到来しつつある中、キリスト教世界で前提とされてきた原則がその根柢を問い直されているのである。

ドイツでも、国内に300万人いるといわれているムスリム系移民の子弟に対する宗教教育をどのように行うべきかという問題がある。現時点では、まだイスラム教の宗教教育は公立学校では行われていないが、ドイツ福音主義教会は1999年、レポート「イスラム教徒児童に対する宗教教育」で、前出ドイツ基本法第7条第3項の「宗教団体」をキリスト教会に限定せず、イスラム教団体にまで拡張して解釈する方針を打ち出している。従来「宗教教育＝キリスト教教育」とされてきた構図に、宗教的寛容の精神を大胆に取り入れた姿勢は、EU時代の宗教教

表1において、信仰を実践に移している青年が最も多い国はアイルランド(49%)であり、ギリシャ(42%)、イタリア(41%)がこれに続く。他方、デンマーク、スウェーデン、イギリス、フランス、ベルギーの各国では10%に満たない。ここでは、[1]の数値が低いほど世俗化が進展していると言ってよいだろう。また、ドイツ、フランス、オランダで無神論者の割合が高いのも特徴的である。無宗教者は、オランダで最も割合が高い。

表2の調査から分かるのは、カトリック、プロテスタント、正教会という主流派キリスト教において、実践を伴った信仰者が必ずしも多くないということである。特にプロテスタントが低く(16%)、そのことからヨーロッパにおける世俗化のインパクトは、プロテスタント系において最も顕著に現れていると判断してもよいだろう。

歴史的に、ヨーロッパ各国で宗教教育が本格的に整備され始めたのは宗教改革の時代においてである。プロテスタントとカトリックの双方が自派信徒の信仰心を強化したり、自派への改宗策として宗教教育に力を入れ、義務教育制度も整えられていった。それ以降、プロテスタントかカトリックかという選択肢があるとは言え、宗教教育はキリスト教教育とまったく同義である時代が長く続いてきた。別の見方をすれば、ヨーロッパがキリスト教文化圏であるという場合、キリスト教をベースにした西欧的均質性は宗教教育によって生まれ、維持されてきたといえる。ところが今日、そのキリスト教的な均質性が揺らいでおり、宗教教育そのものの見直しが各国において進められている。

フランス憲法の第2条には「フランスは不可分にして、非宗教的、民主的、社会的な共和国である」とあり、この理念のもとに公立学校は「非宗教性原則(ライシテ:laïcité)」(注7)を厳格に守ってきた。他方、ドイツ基本法第7条3項には「宗教教育は、公立学校においては、宗教に関係のない学校をのぞいて、正規の教科目である。宗教教育は、国の監督権をさまたげることなく、宗教団体の教義に従って行われる」と記されており、通常、宗教教育はカトリック教会およびプロテスタント教会の監督下にある。このように宗教教育の位置づけについても、

表2 各種要素別 (%)

	1	2	3	4	5	6	7	不明
性別								
男	15.9	41.7	6.0	0.5	1.0	12.3	18.0	4.5
女	23.1	43.6	5.2	0.7	1.0	10.9	12.0	3.3
年齢								
15-19	21.9	40.4	6.9	0.6	1.2	11.1	14.4	3.3
20-24	17.2	44.6	4.5	0.6	0.9	12.0	15.7	4.4
宗教								
カトリック	29.5	56.1	6.6	0.2	0.3	2.9	2.2	2.0
プロテスタント	16.4	51.5	10.4	0.2	0.5	8.0	8.7	3.9
正教会	45.4	50.5	2.1	0.0	0.6	0.8	0.0	0.6
他	40.5	34.8	4.4	3.3	4.3	6.3	4.4	2.0
無宗教	0.9	19.0	2.4	1.1	1.8	27.6	40.5	6.5
不明	1.4	24.9	9.1	1.1	3.7	21.4	15.6	22.2
状況								
就労者	15.5	44.3	5.1	0.6	0.9	12.0	17.3	4.2
専従学生	24.7	39.5	6.8	0.7	1.3	11.4	12.6	2.8
無職	16.3	46.3	4.0	0.3	0.7	11.1	15.6	5.6
EU 15カ国	19.4	42.6	5.6	0.6	1.0	11.6	15.1	3.9

表1・2 出典：The Young Europeans, Eurobarometer 47.2, European Commission, 1997

表1 EU域内青年の宗教意識 (%)

国名	1	2	3	4	5	6	7	不明
ベルギー	8.9	33.8	23.4	0.5	0.8	11.7	14.3	6.1
デンマーク	5.1	43.4	8.7	1.6	1.0	15.3	19.3	5.7
ドイツ	17.2	32.9	12.2	0.5	0.9	7.5	22.2	6.4
ギリシャ	41.9	52.8	1.5	0.0	0.7	0.7	1.9	0.5
スペイン	16.5	56.2	2.6	0.0	0.1	11.5	11.1	2.0
フランス	8.6	44.2	3.8	1.1	2.1	13.9	23.4	3.0
アイルランド	48.9	32.5	7.2	0.4	0.0	3.4	4.8	2.5
イタリア	41.0	46.3	2.3	0.4	1.7	4.7	2.9	0.7
ルクセンブルク	13.9	35.1	15.8	0.0	0.9	9.5	21.1	3.0
オランダ	15.1	25.5	5.2	2.3	0.8	24.7	22.7	3.7
オーストリア	26.1	38.0	18.0	1.0	0.6	2.7	4.9	8.8
ポルトガル	32.6	48.9	2.0	0.6	1.7	7.9	6.2	0.1
フィンランド	4.1	47.6	5.2	0.6	1.5	16.1	10.4	4.5
スウェーデン	7.5	35.3	12.2	0.5	0.7	22.8	16.4	4.5
イギリス	8.2	42.6	1.8	0.6	0.2	20.2	18.5	7.1
EU 15 各国	19.4	42.6	5.6	0.6	1.0	11.6	15.1	3.9

して大規模に流入してきた。つまり、ユダヤ教やイスラム教の動きは、20世紀の政治的・経済的要因によって引き起こされた宗教の地殻変動の途中経過を示しているのであり、キリスト教以外の宗教が広範囲かつ重層的に存在している点に、今日のヨーロッパ宗教事情の特質がある。

いまや、キリスト教世界の世俗化の進行と共に現れてきた宗教多元社会の現状を直視せずにEUの政治状況、ひいてはその宗教事情を語ることはできない。今後は、国境の廃絶化によって人々の宗教観にどのような変化が現れるのが焦点である。従ってヨーロッパ開教にあたっては、EUの視点と域内各国の視点という二元的な要素を考慮すべきである。

青年の意識と宗教教育

EU域内での宗教事情を展望するにあたり、1つのメルクマールとなるのはやはり青年の宗教意識だろう。これについて、EUは1997年に加盟15カ国の15-24歳の青年約1万人を対象にして意識調査を行った。

調査は、次の7項目から1つを選ぶ形で行われた。

- 1 I believe and I practice 信仰を持ち、礼拝出席など実践している。
- 2 I believe, but I don't practice 信仰を持っているが、実践していない。
- 3 I practice religion, but I don't really believe 宗教的実践をしているが、心から信仰しているわけではない。
- 4 I belong to a spiritual group which is not a recognized religion 公認宗教以外の団体に属している。
- 5 I would like to join a religious group, but I haven't found a suitable one yet 宗教団体に加わりたいが、まだ適当なものを見つけていない。
- 6 I am an agnostic, I don't know whether there is a God and I do not belong to a religious group 無宗教者であり、神が存在するかどうか知らず、宗教団体にも属していない。
- 7 I am an atheist, I do not believe in any God 無神論者であり、いかなる神も信じていない。

なく、多民族・多文化（宗教）を包摂できる国家の形成がもはや不可避な状況であることをはっきりと物語っている。

ヨーロッパの最大宗教勢力であるキリスト教は、カトリック、プロテスタント、ギリシャ正教に大別できる。地理的には、カトリック教圏はヨーロッパのほぼ全域に広がる。一方、プロテスタントはドイツ（特に北部）から、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーといった北欧諸国にかけて、カトリックを圧倒する勢力を保っている。ギリシャ正教の分布範囲はギリシャ周辺に限定されているが、ユーラシア大陸の東へ伝播し、ロシア正教を生み出した。なおイギリスだけは歴史的経緯（1534年にヘンリー8世の離婚問題をめぐってカトリック圏から離脱）から、イギリス国教会という独自の組織を持つ。

かつて、科学至上主義・合理主義を基礎とした近代国家の発展によって、宗教は、その政治的・社会的役割を弱め、個人の内面を救う役割に収斂していくと考えられていた。しかし、近年、ヨーロッパでこのパラダイム自体が揺らぐ現象が起こっている。イスラム教原理主義の勃興において象徴的に見出される「宗教復興」という世俗化への反動と見られる現象であり、さらには米ソ冷戦体制終焉後、多くの地域で顕在化した民族・宗教紛争である。そうした意味では、皮肉なことに、ヨーロッパにおける市場経済や情報の統合化は、一方で世俗化を推進する機能をもちながら、他方で新しいタイプの宗教を生んだり、宗教復興を加速するなど、むしろ宗教の社会的存在感を高める作用も果たしているのかもしれない。

例えばドイツでは、トルコ系移民の二世を中心にムスリムとしての目覚めを経験し、イスラム復興に参加していく若者が増えている。これは、移民先社会における麻薬の蔓延や家庭の崩壊など先進国の病理現象に対する自己防衛と、そうした社会からの疎外や差別に対抗するための選択だった。

また、近代化プロセスに伴って生じた政治システムの変革が宗教地図の再編にもつながる。かつてヨーロッパに広範に分布していたユダヤ教徒は、第二次世界大戦後、中・東欧の大部分の地域で激減した。これに対し、もともとトルコや中東に居住していたイスラム教徒が、1960年代以降、西欧各国に外国人労働者と

としては、聖俗分離を制度化して世俗化が急速に進むヨーロッパ社会から一定の距離をおかざるをえない。国家と教会との分離が、近代国家建設と平行して進行した西欧社会にとって、ムスリム系移民が聖俗不可分を主張することは、「近代化」の概念それ自体を否定する集団がヨーロッパ内に出現したことを意味する。

共産主義陣営が崩壊した現在、先ごろの米国同時多発テロの例を出すまでもなく、21世紀の新たな脅威はイスラムだとするイスラム脅威論は、西欧世界で一定の支持を得ている。しかしそうした脅威論が増長していけば、ヨーロッパの移民社会は結果として自身で堅固な壁を築くことになり、対立の構図が深化することは必定である（そうした状況下では、むしろ仏教がその中間に立って調停役を果たす局面も生まれてこよう）。

聖俗分離と宗教多元化

かつてエリアーデが西欧近代人を「近代社会の非宗教的人間」と称した^(注6)こととあわせ、現代のヨーロッパに対しては「宗教の相対化」すなわち「世俗化」という視点が浮上してきた。この「世俗化」プロセスはヨーロッパの宗教現象を理解する上でのキーワードとなっている。歴史的に、西欧の個人主義が何に立脚しているかというならば、それはキリスト教ということになる。キリスト教はいうまでもなく「神と人」という関係を基盤にしているが、「世俗化」によりキリスト教自身も相対化されたために、「国家と個人」という新たな関係構造が表面化した。また近世以降にヨーロッパ大陸各地で頻発した宗教戦争は特定の「会派・教会」を国教とするか否かをめぐって引き起こされた争乱であった。西欧社会はこうした苦い経験を通して、近代国家成立に対する必須条件としての「政教分離」へと突き進んできたのである。

しかし、世俗化や宗教の多元化が進み、国家概念そのものまでが変わりつつあるEUにおいて、従来の政教分離の原則だけで問題解決を図れる国家はもはや存在しないといってよい。EU各国における政教分離をめぐるさまざまな問題は、ヨーロッパ以外にも見られる今日の多層的な宗教のあり方に一石を投じるだけで

にイスラムに対しては排除の論理になる危険性がある一方、国籍法の改正によって血統主義を捨てたドイツは伝統的な隔離主義から脱却し、ムスリム系移民に代表される外国人労働者の「ドイツ人化」への是非を検討する段階に入った。近い将来、EUレベルで移民統合政策のすり合わせが行われる際、フランスの理想的共和国モデルあるいはドイツの新型民族国家モデルのいずれを採用するか、その折衷型が模索される可能性がなきにしもあらずである。その場合、移民受け入れ問題で経験豊富なイギリスの動向（イギリスでは、第2次大戦後の復興期、人手不足を解消するため、かつて大英帝国に属していた国々から移民を積極的に受け入れた。1950年代には、アフリカやカリブ海諸国から黒人の人々が流入し、1960-70年代にはパキスタンやバングラデシュなど南アジア諸国からの移民が増えた）が鍵となろう。（注4）

反面、上記EU主要国などでは、移民勢力の台頭とあわせ、国家の分権化、遠心化が強まり、いわゆる民族主義が再燃する傾向も観察される。経済社会分野を中心として均質化が進行するにつれ、それとのバランスの喪失を回避するために、自国の文化的な多様性や文化的差異が強調されてきているからである。

ヨーロッパ統合の議論は、「文化的多様性」を常に念頭におく必要がある。西欧社会においては、移民問題はもはや民族問題ではなく、文明間の相克をめぐる問題へと変容しつつある。実態として現代のヨーロッパは、西欧とイスラムという二つの文明世界が日常的に交錯する空間ともなった。（注5）しかしEUを軸に統合を進めているにもかかわらず、西欧諸国は今のところ、外国籍の定住者に対する参政権付与を認める国と認めない国があるなど、個々の加盟国の国家原理を修正してまで共通の移民政策を確立する段階に至っていない。だが移民問題への対処について加盟国間の共通原則を確立できなければ、域内の「人、物資、資金」移動の完全自由を達成できず、そこから統合の陥穽が生じる危険性がある。移民政策は、移民の人々と彼らの背後に控える宗教理念・勢力とパッケージ化して考えねばならないだけに、一層の注意を要する。

周知のごとく、イスラムには原理的に聖俗分離の発想はない。従ってムスリム

ヨーロッパ統合が新たな段階を迎え、EUが近隣の非キリスト教国をも取り込んでさらに進展してゆくならば、これまで経済問題の陰に隠れていた文化・民族問題が次第に表面化して、EUの中心的な課題になってくるだろう。これは教育や宗教など文化的な問題としてもあらわれるが、より直接的には民族紛争という形をとることも考えられる。こうした文化・民族に関する諸問題は、最終的には国民国家の再編といった問題にゆきつかざるをえないのである。(注2)

しかしながら、多様な民族・宗教・政治体制をかかえた国々の集合体であるEU域内では、統一通貨流通の成功など経済・市場統合面では順調に進捗しているが、精神文化面での新たな枠組みについては確たる方向性が定まっていないのが現状である。とりわけ、将来的には国境を越えて複雑に交錯している宗教への対処方針が難問となることが考えられる。外国人労働者の比率の高いイギリス、フランス、ドイツなどにおいて、トルコや他のイスラム圏諸国などの正式加盟がどのような変化をもたらすのか予断を許さない。

現在、アムステルダム条約 (Amsterdam Treaty) によってシェンゲン協定 (Schengen Agreement) が「共同体分野」に組み込まれたことにより、EUでは査証政策、移民・難民政策の域内共通化を進めている。

ドイツは1999年5月に国籍法を改正して血統主義の伝統を修正した。(注3) フランスのように二重国籍は認めるところとはならなかったが、これは歴史的な大転換といえる。出生地原理の導入により、ドイツの「国民」概念に画期的な変更がもたらされたからである。ただ新国籍法の採択は、すべての国民に歓迎されているわけではない。保守派は、新国籍法の下で移民の流入がさらに増え、世界で多発している民族紛争が内政に持ち込まれかねない、と懸念を表明している。しかし、外国人流入問題に対する加盟各国の政策レベルでの進展は、従来の同一性原理に基づく政治から、多元性の原理を容認した政治への構造転換を象徴するものとして位置付けることができる。多文化主義という観点からもドイツの事例は、EU人権・移民政策にも影響を与えるだろう。

各国の取組みについていえば、フランスのいわゆる普遍主義的な同化原理が逆

つながっていく。

翌1992年2月、上記EMU、「共通外交・安全保障政策」の樹立を目指す政治統合、および「司法・内政分野における政府間協力」の三本柱から成るEUの基本構想を合意したマーストリヒト条約（Maastricht Treaty）の調印に至った。

1995年1月、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの新規加盟を得て15ヶ国となったEUは、現在様々な分野においてヨーロッパ域内外での緊密な連携化をめざし、さらに統合拡大の計画を進めている。（注1）

マーストリヒト条約の序文には、「ヨーロッパ大陸の分裂の終結 the ending of the division of the European continent」という統合の根本目的が謳われている。「分裂の終結」とは何を意味し、分裂が終結したヨーロッパはいかなる秩序を志向していこうとするのか。ここで分裂とは、独立主権を基本原則とした近代国家への分裂現象であると考えられる。従ってその終結には、独立主権国家システムの解体と転換が伴う。EUのこうした挑戦は、グローバル化時代におけるさまざまな位相の秩序問題に対する国際的なモデルケースとしての意義を持つだろう。

EUにとっての一大転換点は先述のごとく、1980年代半ばにドロール委員長が掲げた1992年市場統合目標が1989年11月のベルリンの壁崩壊によって、ドイツ統一と東欧を含む大ヨーロッパ建設が現実的課題になった時であった。これを機に、ヨーロッパ統合は経済通貨統合に急速政治統合を加えるという根本的な軌道修正を迫られた。その流れは今日に及び、現在も進展中である。人権・移民問題や教育問題など市民生活の根幹にも統合の波が押し寄せることは必至であり、やがて宗教的次元にも波及していくものと思われる。

人権と移民

2000年12月7日、EU首脳会議は「人間の尊厳、自由、平等、連帯の普遍的価値」の保護と発展をめざす基本権憲章を全会一致で採択した。これは、言論の自由や参政権、死刑や拷問の禁止、内外人の平等や少数民族差別の禁止、高齢者や児童の権利の保護などをヨーロッパ市民の不可侵の権利としたものである。

はじめに

ヨーロッパはこれまで一般に「キリスト教文化圏」と呼ばれてきたが、近年は移民の流入によるイスラム教・仏教など他宗教の普及やヨーロッパ連合（European Union：EU）を契機とした宗教間の交流活発化などにより、その状況が劇的に変わりつつある。

そうした動向を考える際、従来のヨーロッパ史において主役だったキリスト教の重要性は変わらないにせよ、EU加盟各国における宗教多元化や世俗化の進行が及ぼす汎欧州的な影響を視野に入れておかなければならない。いまやヨーロッパ世界は、キリスト教精神の体現的存在としての地位を無条件に享受し、自らを文明世界のグローバルスタンダードとしていた時代から、「キリスト教がそもそも現代において何の役にたつのか」という自問を含め、他の文化・宗教との関係を再構築せざるを得ない時代に入ったのである。

本稿では、今後の「ヨーロッパ仏教」の役割と影響を見ていく上で、国家的枠組みを越えた新しい社会システムの実験であるEUの動向についての考察を出発点としつつ、EU域内主要国の宗教事情・教勢ならびにヨーロッパにおける仏教受容の歴史を探り、本宗の対欧開教戦略に資することをめざす。

I ヨーロッパの統合と多文化社会

ヨーロッパ連合の誕生

EUの誕生は、独仏の緊密かつ周到な連携があって実現した。

ヨーロッパでは、1970年代の経済危機によるEC（European Community）の停滞期を経た後、1985年、統合の遅れに対する危機感を抱くドロール欧州委員会委員長（仏）のリーダーシップによって、1992年までに域内市場統合の完成を目指すという「域内統合市場白書」が採択された。その間、1990年に当時のミッテラン仏大統領とコール独首相が、EMU（経済通貨統合 Economic and Monetary Union）を形成して政治統合まで実現するとの共同提案を行い、1991年12月のEU創設を期する「マーストリヒト合意（Maastricht Agreement）」に

ヨーロッパ開教の課題と展望

開教の基礎的研究 国際交流 研究スタッフ 岩田 斎 肇

目次

はじめに

I ヨーロッパの統合と多文化社会

ヨーロッパ連合の誕生

人権と移民

聖俗分離と宗教多元化

青年の意識と宗教教育

II EU主要国の宗教事情

フランス

ドイツ

イギリス

イタリアおよびスペイン

スウェーデン

III ヨーロッパ仏教の概観

IV ヨーロッパ開教へのスタンス (私案)

おわりに

浄土宗総合研究所所員・嘱託名簿

(平成 15 年 7 月 1 日現在)

〒 105-0011 東京都港区芝公園 4-7-4 明照会館 4 階

電話 03-5472-6571 (代表)

FAX 03-3438-4033

〈分室〉 〒 603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町 96 佛教大学内

電話 075-495-8143

FAX 075-495-8193

ホームページアドレス <http://www.jsri.jp/>

所 長	石 上 善 應	〒 272-0823 市川市東菅野 2-7-1	047-324-0330
主 任 研究員 (副所長)	福 西 賢 兆	〒 105-0001 東京都港区虎の門 3-11-7	栄立院 03-3431-0257
専 任 研究員 (分室主事)	竹 内 真 道	〒 522-0064 滋賀県彦根市本町 2-3-7	宗安寺 0749-22-0801
専 任 研究員	今 岡 達 雄	〒 272-0131 千葉県市川市湊 18-20	善照寺 0473-57-2232
	大 蔵 健 司	〒 193-0082 東京都八王子市式分方町 179	不断院 0426-52-2524
	武 田 道 生	〒 193-0824 東京都八王子市長房町 16	龍泉寺 0426-64-0865
	戸 松 義 晴	〒 152-0003 東京都目黒区碑文谷 3-6-9-301 〒 106-0044 東京都港区東麻布 1-1-5	03-3723-7707 心光院 03-3583-4766
	林 田 康 順	〒 230-0052 神奈川県横浜市鶴見区生麦 5-13-61	慶岸寺 045-501-2816
	正 村 瑛 明	〒 114-0023 東京都北区滝野川 2-49-5	正受院 03-3910-1778

研究員

- 伊藤茂樹
〒637-0042 奈良県五條市五條1-1-6 称念寺 07472-2-3885
- 上田千年
〒137-0827 京都市長岡京市竹の台2 D1-502 075-955-7323
- 後藤眞法
〒135-0022 東京都江東区三好1-3-3 圓通寺 03-3641-7518
- 西城宗隆
〒132-0015 江戸川区西瑞江2-38-7 大雲寺 03-3679-5748
- 坂上雅翁
〒174-0076 東京都練馬区土支田4-21-20 03-5905-5012
- 坂上典翁
〒111-0024 東京都台東区今戸2-23-6 勝運寺 03-3872-7242
- 齋藤舜健
〒615-8017 京都市西京区桂河田町12-2セジュール87 202号 075-394-6173
〒692-0011 島根県安来市安来町1927 西方寺 0854-22-3572
- 斉藤隆尚
〒130-0003 墨田区横川1-3-20 靈性院 03-3622-7829
- 佐藤晴輝
〒292-0008 千葉県木更津市中島2209 正行寺 0438-41-0041
- 善裕昭
〒602-0802 京都市上京区寺町通今出川上る鶴山町14阿弥陀寺内 075-231-3538
〒847-0017 佐賀県唐津市東唐津2-8-23 安養寺 0955-72-5327
- 曾田俊弘
〒528-0057 甲賀郡水口町北脇557 浄福寺 0748-62-1932
- 袖山栄輝
〒380-0845 長野市西後町1568 十念寺 0262-33-2449
- 水谷浩志
〒471-0842 豊田市土橋町8-6 法雲寺 0565-28-3965

- 小澤憲雄**
〒192-0062 東京都八王子市大横町7-1 極楽寺 0426-22-3609
- 熊井康雄**
〒135-0022 東京都江東区三好2-7-5 龍光院 03-3642-3437
- 佐藤良文**
〒112-0002 東京都文京区小石川4-12-8 光圓寺 03-3811-1307
自宅 03-5689-5634
- 柴田泰山**
〒172-0022 板橋区仲町22-14-204 03-3959-2746
〒806-0049 福岡県北九州市八幡西区穴生2-5-1 弘善寺 093-621-5953
- 島恭裕**
〒105-0011 東京都港区芝公園1-8-13 源流院 03-3433-2768
- 清水秀浩**
〒573-0132 枚方市野村元町21-20 法楽寺 0728-58-8542
- 千古利恵子**
〒658-0044 兵庫県神戸市東灘区御影塚町4-14-21 078-7821-1689
- 田中勝道**
〒306-0023 茨城県古河市本町1-1-7 宝輪寺 0280-32-3467
- 田丸典子**
〒121-0801 足立区東伊興4-3-3 03-3899-1331
- 中野隆英**
〒111-0022 台東区清川1-2-5 念仏院 03-3873-0642
- 廣本榮康**
〒135-0022 東京都江東区三好1-2-8 法性寺 03-3641-1356
- 細田芳光**
〒135-0022 東京都江東区三好1-4-5 勢至院 03-3641-5780
- 真柄和人**
〒528-0041 滋賀県甲賀郡木口町虫生野320 永福寺 0748-62-2657
- 村田洋一**
〒105-0011 東京都港区芝公園2-11-25 最勝院 03-3434-6611

米澤 実江子

〒603-8567 京都市北区鷹峯南鷹峯町22-14 てるてる荘103号 090-2195-6412

鷺見 定信

〒253-0087 神奈川県茅ヶ崎市下町屋2-14-15 梅雲寺 0467-82-6060

Jonathan Watts (ジョナサン・ワッツ)

〒247-0062 鎌倉市山ノ内868 藤源治テラスB号 0467-23-8470

研究助手

石川 琢道

〒250-0874 小田原市鴨宮446 春光院 0465-48-5161

吉田 淳雄

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-17-503 03-3367-4650
〒299-1621 千葉県富津市竹岡349-1 松翁院 0439-67-8354

和田 典善

〒381-0101 長野県長野市若穂綿内8585-1 正満寺 026-282-2012

-
- 伊藤 唯真**
〒520-3101 滋賀県甲賀郡石部町石部中央 2-5-46 善隆寺 0748-77-2347
- 梶村 昇**
〒157-0066 東京都世田谷区成城 4-21-2 03-3483-1025
- 田丸 徳善**
〒145-0071 東京都大田区田園調布 5-3-4 照善寺 03-3721-3148
- 長谷川 匡俊**
〒260-0812 千葉県千葉市中央区大巖寺町 180 大巖寺 043-261-2917
- 八木 季生**
〒112-0011 東京都文京区千石 1-14-11 一行院 03-3941-2035

総合研究所運営委員会委員名簿

(平成15年7月1日現在)

委員 (役職)	水谷 幸正	(宗務総長)		
	小林 昭五	(教学局長)		
	曾和 義雄	(財務局長)		
	大島 良彦	(社会局長)		
	袖山 榮眞	(東京事務所長)		
	小林 正道	(出版室長)		
	石上 善應	(総合研究所長)		
	福西 賢兆	(総合研究所主任研究員)		
委員 (総長 委嘱)	香川 孝雄			
	〒543-0017	大阪府大阪市天王寺区城南寺町5-16	蓮生寺	06-6761-0710
	梶村 昇			
	〒157-0066	東京都世田谷区成城4-21-2		03-3483-1025
	中井 眞孝			
	〒600-8087	京都府京都市下京区高倉通松原下ル樋之下町37-5	長香寺	075-351-1754
	花園 宗善			
	〒612-8304	京都府京都市伏見区榎町713	悟真寺	075-621-2229
	藤本 浄彦			
	〒742-2107	山口県大島郡大島町東屋代944	西蓮寺	0820-74-2662
	牧 達雄			
	〒525-0041	滋賀県草津市青地町1146	西方寺	0775-64-2277
丸山 博正				
〒113-0021	東京都文京区本駒込1-1-5	潮泉寺	03-3813-2314	
八木 季生				
〒112-0011	東京都文京区千石1-14-11	一行院	03-3941-2035	
山下 法文				
〒515-0075	三重県松阪市新町874	樹敬寺	0598-23-9680	

平成十四年度活動報告

平成十四年度行事報告

四月一日

・新任研究員・研究助手への辞令伝達式

(研究所)

・第一回所内連絡会(研究所)

・専任研究員会議(研究所)

四月八日

第二回所内連絡会(研究所)

四月十五日

・浄土宗大辞典研究会(東京事務所)

・第三回所内連絡会(研究所)

・国内開教研究会(研究所)

・現代布教研究会(東京事務所)

四月十六日

・各宗派教化関係研究機関連絡協議会

(高野山東京別院)

四月十八日

・分室会議(京都分室)

・葬祭仏教研究会(研究所)

四月二十二日

・第四回所内連絡会(研究所)

・教化儀礼声明研究会(錫杖)(研究所)

四月二十三日

・葬祭仏教研究会(研究所)

四月二十四日

・第二回教団付置研究所間の懇談会(東京事務所)

五月二日

・実践僧侶学講座(大正大学)

四月三十日

・国内開教西本願寺合同研究会(東京事務所)

五月二日

・第五回所内連絡会(研究所)

・学術大会代表者会議(佛教大学)

五月八日

・実践僧侶学(大正大学)

五月九日

・第六回所内連絡会(研究所)

・「国内開教システム」打ち合せ(研究所)

五月十日

・現代布教研究会(研究所)

五月十三日

・第七回所内連絡会(研究所)

・伝承儀礼研究会(研究所)

五月十五日

・国内開教委員会(東京事務所)

五月十六日

・国内開教使座談会(東京事務所)

・典籍・版木 古書籍調査(柏原市)

五月二十日

・国際交流の基礎的研究研究会

(東京事務所)

・浄土宗大辞典研究会(研究所)

・第八回所内連絡会(研究所)

・専任研究員会議(研究所)

五月二十三日

・教学高等講習会(僧侶養成)(大本山増上寺)

五月二十四日

・現代布教研究会(研究所)

五月二十七日

・基本典籍研究会(研究所)

・第九回所内連絡会(研究所)

五月二十八日

・日常勤行式の現代語化研究会

(大本山増上寺)

・分室会議(京都分室)

五月三十一日

・浄土教比較論研究会(大本山増上寺)

六月三日

・基本典籍研究会(東京事務所)

・葬祭仏教研究会(研究所)

・第十回所内連絡会(研究所)

・専任研究員会議(研究所)

六月五日

・実践僧侶学(大正大学)

六月六日

・現代宗教問題研究会

「仏教NGOネットワーク」打ち合せ(研究所)

六月十日

・基本典籍研究会(研究所)

- ・第十一回所内連絡会 (研究所)
- ・葬祭仏教研究会 (東京事務所)
- ・教化儀礼声明研究会 (東京事務所)
- 六月十二日
- ・葬祭仏教現地調査 (御殿場 大乘寺)
- ・英語ホームページの研究會 (研究所)
- 六月十四日
- ・分室會議 (分室)
- 六月十七日
- ・第十二回所内連絡会 (研究所)
- 六月十八日
- ・現代布教研究会 (研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (東京事務所)
- 六月二十四日
- ・第十三回所内連絡会 (研究所)
- 六月二十五日
- ・国際交流研究会 (東京事務所)
- ・葬祭仏教研究会 (研究所)
- 六月二十八日
- ・現代布教研究会 (研究所)
- 六月二十九日
- ・仏教福祉シンポジウム
- ・「アジアの仏教福祉」(大本山増上寺)
- 七月一日
- ・基本典籍研究会 (研究所)
- ・専任研究員會議 (研究所)
- ・第十四回所内連絡会 (研究所)
- ・現代宗教・社会問題研究会 (研究所)
- 七月二日
- ・現代布教研究合同會議 (研究所)
- 七月三日
- ・現代布教研究合同會議 (研究所)
- 七月四日
- ・国内開教研究会 (研究所)
- ・日本語ホームページの研究會 (研究所)
- 七月六日
- ・仏教NGOシンポジウム (研究所)
- 七月八日
- ・第十五回所内連絡会 (研究所)
- ・日本語ホームページの研究會 (研究所)
- 七月十日
- ・実践僧侶学 (大正大学)
- 七月二十二日
- ・第十六回所内連絡会 (研究所)
- ・日本語ホームページの研究會 (研究所)
- ・海外開教研究会 (研究所)
- 七月二十九日
- ・第十七回所内連絡会 (研究所)
- 八月五日
- ・専任研究員會議 (研究所)
- ・第十八回所内連絡会 (研究所)
- ・日本語ホームページ研究会 (研究所)
- 八月六日
- ・現代布教研究会 (研究所)
- 八月八日
- ・海外開教研究会 (研究所)
- 八月十二日
- ・第十九回所内連絡会 (研究所)
- 八月十八日～二十七日
- ・北米開教区宗教事情調査 (ロサンゼルス)
- 九月二日
- ・第二十回所内連絡会 (研究所)
- ・現代布教研究会 (研究所)
- 九月三日
- ・教学高等講習会 (岡山教区)
- 九月十日
- ・総合学術大会 (佛教大学)
- 九月十二日
- ・日本語ホームページ研究会 (研究所)
- 九月十七日
- ・第二十一回所内連絡 (研究所)
- 九月二十四日
- ・第二十二回所内連絡会 (研究所)
- 九月二十六日
- ・基本典籍研究会 (研究所)
- ・日本語ホームページ研究会 (研究所)
- 九月二十七日
- ・現代布教研究会 (研究所)
- ・伝承儀礼研究会「散華」(研究所)
- 九月三十日
- ・浄土教比較論研究会 (東京事務所)
- ・第二十三回所内連絡会 (研究所)
- ・専任研究員研究会 (研究所)
- 十月四日

- ・国際交流研究会（東京事務所）
 - 十月七日
 - ・第二十四回所内連絡会（研究所）
 - 十月九日
 - ・実践の僧侶学（大正大学）
 - 十月十日
 - 現代布教研究会（研究所）
 - ・教団付置研修懇話会（天台宗事務所）
 - 十月十五日
 - ・第二十五回所内連絡会（研究所）
 - 十月十八日
 - ・教化団長会議（宗務庁）
 - ・基本典籍研究会（東京事務所）
 - 十月二十一日
 - ・浄土教比較論研究会（東京事務所）
 - ・第二十六回所内連絡会（研究所）
 - ・専任研究員会議（研究所）
 - ・日本語ホームページ研究会（研究所）
 - 十月二十三日
 - ・実践の僧侶学（大正大学）
 - 十月二十四日
 - ・葬祭仏教研究会（研究所）
 - 十月二十六日
 - ・法然セミナリ
 - 「そつ、だから法然2002」（誠売ホール）
 - 十月二十八日
 - ・基本典籍研究会（研究所）
-
- ・第二十七回所内連絡会（研究所）
 - ・専任研究員会議（東京事務所）
 - ・分室会議（京都分室）
 - ・伝承儀礼研究会と光明伽陀（研究所）
 - 十一月五日
 - ・現代布教研究会（研究所）
 - 十一月六日
 - ・現代布教研究会（研究所）
 - ・実践の僧侶学（大正大学）
 - 十一月十一日
 - ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 - ・基本典籍研究会（研究所）
 - ・第二十八回所内連絡会（研究所）
 - 十一月十一日～十五日
 - ・パチカン諸宗教対話評議会訪問（ローマ）
 - 十一月十二日
 - ・現代布教研究会（研究所）
 - 十一月十五日
 - ・分室会議（京都分室）
 - 十一月十八日
 - ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 - ・専任研究員研究会（研究所）
 - ・第二十九回所内連絡会（研究所）
 - ・日本語ホームページ研究会（研究所）
 - 十一月二十日
 - ・実践の僧侶学（大正大学）
 - 十一月二十二日
 - ・現代布教研究会（研究所）
-
- 十一月二十五日
 - ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 - ・第三十回所内連絡会（研究所）
 - 十二月二日
 - ・第三十一回所内連絡会（研究所）
 - ・専任研究員研究会（研究所）
 - 十二月四日
 - ・国際交流研究会（東京事務所）
 - 十二月五日
 - ・伝承儀礼研究会と後伽陀（研究所）
 - 十二月六日
 - ・現代布教研究会（研究所）
 - 十二月九日
 - ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 - ・基本典籍研究会（研究所）
 - ・第三十二回所内連絡会（研究所）
 - ・海外開教研究会（研究所）
 - 十二月十日
 - ・基本典籍研究会（東京事務所）
 - 十二月十一日
 - ・実践の僧侶学（大正大学）
 - 十二月十六日
 - ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 - ・日本語ホームページ研究会（東京事務所）
 - ・第三十三回所内連絡会（研究所）
 - ・基本典籍研究会（研究所）
 - 十二月十七日
 - ・基本典籍研究会（研究所）

- 十二月十九日
 ・分室会議（京都分室）
 十二月二十日
 ・現代布教研究会（研究所）
 平成十五年
 一月六日
 ・基本典籍研究会（研究所）
 ・第三十四回所内連絡会（研究所）
 ・専任研究員会議（東京事務所）
 一月十五日
 ・実践の僧侶学（大正大学）
 一月二十日
 ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 ・基本典籍研究会（研究所）
 ・宗門関係機関懇話会（東京事務所）
 ・現代布教研究会（東京事務所）
 ・第三十五回所内連絡会（研究所）
 ・日本語ホームページ研究会（研究所）
 一月二十一日
 ・基本典籍現代布教研究会（研究所）
 一月二十二日
 ・分室会議（京都分室）
 一月二十四日
 ・浄光会新年総会（増上寺）
 一月二十七日
 ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 ・第三十六回所内連絡会（研究所）
 ・現代布教研究会（研究所）
- 二月三日
 ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 ・第三十七回所内連絡会（研究所）
 ・現代布教研究会（研究所）
 二月十日
 ・第三十八回所内連絡会（研究所）
 ・現代布教研究会（研究所）
 ・日本語ホームページ研究会（研究所）
 ・浄土宗大辞典研究会（東京事務所）
 二月十四日
 公開シンポジウム
 ・「インターネットと寺院」（増上寺）
 二月十七日
 ・浄土宗大辞典研究会（研究所）
 ・基本典籍研究会（研究所）
 ・現代布教研究会（研究所）
 ・第三十九回所内研究会（研究所）
 二月二十四日
 ・浄土宗大辞典研究会（研究所）
 ・基本典籍研究会（研究所）
 ・第四十回所内連絡会（研究所）
 ・海外開教研究会（東京事務所）
 ・専任研究員研究会（研究所）
 二月二十五日
 ・運営委員会（東京事務所）
 ・海外開教研究会（東京事務所）
 ・現代語化研究会（研究所）
 二月二十六日
- ・葬祭仏教研究会（研究所）
 ・国際交流研究会（東京事務所）
 三月三日
 ・浄土宗大辞典研究会（研究所）
 ・第四十一回所内連絡会（研究所）
 ・日本語ホームページ研究会（東京事務所）
 三月四日
 ・海外開教研究会（研究所）
 三月六日
 ・現代語化研究会（研究所）
 三月七日
 ・現代布教研究会（研究所）
 三月十日
 ・浄土宗大辞典研究会（研究所）
 ・現代語化研究会（東京事務所）
 ・浄土教比較論プロジェクト研究会（東京事務所）
 ・第四十二回所内連絡会（研究所）
 三月十一日
 ・現代語化研究会（研究所）
 ・葬祭仏教研究会（研究所）
 三月十七日
 ・第四十三回所内連絡回（研究所）
 三月二十四日
 ・伝承儀礼研究会（研究所）
 ・第四十四回所内連絡回（研究所）
 三月二十七日
 ・学術大会代表者委員会（東京事務所）

三月二十八日

・葬祭仏教研究会(宗務庁)

三月三十一日

・現代布教研究会(研究所)

・第四十五回所内連絡回(研究所)

・専任研究員研究会(研究所)

講師・研究スタッフ

東海林良昌 慶野匡文 郡嶋泰威 加藤良光 石川一宣 後藤慎也 花木信徹
成田勝美 小田芳隆 山縣正紀 高橋宏文 日下部匡信 川副春海 (現代布教の検討)

佐藤良純 佐々木良法

野田隆生 石川到覚 落合崇志 安藤和彦 林俊光

研究プロジェクト	講師・研究スタッフ
①浄土宗大辞典の点検等	
②A 浄土三部経	
②B 四十八巻伝	
②C 基本典籍英訳	
③浄土宗善本叢書	伊藤真宏 松島吉和
④浄土宗典籍・版本の研究	橋本初子 松永知海
⑤葬祭仏教	
⑥教化儀礼の研究～伝承儀礼研究～	八百谷啓人 南忠信 八尾敬俊
⑦現代布教の検討	池田常臣 麻上昌幸 佐伯教導 長尾拓応
⑧国内開教	
⑨海外開教	
⑩国際交流	松涛誠達 生野善応 岩田斎肇 松涛弘道
⑪A 新しい宗教動向への対応	
⑪B 生命倫理の諸問題	
⑫仏教福祉	鷲見宗信 藤森雄介 関徳子 曾根宣雄
⑬日本語によるホームページ運営	
⑭英語によるホームページ運営	
⑮「教化研究」「総研叢書」「研究成果」	
⑯定期的情報プロジェクト	
⑰日常勤行式の現代語化に関する基礎研究	山田隆昭 佐山哲郎
⑱A 現代における宗教の役割研究会 (CORMOS)	
⑱B 各宗派教化関係機関連絡協議会	
⑱C 国際宗教研究所 (IISR)	
⑱D 教団付置研究所懇話会	
⑲宗門関係研究所との連携協議	
⑳A 法然上人二十五霊場研究	
⑳B 法然上人展の調査研究	

嘱託研究員				
村田洋一	柴田泰山			
柴田泰山				
真柄和人	千古理恵子	米澤実江子		
ジョナサン・ワッツ	田丸典子	島恭裕		
米澤実江子				
米澤実江子				
鷺見定信	熊井康雄	細田芳光	佐藤良文	柴田泰山
廣本榮康	田中勝道	熊井康雄	清水秀浩	柴田泰山
中野隆英	柴田泰山			
島恭裕				
鷺見定信	島恭裕	田丸典子		
島恭裕	田丸典子			
島恭裕	田丸典子			
島恭裕	田丸典子			
島恭裕	田丸典子			
佐藤良文	小沢憲雄	島恭裕	田丸典子	
ジョナサン・ワッツ	島恭裕	田丸典子		
細田芳光	村田洋一	島恭裕	田丸典子	
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		
柴田泰山	島恭裕	田丸典子		

研究プロジェクト	研究員（左ページより続き）
①浄土宗大辞典の点検等	袖山栄輝 石川琢道 和田典善 吉田淳雄
②A浄土三部経	
②B四十八巻伝	
②C基本典籍英訳	
③浄土宗善本叢書	
④浄土宗典籍・版木の研究	曾田俊弘
⑤葬祭仏教	
⑥教化儀礼の研究～伝承儀礼研究～	
⑦現代布教の検討	
⑧国内開教	
⑨海外開教	
⑩国際交流	
⑪A新しい宗教動向への対応	
⑪B生命倫理の諸問題	
⑫仏教福祉	
⑬日本語によるホームページ運営	
⑭英語によるホームページ運営	
⑮「教化研究」「総研叢書」「研究成果」	
⑯定期的情報プロジェクト	
⑰日常勤行式の現代語化に関する基礎研究	
⑱A現代における宗教の役割研究会（CORMOS）	
⑱B各宗派教化関係機関連絡協議会	
⑱C国際宗教研究所（IISR）	
⑱D教団付置研究所懇話会	
⑲宗門関係研究所との連携協議	
⑳A法然上人二十五霊場研究	
⑳B法然上人展の調査研究	

研究代表	研究副代表	研究主務	研究員
石上善應	梶村昇	林田康順	福西賢兆 大蔵健司 西城宗隆
石上善應		袖山栄輝	林田康順
伊藤唯真		善裕昭	
		戸松義晴	
		善裕昭	
		竹内真道	伊藤茂樹 斉藤舜健 善裕昭
伊藤唯真	福西賢兆	大蔵健司・西城宗隆	今岡達雄 武田道生 坂上典翁
福西賢兆		坂上典翁	
八木季生		正村瑛明	佐藤晴輝 後藤眞法 斉藤隆尚
		武田道生	戸松義晴 水谷浩志 和田典善
		水谷浩志	武田道生 戸松義晴
田丸徳善		戸松義晴	武田道生 水谷浩志 吉田淳雄
石上善應		戸松義晴	
石上善應		武田道生	
長谷川匡俊		坂上雅翁	上田千年
		今岡達雄	斉藤隆尚
		戸松義晴	
		大蔵健司	石川琢道 吉田淳雄
石上善應		福西賢兆	
石上善應		福西賢兆	
石上善應		武田道生	

	研究課題	研究プロジェクト	
1	浄土宗義と現代	①浄土教比較論	浄土宗大辞典の点検等
		②浄土宗基本典籍の現代語化	A 浄土三部経
			B 四十八巻伝
		③浄土宗善本叢書	C 基本典籍英訳
		④浄土宗典籍・版本の研究	
2	現代葬祭仏教研究	⑤葬祭仏教	
3	伝道（布教教化）の研究	⑥教化儀礼の研究～伝承儀礼研究～	
		⑦現代布教の検討	
4	開教の基礎的研究	⑧国内開教	
		⑨海外開教	
		⑩国際交流	
5	現代宗教・社会問題への対応	⑪現代宗教・社会問題への対応	A 新しい宗教動向への対応
			B 生命倫理の諸問題
6	仏教福祉の研究	⑫仏教福祉	
7	ホームページ教化情報提供	⑬日本語によるホームページ運営	
		⑭英語によるホームページ運営	
8	編集	⑮「教化研究」「総研叢書」「研究成果」	
9	特別対策研究	⑯定期的情報プロジェクト	
		⑰日常勤行式の現代語化に関する基礎研究	
		⑱他教団との交流	A 現代における宗教の役割研究会（CORMOS）
			B 各宗派教化関係機関連絡協議会
			C 国際宗教研究所（IISR）
			D 教団付置研究所懇話会
		⑲宗門関係研究所との連携協議	
		⑳大遠忌関連プロジェクト	A 法然上人二十五霊場研究
			B 法然上人展の調査研究

- ▽教化研究十四号をお届けする。
 ▽今回掲載の成果報告は開教の基礎的研究
 (②海外開教) 研究成果報告水谷浩志研究
 員の報告を掲載する。
 ▽研究ノートは浄土宗基本典籍の現代語化
 の「仏説阿彌陀經」「四十八卷伝」を記載し
 た、研究概要でも記載のとおり皆様から
 ご意見を頂戴できれば幸いである。
 ▽その他の研究については、研究継続中
 のものも含め、それぞれの概要・研究経過等
 を「研究活動報告」に記載した。
 ▽なお前年度より本誌はコンピュータによ
 るデスクトップパブリッシングシステム
 により作成を行い、本誌の「成果報告」「研
 究活動報告」は研究所ホームページにも同
 時掲載を行っておりインターネット環境で
 も閲覧が可能である。又データは研究所内
 にデジタルデータとして保存されるよう
 なった。

(大)

教化研究 第14号

平成15年7月15日 発行

発行人 石上善應

編集・発行 浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 照明会館内

電話(03)5472-6571(代表) FAX(03)3438-4033

印刷所 株式会社共立社印刷所

**JOURNAL
OF
JODO SHU EDIFICATION STUDIES**

(KYŌKA KENKYŪ)

No.14, 2003

Published by

JODO SHU RESEARCH INSTITUTE

(Jōdo Shū Sōgō Kenkyūjo)

TOKYO, JAPAN